

325  
498

m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>6</sup>m 1 2 3 4 5

始



特217  
283



元平治物語

改訂版



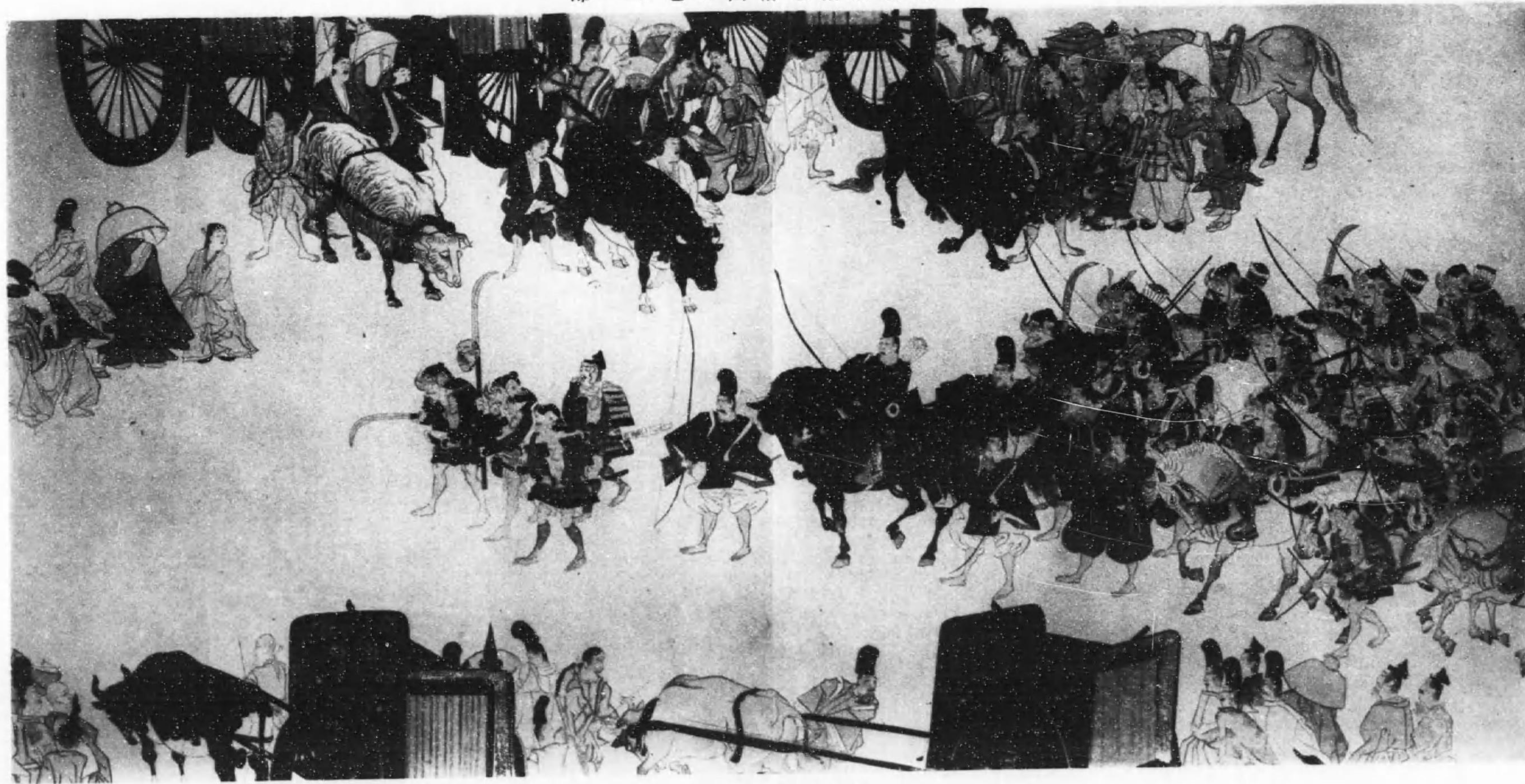


保元物語

いさくそ父をみく耐後と慕しし人  
改さ程よりころ耐も國を耐も志ころる國  
最も饒なりと名は言祈もころさる空海右平  
よりして高賊にこれ市なりと名上よりてまる  
りあやころる小耐も國みぶ建長ころるしむ  
長下として礼に背とさるをうしかりひ力  
大なりならずあはれむさほしひまうし國は  
うづらんかころる下耐もたは建長ころる

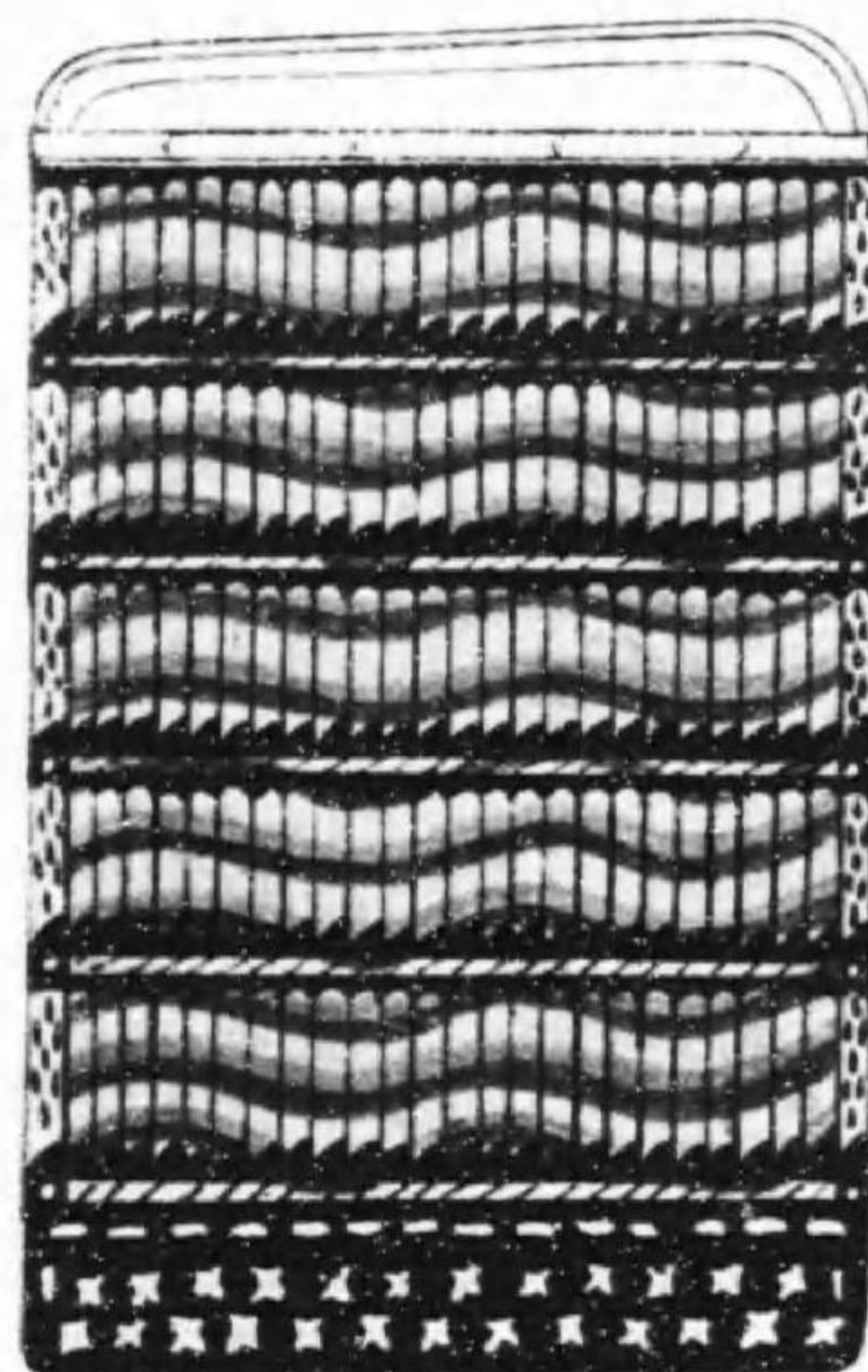
(藏寮書圖省内宮)

部一の巻の西信卷繪語物治平

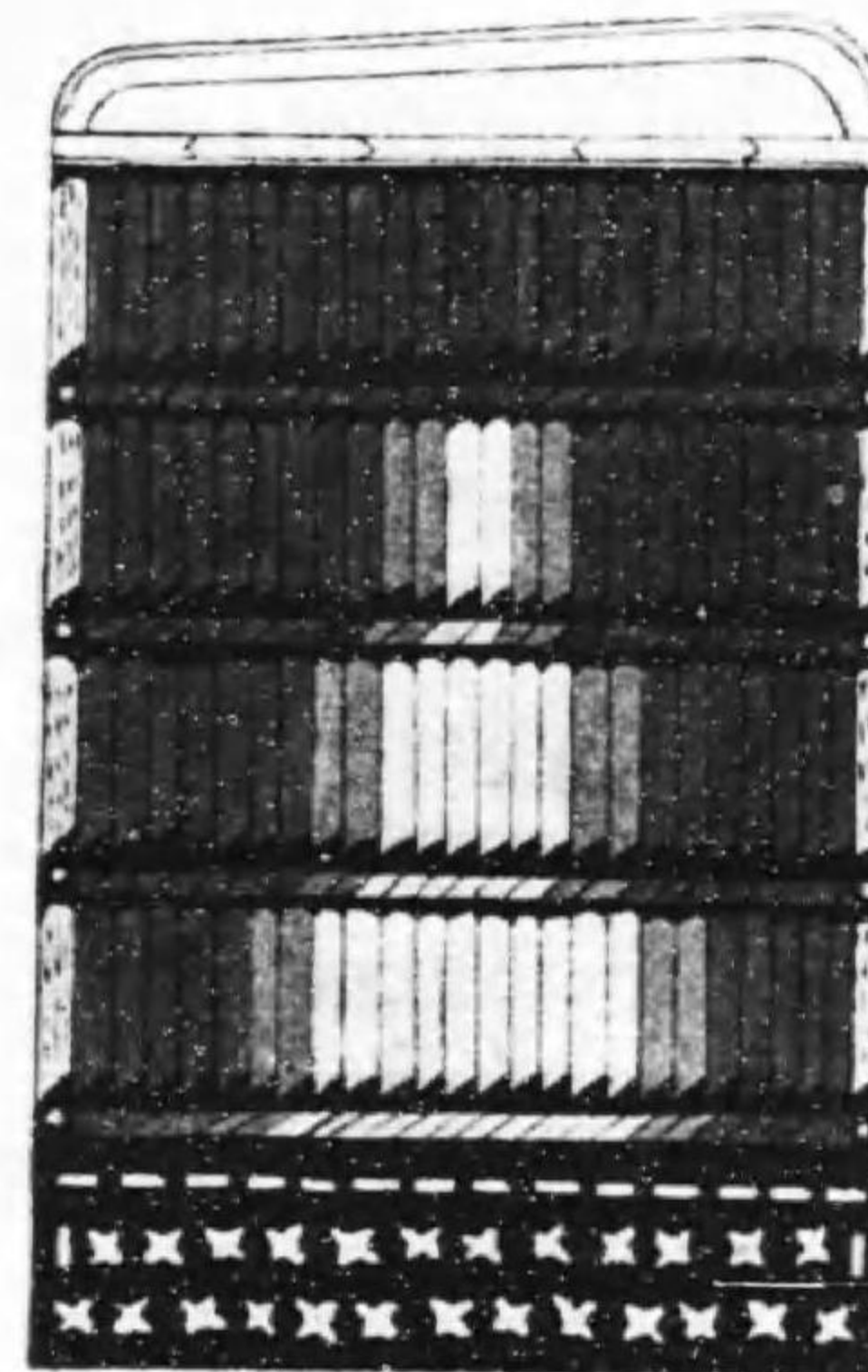


(藏家爵男崎岩)

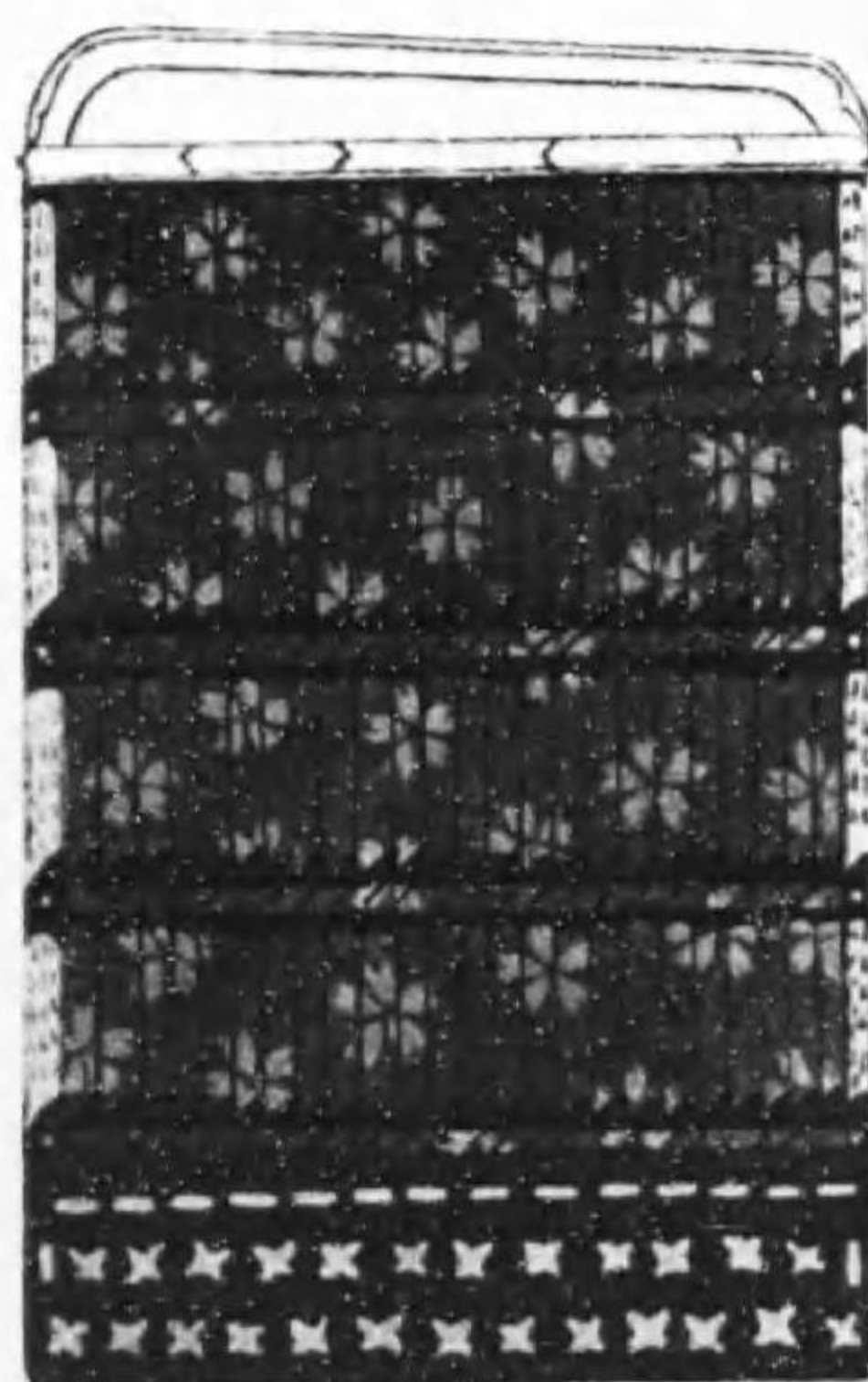
袖の鑑載所覽一色鑑古尙



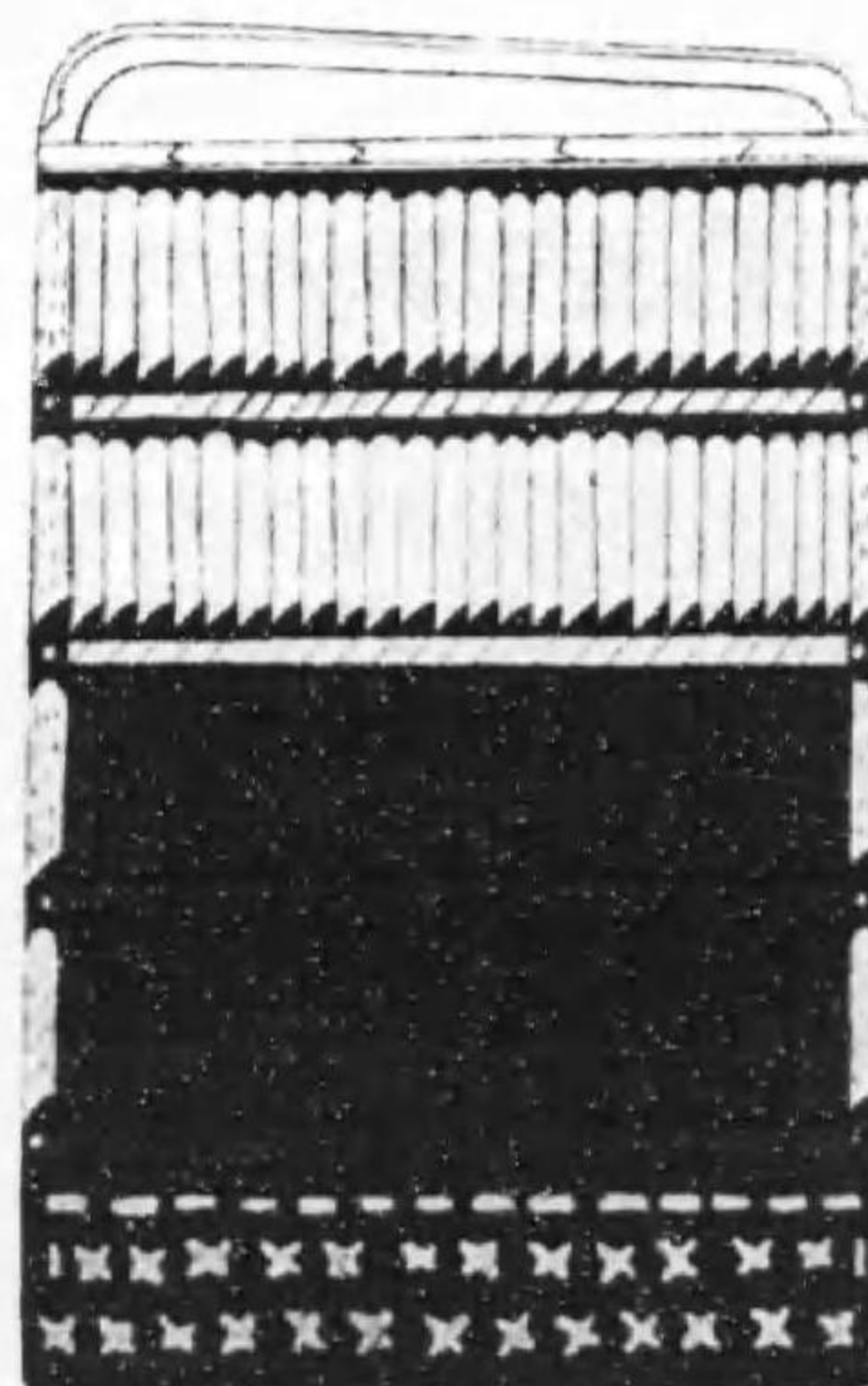
伏繩目



澤瀉絨



小櫻を黄にかへしたる絨



卯花絨

(輯里百間本)

## 緒言

一、保元物語三卷は、久壽二年近衛天皇の崩御の頃から、元暦元年保元の戦場であつた白河殿址に崇徳院の御廟を造營して遷宮を行はれるまでの三十年間、平治物語三卷は、保元三年後白河天皇の御讓位の頃から、正治元年源頼朝の薨去に至るまでの四十一年間に亙る物語である。けれども其の主要な部分は、保元物語にあつては、保元元年七月二日、鳥羽院の崩御あり、續いて主上新院兩方が戦備に着手され、同十一日義朝清盛等が白河殿に攻め寄せ、戦闘二刻にして攻め落してから、戦後の處分を終るまでの約一箇月で、而も鎮西八郎爲朝の勇猛無比な射戦が、其の中心を爲してゐる。又平治物語にあつては、平治元年十二月四日、信頼義朝の擧兵、内裏占據の事あつて、間もなく、清盛父子等の來攻となり、信頼方敗走し、翌年正月義朝は弑せられ、其の子供の處分全體が終るまでの約二箇月で、而も悪源太義平の壯烈精悍な活躍が眼目を爲してゐる。されば其の時日に於て、其の事件に於て、平家物語などに比しては極めて單純であつて、それだけ其の記事が精細で統一があり、軍記としての面目がよく發揮されてゐる。

さて又前にいつた處分、是は直接戦争に参加した者の、當然免れる事の出来ないのもあるが、中には義朝の幼弟の斬刑や、之を悲む爲義の北の方の投身自殺や、或は三幼兒を携へた常磐の苦

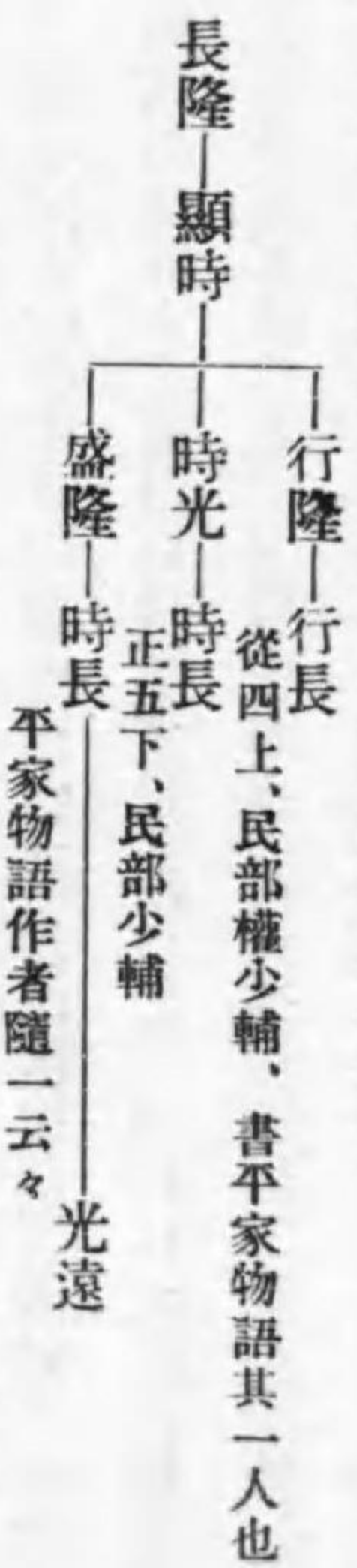
悶の如き、敗者弱者の蒙つた最も悲哀な慘禍で、勇壯な前段と比較對照して、興味深い者である。  
 一、此の中心記述以後の文段は、實は蛇足で、年數としては長いが、分量としては少いので、價値も亦乏しいのみでなく、是れあるが爲に却つて、散漫不徹底を感ぜしめる。是れは平治物語に於て殊に其の傾向が著しいのであるが、實は異本の中には、頼朝を伊豆に送致するまで、終つてゐるのもあつて、此の方が原作に近い者かと思ふ。

一、此の戦争を書いた當時の記録には、兵部卿平信範の筆なる人車記、一名兵範記があり平治の亂の處は缺けてゐる。此の外にも記録はあつたらう。作者は是等に據り、又多く巷談途説を交へた外、自己獨特の文筆に由つて巧に粉飾を施し、事實を物語化した部分が多いやうに思はれる。是れ前掲の記録は更なり、一代要記、百鍊抄、愚管抄、今鏡の如き正史と参照して、一致せぬ點のある所以である。けれども、是等の正史はいづれも記事が簡單であるから、是等に無くして此の物語にあるものは、之を参考に資すべき事も、亦嘗て星野博士史學雜誌第一號所載保元平治物語考がいはれた如くである。

一、著者の論評を隨所に挿入し、教誡諷諭の意を寓する事は軍記の一特色で、同時に談義的になり、街學的臭味を感ぜしめるものも、亦止むを得ぬ事であるが、中にも保元物語中には、重んずべきは徳操にして才學にあらざる事の論や八一頁參照 帝道を論じ后徳を議した章二二五頁の如きは、詩、書、論、孟、孝經、左傳等を引證した堂々たる論文であつて、神皇正統記や讀史餘論の如き、最も有

力な史論の先容を爲したもので、著者の學問見識を窺はしめると共に、警世の深意のあつた事も察知せしめる。併し異本中には全然之を缺くものもあつて、何れが其の原作であるかは、今容易に判斷し兼ねる。

一、著作の年代が鎌倉の初期であり、平家物語の先に立つものとは大凡に推斷されるが、それ以上の事は不明である。又作者に就ては、民部權少輔葉室時長、中原師梁、多武峯源喩（一説公喩）等の説があるが、後の二人は、時代も遙に下るから、原作に關係のない事は勿論であるけれども、或は異本を作出した一人であるかも知れぬ。兎に角異本の數も多い事であるから、是等の作者（嚴格にいへば改修者）をも數へたら、優に數人に上るであらう。然らば時長説はといふと、醍醐雜抄に「或平家雙紙の奥書云、當時命生盲法師了義坊實名如一之説云、平家物語中山中納言顯時子息、左衛門佐盛隆、其子民部少輔時長之、又將門、保元、平治、上々四部、同人作云々」と見えるので、此の時長は尊卑分脈には次の如くあつて、



主として平家の作者に擬してゐる。右系圖中、盛隆は時光と改め、白河院の院宣によりて本名に隨つて復した者であるから、同一人で、二人の時長も亦同人である

此の説は諸説中で最も古いのであるが、未だ定説とするには足らぬ。併し此の兩物語が同一人の作で、且又男子の手に成つたといふことだけは信じてよいと思ふ。是れが宮廷女流の手に成つた平安時代の物語と、面白い對照を爲す所以で、同時に一が優麗な雅文であるのに對して、他が鎌倉時代の新興文學たる、一種の氣力ある和漢混淆體である事も、亦注意すべき問題である。

一、保元、平治の物語は、平家と同様、琵琶に合せて演奏されたもので、是れが平家ほどにはないけれども、平家と同じ事情の下に、異本の多く發生した所以と思はれる。而して水戸の彰考館で参考保元物語、同平治物語を編するに當り集め得たものが、京師本、杉原本、半井本、鎌倉本、岡崎本の五種であつて、是等の本の特徴は参考本の凡例にも見えてゐる。處で参考本に引用したものに就いて比較して見ると、京師、杉原、半井の三本は、最も類の近い者である事が知られるが、之を松井簡治博士所藏の京師本保元物語元祿の奥書ある寫本 同一系統に屬する粘葉綴古寫本平治物語、和學講談所の藏印ある寫本平治物語等と對校すると、字句の異同が少からぬから是等も亦異本中の一類に數へる事が出来る。

又内閣文庫に、半井本と標する保元平治各三冊があり、是れも和學講談所の舊藏であつて、淺草文庫の藏印もある。又別に附録が一冊あつて、其の初に水戸の参考本と校合するのに、それに引いた半井本は此の本である事を述べ、且流布の版本との考異をも擧げてゐる。

序に述べて置くが、是等の異本には、保元卷頭の序を缺くので、唯岡崎本のみが其の假名交體なのを載せてゐる由は、参考本に述べてある。

一、流布本系統のものでは、内閣文庫の粘葉本六冊があり、保元の第一段「後白河院御そくるの事」の初に、假名序に相當する部分がついてをり、同上卷終段の「源氏勢汰の事」の題號がないけれども、これは其の前段の「しゆじやう六波羅へぎやうかうの事」から、一續きに書いてあるのみで、内容には別に異なる所がない。

又其の版本としては、寛永三年版、明曆三年版、貞享二年版、元祿十五年版等があり、是等は何れも繪入平假名本で、殊に元祿版には、「右保元平治物語、其類本多雖有之、文字之誤或假名之違、文談之相違在之ニ付、今又改之者也」とあるけれども、繪は貞享版と同一なものであり、内容に於てもさして改まつた所も見えぬので、唯書肆が商略上の宣傳に過ぎぬ事がわかるが、併し此の物語が廣く行はれて、版本の類も續出した事を知るべき便宜にはなる。此の外刊行年月不詳の片假名本があつて、是れには漢文風な語句の顛倒を交へ、又漢字の宛て誤が多く、繪は入れてない。而して水戸の参考本は、是等の版本に據つたもので、元祿六年の版である。

それから前にいつた序は、平假名本には皆假名交體なのを、序として初に出し、「後白河院御即位の事」の段は、「爰に鳥羽禪定法皇と申し奉るは云々」と起してゐる。然るに片假名本のみが、



内題を保元合戦記上とし、次に序として其の漢文體なのを載せてゐるので、参考本は之を襲つたものである。右様の次第で、此の序は多く異本には見えぬのであるし、原作には無かつたものかも知れぬ。併し平治物語の初にも、此の序に相當する部分があるから、體裁としては是れのある方が調ふといふ事になる。だが、其の漢文體なのが好事者の譯出である事は、殆ど疑ふ餘地もないかと思ふ。

此の外、版本にはなほ古活字版保元物語上下二冊平治物語上中下三冊があつて、流布本と全く同一系統のものであるが、其の異なる所は、章段を切らずに一続きに書いた點で、中間に題號を設けて前後を分つ如き事も無論ない。而して是れは古寫の異本なども一致するので、此の物語の最初の面目である事が知られる。

だから此の本と、流布版本の段首や段尾に相當する所とを比べて見ると、そこにはいつも多少の相違がある。例せば、流布本では「新院讚岐遷幸」の段尾を、「朝廷正しとぞ申し傳へたる」と結び、次段の初を「爰に齊國に婦人あり」と起してゐるのに對し、古活本は「朝廷正しといへり。齊國に婦人あり」とし、「爲朝生捕遠流の事」の段尾を「十年にぞなりにける」とし、次段の初を「さる程に永萬元年三月に」と起してゐるのを、「十年に當る永萬元年の三月に」と、書き續けてゐる如きがそれである。

又流布本の段首には「さる程に」の接續詞を用ひた所が多く、平家物語にも同一傾向があるけれども、古活本に於ては其の必要がないから、「親治等生捕らる、事」、「左府頼長上洛附着到の事」、「白河殿を攻め落す事」、「爲義最期の事」、「左府の死骸實檢の事」、「爲朝生捕遠流の事」の段首に相當する部分に此の詞があるのみで、他には殆ど用ひてない。是れは文章上、最も宜しきを得たもので、流布本が便宜、段を切り題號を設けるに際し、それに相當な修正を加へたものである事が知られる。

一、私の此の本は水戸の参考本に據つたのであるが、同書は送り假名が少いから、其の部分は主として古活本、平假名本に隨つた。猶又参考本には、事實に益なしとして削除した部分もあるから、其の處は流布本を用ひ、保元の序は、平假名本や古活本に據り、且参考の爲に漢序をも出して置いた。前に述べた諸本はそれ／＼参考したが、中にも古活本は、流布本系統の善本であるから、取り用ひた處が多く、つとめて頭註の間に之を明かにして置いた。

一、本書を著すに就いて、参考した註釋書は左の如くである。即ち列記して、著者、所藏者に對して、感謝の意を表する。

参考保元物語 九冊

今井弘濟著  
内藤貞顯著

元祿六年版

参考平治物語 六冊

同右

同右

保元物語大全 七冊 (武島羽衣氏藏) 刊行年不詳

平治物語大全 八冊 (同右) 同右

保元物語武器談 伊勢貞丈著 五武器談中にあり、國文註釋全書中に改む

平治物語武器談 同右

源氏八領鑑考 寫本一冊 伊勢貞丈著

頭書保元物語 一冊 中根淑氏著 明治三十四年版

頭書平治物語 一冊 同右 同右

保元物語講義 二冊 三木五百枝氏著 明治三十二年版

平治物語講義 二冊 今泉定介氏著 明治三十五年版

一、卷頭に出した平治物語繪卷は、土佐光長の弟住吉慶恩の筆、詞は家隆卿と傳へられるけれども、確かでない。但し鎌倉中期を下らぬものである事は、既に學者の間に定説がある。其の今日に傳存するもの三卷、院御所夜討の卷は米國ボストン府博物館、六波羅行幸の卷は松平伯爵家、信西の卷は岩崎男爵家の所藏に歸してゐるのであるが、今は其の複製版に隨つた。

一、卷中に挿入した繪數葉は、法橋西村中和の筆で、名所圖繪の著を以て有名な、秋里籬島の作なる繪本保元平治に掲載したもので、其の圖様より察すれば、筆者は前に述べた信西に卷を參考し

て取つた所があり、其の他も故實に準據して書いてゐるから、參考に資すべきものである。

一、私は大正二年に保元物語評釋といふ小さい本を出し、大正十二年には平治物語評釋を出す筈で、校正だけは全部を終つた頃、彼の大震火災の爲に、前の保元と共に烏有に歸したので、大正十四年には専ら教科用として註保元平治物語を出したが、本書は其の修訂版である。随つて前者に比しては、頭註を増補し、新に挿圖を加へ、系圖、索引等を附し、且全部を通じて修正を施した如き、學習者の爲にも、幾分便利になつた所があると信ずる。

昭和五年一月

鳥野幸次識す

保元物語事項表

久壽二年(紀元一八一五)

七月二十三日 近衛天皇崩御、後白河天皇踐祚。新院(崇徳上皇)重祚の御志成らざるを以て、御恨深し。

保元元年(一八一六)

七月二日 鳥羽院崩御。新院、左大臣頼長との策謀に由りて、事を起さんとし給ふ。

三日 内裏方、義朝等の武士に仰せて、東三條殿(崇徳上皇の御所)の留守に候せし武士を捕へて糺問せらる。

五日 内裏方義朝以下を召して、諸方手分の事あり。

源親治、新院方の召に應じて入京せんとし、平基盛の爲に生虜せらる。(人車記に據るに、六日の事なり)。

八日 關白忠通以下參内、來十一日頼長を流罪に定めらる。謀叛露顯に依りてなり。

九日 新院、鳥羽の田中殿より内裏へ御書あり、路次嗷々鬪戦の事あるを詰らる。

内裏より直に御返事あり、即ち使を走せて之を頼長に示さる。

新院、田中殿より白河殿に遷幸。(京師、杉原、鎌倉等の諸本、並に愚管抄、石清水文書等は、

九日と爲し、歷代皇紀、一代要記、皇年代略記、並に參考本は十日と爲し、本書十一日に作る。九日説是なるが如し。

十日 頼長、宇治より白河殿に參入す。

爲義以下の武士、同じく參入、即ち軍議あり。

十一日 寅の刻、義朝清盛等、白河殿に攻め寄せ、辰の刻に攻め落す。新院以下出走、頼長流矢に中る。

十三日 新院出家、仁和寺に入り給ふ。(此の日は、人車記に據る)。頼長、木津に通る。

十四日 頼長、奈良坂に薨す。

十七日 爲義、西塔にて出家。ついで義朝を懇みて降參。(但し人車記に據れば、十六日を是と爲す)。

忠正亦降參、甥清盛に命じて、之を斬らしめらる。

二十三日 新院、讚岐遷幸。(百鍊抄、二十四日と爲せども、人車記に據るに、二十三日を是と爲す)。

二十五日 頼長の子息に、左遷の宣旨下る。

二十九日 爲義以下、源平七十餘人を斬る。(本書之を十九日と爲すは恐らくは非。今、歷代皇紀、一代要記、百鍊抄等に據る)。

人車記に據るに、廿八日斬罪に處せられしもの、忠貞、長盛、忠綱、正綱、道行、時弘、光弘、頼弘、安弘、以上。藏人判官義康、大江山邊に於て、之を斬る。爲義、頼方、頼仲、爲成、爲宗、九郎、以上。左馬頭義朝、船岡邊に於て之を斬る。即ち本書、並に他

保元物語事項表

一一

の實錄とも、差異あるを知るべし。なほ又こゝに謂ふ所の忠貞は、清盛の叔父忠正の花山院忠雅と同音なるを以て改めしものにて、本書には忠貞とあれども、石清水文書（大日本古文書所收）にも忠貞とありて、即ち本書の誤れる事を知るべし。

三十日 義朝、幼少の弟を斬る。

八月三日 頼長の子息、配所に赴く。

十日 新院、讃岐御着。

九月二日 爲朝生虜、ついで大島に流さる。（人車記に據れば、爲朝の生虜は、八月二十六日なり）。

長寛二年（一八二四）

八月二十六日 新院崩御。

永萬元年（一八二五）

三月 爲朝、鬼が島に渡る。

仁安三年（一八二八）

冬 西行、白峰に詣づ。

嘉應二年（一八三〇）

四月 爲朝、追討せられて、大島に自殺す。

五月 爲朝の首を京師に傳ふ。

治承元年（一八三七）

七月二十九日 讃岐院を追尊して、崇徳院と號す。

頼長に正一位、太政大臣を贈らる。

元暦元年（一八四四）

四月十五日 保元の戰場たりし白河殿址に、崇徳院の御廟を造營して、遷宮を行ふ。

以上三十年間

保元物語事項表

一三

平治物語事項表

保元三年(紀元一八一八)

八月十一日 後白河天皇、位を二條天皇に譲り、院中の御政を行ひ給ふ。信西の權勢益盛にして、信賴と隙あり。

平治元年(一八一九)

十二月四日 平清盛宿願あり、嫡子重盛以下相具して、熊野參詣の途に就く。

九日 子の刻、信賴義朝等五百騎にて、後白河上皇の御所三條殿へ押し寄せ、上皇を捕へて宮中なる一本御書所に幽閉し奉る。

十日 丑の刻、信西の宿所に押し寄せて、之を焼き拂ふ。是れより先、信西出走、此の翌日害に遭ふ。六波羅よりの飛脚、急を途上にある清盛に傳ふ。

十四日 信賴惟方と同車、神樂岡なる光保の宿所に赴き、信西の首を實檢す。

十九日 信賴内裏に占據して、公卿會議を行ふ。光賴參内し、弟の別當惟方を嚴戒す。

二十三日 内裏には六波羅の兵寄すとて騷擾す。十日以來、源平の武士、京白河に往返して、物情恟々たり。

二十六日 亦半、藏人成賴、上皇を一本御書所より仁和寺に移し奉る。又經宗、惟方二人の計ひとして、主上を六波羅に行幸成し奉る。信賴翌朝之を知りて、悔恨すること限りなし。(百鍊抄、愚管抄、二十五日に作る)。

二十七日 辰の刻、平家の軍兵内裏に押し寄せ、信賴大に驚愕す。待賢門にて平家の大将重盛と、源太義平との激戦あり、重盛敗退す。陽明、郁芳等の門にても、各戦闘あり、平家總退却を行ひ、義朝等其の後に續きて六波羅に攻め寄す。賴政等俄に平家方に屬し、義朝等終に敗れて東走す。(百鍊抄、歷代皇紀、二十六日に作る)。

信賴、上皇を頼み奉りて仁和寺に赴きしかども、平家の爲に捕へられて、六條河原に斬らる。續いて今度の事に關する、賞罰の御沙汰あり。

二十八日 夜、賴朝後れて、父義朝等の一行と途中に分る。義朝等、青墓の大炊の宿所に着す。義朝、義平を山道に下し遣し、劍に憚める朝長を手に懸けて、尾張に下る。

二十九日 公卿會議あり、内裏へ還幸の準備を爲す。義朝、尾張の野間なる長田忠致の館に到着す。按ずるに、義朝敗走より此に至るまでの時日、短きに過ぎたり。それにも拘らず、大炊の許にも相當に滞留せし如き筆法にて、さる程に義朝は、大炊が許におはせしが、斯くてもあるべきなれば、總て立ち出て給ふし(二五九頁)など記したるは、本書自體の撞着にて、事實上に誤ある事著し。

平治二年(永曆元年)

- 正月三日 義朝、忠致父子の爲に浴室に刺さる。政家も是れに殉す。
- 五日 義朝の童金王丸、尾張より走せ上りて、主の死を常磐に報す。
- 六日 上皇仁和寺を出て、八條堀河なる顯長の第に御幸あり。三條殿は去年焼失せしに由りてなり。
- 七日 忠致父子、義朝政家の首を携へて上京し、恩賞を求む。
- 九日 義朝等の首、大路を渡して獄門に梟す。
- 十日 改元ありて永曆と云ふ。兵亂の事ありしに由つてなり。
- 二十三日 除目行はれて、忠致を壹岐守、其の子景致を兵衛尉に爲さる。
- 二十五日 平家の侍、義平を石山邊に捕ふ。仍つて之を六條河原に斬る。是れより先、義平京に入り清盛を附け狙ひしも、事成らずして此に至る。
- 二月九日 頼朝、美濃關が原にて清盛の侍宗清に捕へられて、京に着す。由つて其の家に在り。
- 夜、常磐三人の幼兒を伴ひて、祈願の爲に清水に參籠す。
- 十日 常磐母子、伯父を傾りて大和の字多に落つ。
- 後、常磐其の母の捕へられたりと聞き、自ら六波羅に出づ、清盛常磐を最愛して、三兒を救す。
- 十三日 頼朝斬らるべきに定まる。宗清之を憐み、清盛の繼母池尼に頼りて赦免を乞ふ。尼、重盛を以て清盛に乞はしむ。由つて先づ其の定日を延べらる。
- 三月二十日 頼朝伊豆に配流せらる。(但し實錄に據れば、二月十一日なり)。

經宗、惟方配流せらる。上皇の御憤に由りてなり。(公卿補任に據るに、惟方は三月十一日長門の國、經宗は同十二日阿波の國)。

是れより先、源師仲、信西の子息十二人も配流せらる。信西の子息の配流は、經宗、惟方の計らひに由つてなり。やがて皆赦免、而して惟方、師仲のは、詠歌の徳に由れりと爲す。

仁安二年(一八二七)

十一月

清盛病む。翌年出家して淨海と號す。年五十一。

仁安三年

七月七日

清盛、一族郎等と共に、布引の瀧を遊覽す。俄に大雷雨起つて、難波經房震死す。以て義平の靈の所爲と爲す。

承安四年(一八三四)

三月三日

曉、牛若鞍馬を出て、奥州に下る。其の曉鏡宿にて元服して九郎義經と稱す。時に年十六。それより海道を経て奥州に下り、秀衡に頼る。

治承四年(一八四〇)

八月十七日

頼朝、兵を伊豆に擧げ、和泉判官兼隆を襲ひ殺す。

壽永二年(一八四三)

七月二十五日

義仲、北陸道より攻め上りて、京に入る。忠致父子、頼朝に降を乞ひしかば、頼朝二弟につけて平家を討たしめしが、八島落城後は

平治物語事項表

再び戦に加へず。後終に義朝の墓前にて、土葬と爲す。

建久元年(一八五〇)

十一月七日 頼朝始めて上洛、淺井の北郡にて、もと己を庇護せし老翁を尋ね出して重寶を賜ひ、又其の子を召し出して近習と爲す。

建久三年

三月十三日 後白河院崩御。盛安鎌倉に下る。

正治元年(一八五九)

正月十三日 頼朝薨す。年五十三。

以上四十一年間

校註 保元平治物語 目次

緒言……………一

保元物語事項表……………一〇

平治物語事項表……………一四

保元物語

保元合戦記序

卷之一

序……………一

後白河院御即位の事……………二

鳥羽院熊野御参詣並御託宣の事……………四

目次

鳥羽院崩御の事……………六

新院御謀叛の事……………八

官軍方々手分の事……………一四

親治等生捕らるる事……………一七

新院御謀叛露顯竝調伏附内府實能意見の事……………一八

新院爲義を召す事附鵜丸の事……………二二

左府頼長上洛附著到の事……………二六

官軍召し集めらるる事……………二八

新院御所各門々固附軍評定の事……………二九

將軍塚鳴動附彗星出づる事……………三七

主上三條殿行幸附官軍勢汰の事……………四〇

卷之二

義朝白河殿夜討の事……………四五

白河殿を攻め落す事……………五三

新院左府御没落の事……………六六

新院御出家の事……………六八

朝敵の宿所焼き拂ふ事……………七一

關白殿本官に歸復の事……………七三

左府薨逝竝大相國忠實御歎の事……………七六

重成勅を奉じて新院を守護し奉る事……………八二

謀叛人各召し捕らるる事……………八三

重仁親王御出家の事……………八五

爲義降參の事……………八五

謀叛人誅せらるる事……………九二

爲義最期の事……………九三

義朝の弟誅せらるる事……………一〇〇

卷之三

義朝幼少の弟悉く誅せらるる事……………一〇二

爲義の北の方入水の事……………一二

左府の死骸實檢の事……………一七



目次

四

新院讃岐遷幸並重仁親王の御事……………一一九  
 無鹽君の事……………一二七  
 左府の君達附謀叛人各遠流の事……………一三〇  
 大相國上洛の事……………一三五  
 新院御經沈附崩御の事……………一三六  
 爲朝生捕遠流の事……………一四一  
 爲朝鬼が島渡並最期の事……………一四三

平治物語

卷之一

信賴信西不快の事……………一五三  
 信賴謀叛の事……………一五九  
 院の御所夜討附信西が宿所焼き拂ふ事……………一六二  
 信西が子息闕官附除目並惡源太上洛の事……………一六五  
 信西出家の由來並南都落附最期の事……………一六八  
 信西が首實檢附獄門に梟けらるる事……………一七二  
 唐僧來朝の事……………一七六  
 叡山物語の事……………一七九  
 六波羅より早馬を紀州に立てらるる事……………一八三  
 光賴卿の參内附許由が事並清盛熊野路より歸洛の事……………一八七  
 信西が子息遠流に定めらるる事……………一九六  
 後白河院仁和寺御幸の事……………一九八

目次

五

主上六波羅行幸の事……………二〇〇  
 源氏勢汰の事……………二〇二

卷之二

待賢門軍附信賴没落の事……………二一一  
 義朝六波羅に寄する事並頼政心替の事……………二二六  
 六波羅合戦の事……………二三一  
 義朝敗北の事……………二三六  
 信賴降参並誅戮の事……………二四四  
 官軍除目附謀叛人刑罰の事……………二四九  
 常磐註進附信西子息遠流の事……………二五二  
 義朝青墓に落ち著く事……………二五五  
 義朝野間下向並忠致心替の事……………二五九  
 頼朝青墓に下著の事……………二六六

卷之三

金王丸尾張より馳せ上る事……………二六八

長田義朝を殺し六波羅に馳せ参る事附義朝が首を臈くる事……………二七〇  
 忠致尾州に逃げ下る事……………二七二  
 悪源太誅せらるる事……………二七四  
 清盛出家並瀧詣附悪源太雷となる事……………二七八  
 頼朝生挿らるる事附常磐落つる事……………二七九  
 頼朝遠流に宥めらるる事……………二八七  
 常磐六波羅に出づる事……………二九五  
 經宗惟方遠流並召し返さるる事……………三〇一  
 頼朝遠流附盛安夢合の事……………三〇四  
 牛若奥州下向の事……………三一一  
 頼朝義兵を擧げらるる事並平家對治の事……………三一六

藤原氏略系……………卷末  
 源氏略系……………同  
 平氏略系……………同

索引……………卷末

挿繪

木活字版保元物語一葉……………卷頭

平治物語繪卷信西の卷の一部……………同

鎧色の圖一葉……………同

甲冑着用圖……………卷末

鎧前後……………同

兜喉輪等の圖……………同

刀弓矢鞍等の圖……………同

白河殿の門門固……………三三・三三

義朝幼少の弟を船岡に斬らしむ……………一〇四・一〇五

信西の首を獄門に臈く……………一七四・一七五

光頼卿の參内……………一九〇・一九一

伏見常磐……………二八三・二八四

校註 保元平治物語

此の序文は片假名本に載するもの、参考本も之を載せ且いふ、按ずるに此の序、諸の異本には是れなく、唯岡崎本にのみ、是れが假名交り體なるを載せたりと。要するに平假名本卷首の一段を好事者の漢譯せしものならむ。

### 保元合戰記序

夫易曰、觀乎天文、察時變、觀乎人文、化成天下矣。是以政道當理、則風雨順時、國家豐饒也。君臣合體、則四海泰平、凶賊無起。君上有政、違則國亂、民苦。臣爲下、禮背則家失身、滅。或恣爲奪國位、亂天下、黎民依之、愁。或狼依諍事、官職傾、國家、群臣爲之悲。遂使雖揚旗於戰場、不蒙天道、許、雖廻謀於軍旅、不免王法。故曝骸於外、土塵、皆貽名於後代、嘲。自古至今、誰獨不然云有乎。

# 保元物語 卷之一

## 序

○天文を見て云々―易經の繫辭に、觀乎天文以察時變、觀乎人文以化成天下とあり。

夫れ易に曰く、「天文を見て時變を察し、人文を見て天下を化成す」といへり。ここを以て政道、理にあたる時は、風雨、時に順つて、國家豊饒なり。君臣合體する時は、四海太平にして、凶賊起る事なし。君、上に在つて政違ふ時は、國亂れ民苦む。臣、下として禮に背く時は、家を失ひ身を滅す。或は恣に國位を奪はむが爲に、天下を亂る、黎民これに依つて愁ふ。或はみだりがはしく官職を争ふに依つて、國家を傾く、群臣これが爲に悲む。遂に旗を戰場に揚ぐといへども、天道の許を蒙らず。謀を軍旅に廻らすといへども、王法の責を免れず。かるが故に、骸を外土の塵に曝し、皆名を後代の嘲に貽す。今に至つて、誰か一人として然らずといふ事あらむ。

後白河院御即位の事

○禪定法皇—禪は禪那の略、定は其の譯語なり。熟して佛門に歸依して一道を修する者の稱、こゝは法皇に冠して用ひたり。

爰に鳥羽禪定法皇と申し奉るは、天照大神四十六世の御末、神武天皇より七十四代の帝なり。堀川天皇第一の皇子、御母は贈皇太后宮藤原茂子、閑院大納言實季卿の御女なり。康和五年正月十六日に御誕生、同年八月十七日に皇太子に立たせ給ふ。嘉承二年七月十九日堀河院隠れさせ給ひしかば、太子五歳にて踐祚あり。御在位十六箇年が間、海内靜にして天下穩なり。寒暑も節を過たず、民屋も誠に豊なり。保安四年正月二十八日、御歳二十一にして御位を遜れて、第一の宮崇徳院に譲り奉り給ふ。大治四年七月七日、白河院隠れさせ給ひてより後は、鳥羽院天下の事を知らし召して、政を行ひ給ふ。忠ある者を賞しおはします事、聖代聖主の先規に違はず、罪ある者をも赦し給ふ事、大慈大悲の本誓に叶ひおはします。されば恩光に照され、德澤に潤ひて、國も富み民も安かりき。

○踐祚—神壽を傳承して帝位を踐まるるを云ふ。それより程經て儀を備へて即位の禮を行はるゝものにて、後白河帝の即位は、同年十二月一日。

○大慈大悲—佛菩薩の慈悲。分けては興樂を大慈、拔苦を大悲と云ふ。

保延五年五月十八日、美福門院の御腹に皇子御誕生ありしかば、上皇殊に喜び思召して、いつしか春宮に立て給ふ。永治元年十二月七日、三歳にて御即位あり。依つて先帝をば新院とぞ申しける。先帝異なる御恙もわたらせ給はぬに、押しおろし給ひけるこそあさましけれ。依つて一院新院、父子の御中快からずとぞ聞えし。誠に御心ならず御位を去らせ給へり。復り即かせ給ふべき御志にや、又一の宮重仁親王を位に即け奉らむとや思召しけむ、叡慮計り難し。永治元年七月十日、鳥羽院御飾おろさせ給ふ、御歳三十九。御齡も未だ盛に、玉體も恙なくおはしませども、宿善内に催し、善縁外に顯れて、眞實報恩の道に入らせ給ふぞめでたき。然るに久壽二年夏の比より、近衛院御惱おはしましが、七月下旬には早憑少き御事にて、清涼殿の庇の間に遷し奉る。されば御心細くや思召しけむ、御製にかく、

○美福門院—名は得子、贈太政大臣藤原長實の女。鳥羽院の寵を受く。

蟲の音の云々—此の御製、今鏡にも見え、玉葉集には、御心地例ならずおはしましける秋よませ給うける」と詞書して出せり。

後白河院御即位の事

○一定必ず。キツト。

○待賢門院一名は瑠子、藤原公實の女。

○女院一天皇の御母、准母、又は内親王等の受けらる、尊號にて、上皇と同様の待遇を受け給ふ。一條院の母后藤原登子を、東三條院と號せしに始まり、後には専ら宮城諸門の名を取り、門院と稱す。

○咒詛一のろふこと、他人の身に災禍の及ぶやうにと神佛に祈るをいふ。

き御齡なり。法皇、女院の御歎、理にも過ぎたり。

新院此の時を得て、我が身こそ位に復り即かずとも、重仁親王は、一定今度は位に即かせ給はむと、待ち受けさせおはしませり。天下の諸人も皆かく存じける處に、思ひの外に美福門院の御計ひにて、後白河院其の時は四の宮とて、打籠められておはせしを、御位に即け奉り給ひしかば、高きも賤しきも、思ひの外の事に思ひけり。此の四の宮も、故待賢門院の御腹にて、新院と御一腹なれば、女院の御爲には共に御繼子なれども、美福門院の御心には、重仁親王の位に即かせ給はむ事、猶猜み奉らせ給ひて、此の宮を女院もてなし進らせ給ひて、法皇にも内々申させ給ひけるなり。其の故は、近衛院世を早うせさせ給ふことは、新院咒詛し奉り給ふとなむ思召しけり。是れに依つて新院の御恨、一入まさらせ給ふも理なり。

鳥羽院熊野御參詣並御託宣の事

○熊野一紀伊。本宮、新宮、那智を合せて三所權限と稱す。熊野御託宣の事、愚管抄には、白河院の時とし、鳥羽院も同行御覽ありし由に見ゆれど、崩御に關する一條なく、年代も亦確ならず。熊野參詣は當時の流行にて鳥羽院御一代に八回までに及ばせられたり。○證誠殿一熊野本宮の祭神素戔嗚尊一説に伊弉册尊の本地は阿彌陀如來なりといひ、之を證誠大菩薩と號せり。もと僧徒の附會より起れるもの。○現當一現在と當來(未來)。○瑞相一元よき前表をいふ語なれども、こゝは「御示し又は「御告」の意に用ふ。○勸請一神を乞ひ下すこと。○巫一神に仕へて、祈禱又は神意を伺ひ取り次ぐ婦女。○般若妙典一玄奘三藏の譯する所の大般若經六百卷。一切皆空の深義を解説し、諸有の執着を遣蕩するを特色と爲す。妙典は尊びて附する語。○五體一頭と兩手兩足。○申す所これなり一神意を伺ひ申す所は其の義なり。さていかゞ心得てよかるべきかの意。○定業一定まれる運命。

爰に久壽二年冬の頃、法皇熊野へ御參詣あり。本宮證誠殿の御前にて、現當二世の御祈念ありしに、夢現ともあらず、御寶殿の中より、童子の御手をさし出して、打返し打返しせさせ給ふ。法皇大に驚き思召して、先達並に供奉の人々を召して、不思議の瑞相あり、權現を勸請し奉らばやと思召して、「まさしき巫やある」と仰せければ、山中無雙の巫を召し出す。「御不審の事あり、占ひ申せ」と仰せければ、朝より權現を下し進らするに、午の時までおりさせ給はねば、古老の山伏八十餘人、般若妙典を讀誦して祈請良久し。

巫も五體を地に投げ、肝膽を碎きければ、諸人目をすまして見る處に、權現既に下りさせ給ひけるにや、種々の神變を現じて後、巫、法皇に向ひ進らせて、右の手をさし揚げて打返し打返し、「是れは如何に」と申す。誠に權現の御託宣なりと思召して、御座をすべらせ給ひて、御手を合せ、「申す所これなり。さて如何候ふべき」と申させ給へば、「明年の秋の頃、必ず崩御なるべし。其の後世の中、手の裏を返す如くならむするぞ」と御託宣ありければ、法皇

○天長地久—老子に、天長地久、天地所以能長且久者、以其不自生、故長生とあるより出で、實無窮なる喻。  
 ○切部王子—熊野の末社。京都より熊野へ參詣する道筋に九十九の王子ありて、進拜を爲し、禱祓を行ひなどしたる處。

○三の山—本宮(熊野坐神社)、新宮(熊野早玉神社)、祭神伊弉諾尊の子、早玉之男神、那智(那智神社、祭神伊弉册尊)。  
 ○眞言妙典—眞言は梵語、陀羅尼の譯。佛菩薩等の説ける呪語にて、眞實不妄なるよりいふ。此の眞言は、すべて漢譯せずして、原語のまま誦するものなり。妙典は釋稱。  
 ○法樂—佛神を樂しませ奉る爲の行爲。

○臨終正念云々—死に臨んで一念亂れず、佛を念じて極樂に往生すること。  
 ○明くる四月—久壽三年。  
 ○不豫—タノシマズと訓ず。病氣。

を始め進らせ、供奉の人々皆涙を流して、さて如何なる事ありてか、御命延びさせ給ふべき」と問ひ奉れば、「定業限りあれば、力及ばず」とて、權現は上らせ給ひぬ。參り集りたる貴賤上下、各頭を地に附けて拜み奉りけり。法皇の御心の中、如何ばかりか御心細く思召しけむ。日來の御參詣には、天長地久に事寄せて、切部の王子の枝の葉を、百度千度かざさむとこそ思召ししに、今は三の山の御奉幣も、之を限りと御心細く、眞言妙典の御法樂にも、臨終正念、往生極樂とのみぞ御祈念ありける。都て還御の體、哀なりし御有様なり。

鳥羽院崩御の事

かくて今年は暮れにけり。明くる四月二十七日改元あつて、保元とぞ申しける。此の頃より法皇御不豫の事あり。偏に去年の秋、近衛院先だたせ給ひし御歎の積にやと、世の人申しけれども、業病受けさせ給ひけるなり。

○偕老同穴—詩經の摠風に執子之手、與子偕老、また王風に戰則異室、死則同穴など見え。偕に老い、同じ墓穴に葬られむとの夫婦の契。

○沙羅雙樹—沙羅は梵語。譯すれば高遼の義となる。此の林中に勝れたる大木八本あり二本づゝ四方に並べるより雙樹と云ふ。釋迦は拘尸那城外、跋提河畔なる此の樹林間にて入滅せしなり。  
 ○五十二類—人間より禽獸、蟲魚等に至るまでの總類。

日に随つて重らせ給へば、月を追うて憑少く見えさせおはしませば、同じき六月十三日、美福門院、鳥羽の成菩提院の御所にて御飾おろさせ給ひ、現世後生を憑み進らせ給ふ。近衛院も先だち給ひ、又偕老同穴の御契淺からざりし法皇も、御惱重らせ給ふ、御歎の餘りに思召し立つとぞ聞えし。御戒の師には、三瀧の上人觀空ぞ參られける。哀なりし事どもなり。

法皇は權現御託宣の事なれば、御祈もなく御療治もなし、只一向御菩提の御勤のみなり。七月二日終に一院隠れさせ給ひぬ。御年五十四。未だ六十にも満たせ給はねば、猶惜しかるべき御命なり。有爲無常の習ひ、生者必滅の掟、始めて驚くべきにあらねども、一天暮れて日月の光を失へる如く、萬人歎きて父母の喪に遭ふに過ぎたり。釋迦如來、生者必滅の理を示さむとて、沙羅雙樹の下にて、假に滅度を唱へ給ひしかば、人天俱に悲みき。彼の二月中の五日の入滅には、五十二類憂の色を顯し、此の七月二日の崩御には、九重上下悲を含めり。心なき草木も愁へたる色あり。况や年頃近く召



○有待—食物、衣服等の資を待つて立つ者。佛に對して凡夫をいふ。  
 ○刹利、首陀—印度の四姓中の第二位と第四位。四姓とは波羅門(僧侶)、刹利、賤(賤者)、首陀(農民)を云ふ。  
 ○舍利弗—釋迦の十大弟子中の一人にて、智慧第一と稱せらる。目連が宿業に由り杖外道に打ち殺さるゝを見、舍利弗も涅槃に入るを乞ひ、佛爲に過去の因縁を説き示したりき。

○東三條—崇徳上皇の御居所。三條の北、東洞院の西、烏丸の東。但し此の時上皇は鳥羽の田中殿におはしき。

し使はれし人々、如何ばかりの事をか思ひけむ。まして女院の御歎、申すも中々おろかなり。玉簾の内に龍顔に向ひ奉り、金臺の上に玉體に雙び給ひしに、今は燈の下には、伴ふ影もおはしまさず。枕の元には、古を戀ふる御涙のみぞ積りける。古き御衾空しき床に残りて、御心を碎く種となり、古の面影は常に御身に立ち添ひて、忘れ給へる御事ぞなき。有待の御身は、貴賤も高卑も異なることなく、無常の境界は、刹利も首陀も替らねば、妙覺の如來、猶因果の理を示し、大智の舍利弗、又先業を顯す事なれば、凡下の驚くべきにはあらねども、去年の御歎に、今年の御悲の重なりけるを、如何せむとぞ思召しける。

### 新院御謀叛の事

かかる御愁の折節、新院の御心中覺束なし、とぞ人申しける。されば仙洞も騒がしく、禁裏も静ならざるに、新院の御方の武士、東三條に籠り居て、或

○高松殿—主上の御居所。姉小路と西洞院通との交叉する所にあり。

○少監物—中務省の官員。大、中監物につき、出納の事を掌る。

は山の上に登り、木の枝に居て、姉小路、西洞院の内裏、高松殿を窺ひ見る由聞えしかば、保元元年七月三日、下野守義朝に仰せて、東三條の留守に候ふ、少監物藤原光貞、竝に武士二人召捕つて子細を問はる。一院御不豫の間、去んぬる比より、御謀反の聞えあるのみならず、軍兵東西より参り集まり、兵具を馬に負はせ、車に積んで持ち運び、其の外怪しき事多かり。

新院日來思召しけるは、昔より位を繼ぎ禪を受くる事、必ず嫡孫にはよらねども、其の器を選び、外戚の高卑をも尋ねらるるにてこそあれ。是れは只當腹の寵愛といふばかりを以て、近衛院に位を押し取られて、恨深くて過ぎし處に、先帝體仁親王隠れ給ひぬる上は、重仁親王こそ帝位に備はり給ふべきに、思ひの外に又、四の宮に越えられぬるこそ口惜しけれ」と、御憤ありければ、御心のゆかせ給ふ事としては、近習の人々に、「如何せむするぞ」と、常に御談合ありけり。

宇治左大臣頼長と申すは、知足院禪閣殿下忠實の三男にておはします。

新院御謀叛の事

○禪閣殿下—關白を辭して其の子の關白となりし時、前關白太閤といひ、其の佛門に歸したるを禪閣と云ふ。殿下はもと皇太子に附する敬稱なりしが、後には攝關にも用ひたり。

○三男—實は二男。

○攝籙—音便にセウロクともいふ。攝籙はトリスアルとも、符籙をとる義とも云ふ。天子に代りて政柄を執るもの、即ち攝政の稱。  
 ○法性寺殿—關白忠通。その別邸を法性寺の傍に營みしよりの稱。  
 ○全經—五經、十三經等の經書。  
 ○信西—少納言藤原通憲。入道して信西といふ。  
 ○きりとほし—雖にて物をさしとほす如く的確に裁斷せしをいふならむ。

○陣頭—禁中にて官人列坐、公事を行ふ所。  
 ○外記官史—大外記、小外記、各二人、少納言局に屬し、左右大史、左右少史、各二人、左右辨官局に屬す。ともに太政官の書記官。官史は後の方をさしていふ。  
 ○諫め—過意をいましむ。

入道殿の公達の御中に、殊更愛子にておはしましけり。人がらも左右に及ばぬ上、和漢共に人に勝れ、禮義を調へ、自他の記録に暗からず。文才世に知られ、諸道に淺深を探る、朝家の重臣、攝籙の器量なり。されば御兄法性寺殿の詩歌に巧にて、御手跡の美しくおはしますをば、貶り申させ給ひて、「詩歌は閑中の翫なり、朝家の要事にあらず。手跡は一旦の興なり、賢臣必ずしも之を好むべからず」とて、我が身は宗と全經を學び、信西を師として、鎮に學窓に籠りて、仁義禮智信を正しくし、賞罰勳功を分ち、政務をきりとほしにして、上下の善惡を糾されければ、時の人「惡左大臣」とぞ申しける。

諸人かやうに恐れ奉りしかども、眞實の御心向は極めてうるはしくおはしまし、あやしの舍人牛飼なれども、御勘當を蒙る時、道理を立て申せば、細細と聞こし召して、罪なければ御後悔ありき。又禁中陣頭にて、公事を行はせ給ふ時、外記官史等諫めさせ給ふに、過たぬ次第を辨へ申せば、我が僻事

○忘狀—謝罪狀。

○一の上—左大臣。太政官一切の事を統領するよりの稱。但し「一の人」といへば攝政關白。「二座」の宣告を受くるより(24)

○正月十九日—實錄諸書に據るに、正月の上、七年の二字を脱し、即ち仁平元年となる。且、十九日は十日を是と爲す。  
 ○内覽—太政官並に殿上より奏上の文書を前に内見して萬機を宣行する重職。攝關は必ず内覽する者なれば、攝關ある時には、此の職を置かれざるを通則とす。

○ころふ—取り扱ふ。

と思召す時は、忽ちに折れさせ給ひて、御忘狀を遊ばして彼等に給ふ。恐をなして給はらざる時は、「我が好く思召す忘狀なり、只賜はり候へ。一の上の忘狀を以下の臣下取り傳ふる事、家の面目にあらずや」と仰せられければ、畏まつて給はりけるとかや。誠に是非明察に、善惡無二におはします故なり。世も之をもてなし奉り、禪定殿下も大切の人に思召しけり。

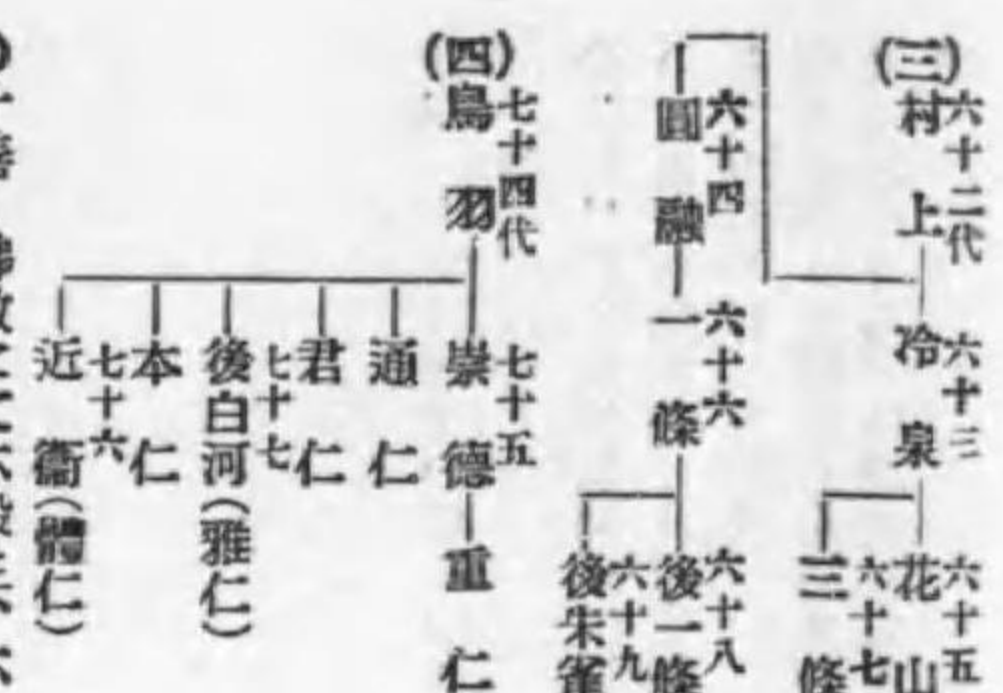
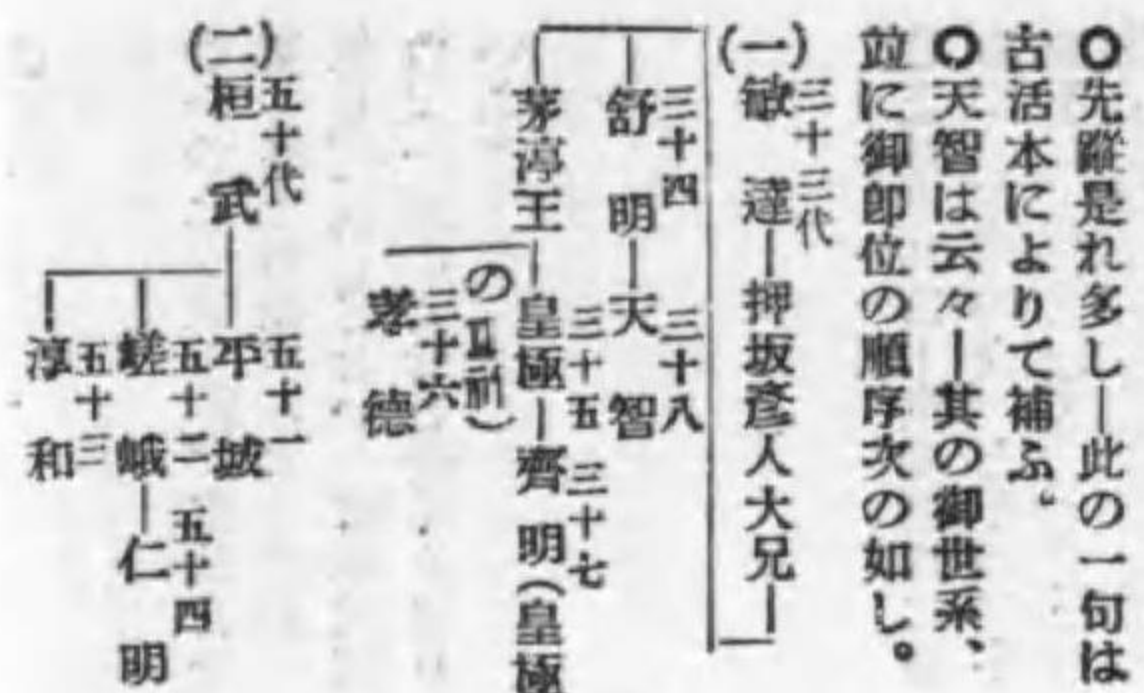
久安六年九月二十六日、氏の長者に補し、同じき正月十九日内覽の宣旨蒙らせ給ふ。攝政關白を擱きて、三公内覽の宣旨、是れぞ初めなる」と、人々傾き申されけれども、父の殿下の御計ひの上は、君も強に仰せらるる子細もなし。此の大臣とても、必ずしも世を知ろし召すまじきにもなければ、諸臣も之を許し給ひけり。

法性寺殿は、唯關白の御名ばかりにて、餘所の事の如く、天下の事に於て、いろはせ給ふ事もなかりしかば、殊に御憤深く、當今位に即かせ給ひて、世淳素に歸るべくば、關白の辭表納まるか。又内覽、氏の長者、關白に附けら

○なだらか—おだやか。

るるか。兩様共に天裁にあり」と、頻に申させ給ひけり。此の關白殿は、萬なだらかにおはしませば、人皆褒め用ひ奉れり。關白殿と左大臣殿とは、御兄弟の上、父子の御契約にて、禮義深くおはしましけれども、後には御中惡しくぞ聞えし。されば左大臣殿、思召しけるは、一院隠れさせ給ひぬ。今新院の一の宮重仁親王を位に即け奉つて、天下を我が儘に取り行はばやと、思ひ立ち給ひければ、常に新院へ參り、御宿直ありければ、上皇も此の大臣を深く御憑あつて、仰せ合せらるる事懇なり。

或夜新院、左大臣殿に仰せられけるは、「抑も昔を以て今を思ふに、天智は舒明の太子なり。孝徳天皇の皇子、其の數おはしまししかども、位に即き給ひき。仁明は嵯峨第二の皇子、淳和天皇の御子達を擱きて、祚を踐み給ひき。花山は一條に先だち、三條は後朱雀に進み給ひき。先蹤是れ多し。我が身德行なしといへども、十善の餘薫にこたへて、先帝の太子と生れ、世澆薄なりといへども、萬乗の寶位を忝くす。上皇の尊號に連なるべくば、重仁



○十善—佛教にて不殺生、不偷盜、不貪欲、不邪淫、不妄語、不綺語、不惡口、不兩舌、不瞋毒、不邪見を云ひ、前世にて此の十善戒を保たれし餘徳に依り、今世に帝王として生れられたりと云ふ。  
○家々には—此の一句、古活本に據りて補ふ。  
○晏駕—崩御のこと。天子は晨起朝を見らるるが常なれども、崩じて出でられぬを、臣下の心として宮車委く駕して出でらるゝ爲ならむとやうに、取り爲して云ふ語。  
○星の位—もと三公を天の三台星に象りていふ語なれど

こそ人数に入るべき處に、文にもあらず武にもあらず、四の宮に位を越えられて、父子ともに憂に沈む。然りといへども、故院おはしましつる程は、力なく二年の春秋を送れり。今舊院登遐の後には、我天下を奪はむ事、何の憚かあるべき。定めて神慮にも叶ひ、人望にも背かじものを」と仰せられければ、左府元より此の君、世を取らせ給はば、我が身攝録に於ては疑なしと悦びて、尤も思召し立つ處、然るべし」とぞ、勧め申されける。

新院此の御企なりければ、鳥羽の田中殿を出でさせ給ふべき由を仰せられけるに、何と聞き分けたる事はなけれども、何様事の出で來るべきにこそとて、京中の貴賤上下、資財雜具を西東へ運び隠す。家々には門戸を閉ぢ、人々は兵具を集めければ、「こは如何に。縦令新院國を奪はせ給ふとも、仙院晏駕の後、僅に十箇日の中に、此の御企、宗廟の御計ひもはかり難く、凡慮の推す所然るべからず。此の程は、雲の上には星の位靜に、境の中には波風も收まりたる御代に、斯く切つて續いだる様に、騒がしく亂るる事の悲しさ

も、また公卿殿上人をも廣くいふ事あり。宮中を雲上に、宮臣を黒宿にたとふ。

よ」と、人々歎きあへり。

官軍方々手分の事

内裏にも此の由聞えければ、同じき五月、召されて参る武士は誰々ぞ。先づ下野、守義朝、陸奥、新判官義康、安藝、判官基盛、周防、判官季實、隱岐、判官維繁、平判官實俊、新藤判官助經、軍兵雲霞の如く召し具して、高松殿に参じけり。彼等を南庭に召されて、少納言入道を以て、去る二日一院崩御の後、武士ども兵具を調へて、東西より都へ入り集まる事、道も去りあへず、以ての外、狼藉なり。弓箭を帶せむ輩をば、一々に召し捕つて参上すべき由、仰せ下さる。各庭上に跪いて之を承る。「義朝義康は内裏に候ひて、君を守護し奉れ。其の外、檢非違使は、皆關々へ向ふべし」とて、宇治路へは安藝、判官基盛、淀路へは周防、判官季實、栗田口へは隱岐、判官維繁、久々目路へは平判官實俊、大江山へは新藤判官助經、承つて向ひけり。

○關々—臨時要害の地に置きて、出入を檢せし所。  
○久々目路—又苦集瀛路に作り、東山阿彌陀峰の北麓を廻りて山科に通ずる要害。  
○大江山—大枝山とも書き、老坂とも云ふ。丹波境にて山城乙訓郡。

○白青の狩衣—水色(あさぎ)の狩衣。直垂のかはりに鑑下に著用せしなり。  
○上折りしたる云々—烏帽子の上を折り平めて其の上に身を著するにて、此の種のもの。を撰烏帽子といふ。  
○二所簾—貞丈の平義澄談に云ふ、武田、小笠原等の傳に簾を二所づゝ寄せてまくをいへども、古代のもかくの如くなりしか否かは詳ならずと。

今夜關白殿、竝に大宮、大納言伊通卿以下、公卿参じて議定あつて、謀叛の輩皆召し捕つて、流罪すべき由、宣下せらる。春宮、大夫宗能卿は、烏羽殿に候はれけるを召されければ、風氣とて参内せられず。明くれば六日、檢非違使ども關々へ打越えけるに、基盛宇治路へ向ふに、白青の狩衣に淺黄絲の鎧に、上折りしたる烏帽子の上に、白星の兜を著、切斑の矢に二所簾の弓持ち、黒馬に黒鞍置きてぞ乗つたりける。其の勢百騎ばかりにて、基盛大和路を南へ發向するに、法性寺の一の橋の邊にて、馬上十騎ばかり、直兜にて物具したる兵、上下二十餘人、都へ打つてぞ上りける。

基盛「是れは何れの國より何方へ参する人ぞ」と問ひければ、「此の程京中物騒の由承る間、其の仔細を承らむとて、近國に候ふ者の上洛仕るにて候」と答ふ。基盛打向ひて申しけるは、「一院崩御の後、武士ども入洛の由、叡聞に及ぶ間、關々を固めに罷り向ふなり。内裏へ参る人ならば、宣旨の御使に打連れて参じ給へ。然らずば、えこそ通し申すまじけれ。かう申すは桓武天

官軍方々手分の事

○絹―カチの音をはねてカチンといふ。紺のこき色。其の音の勝に通ずるより、軍陣に多く用ふ。  
 ○藍白地を云々―白地に藍にて紋形を置き、それを一様に黄に染めあげたる革にてをどしたる鏡。白地は黄に、藍の部分は萌黄色になる。  
 ○塗籠藤―藤をしげく巻きたる上を、漆にてぬりこめたる弓。濕氣を防ぐ爲とぞ。  
 ○黄河原毛―黄紅色を河原毛といへば、こゝはその黄味勝ちたるものならむ。  
 ○貝鞍―螺貝鞍とも云ふ。漆にてぬりたる鞍に、青貝もて模様をすり出したるもの。  
 ○頼信―系圖に據れば頼親の親なり。  
 ○奥郡―奥深き地の意。吉野川の北岸なる宇智郡に宇野あり、其の地の住人なるべし。  
 ○えたりやおう―心得たりの意。『おう』は懸聲。

皇十三代の御末、刑部卿忠盛が孫、安藝守清盛が次男、安藝判官基盛、生年十七歳」とぞ名乗つたる。大將とおぼしき者、褐の直垂に藍白地を黄に返したる鎧著て、黒羽の矢負ひ、塗籠藤の弓を持ち、黄河原毛なる馬に、貝鞍置いて乗つたりけるが進み出で、身不肖に候へども、形の如く系圖なきにしも候はず。清和天皇十代の御末、六孫王八代の末孫攝津守頼光が舍弟、大和守頼信の四代の後胤、中務丞頼治が孫、下野權守親弘が子に、宇野七郎源親治とて、大和の國奥郡に久しく住して、未だ武勇の名を落さず。左大臣殿の召に依つて、新院の御方に參るなり。源氏は二人の主取る事なければ、宣旨なりとも、えこそ内裏へは參るまじけれ」とて打過ぎければ、基盛百餘騎の中に取り籠めて討たむとしけるを、親治些とも騒がず、弓取り直して散々に射るに、平氏の郎等、矢場に射落されてひるむ處を、えたりやおうとて、十騎の兵轡を雙べて驅けたりければ、平家の兵叶はじとや思ひけむ、法性寺の北のはづれまでぞ引きたりける。

親治等生捕らるる事

○弓手馬手―武家にて馬上の時、弓を持つ方の手(左)と、馬の手綱を取る方の手(右)。  
 ○王事監きことなし―詩經の唐風に蕭々鶴羽、集于苞栩、王事靡盬、不能蓺稷黍、父母何怙、悠悠蒼天、曷其有所、と見え、曷をモロシと訓ず。王事は堅固ならざるべからず、爲に其の事に執掌して暇なきを云ふ。こゝは朝家の事は堅固にして破れ難き意に用ふ。  
 ○射向の袖―鎧の左袖。弓射る時、敵方に向くるよりいふ。  
 ○折り懸け―進退に便する爲、鎧に立ちたる矢の先を折りおくこといふ。  
 ○北の陣―内島の北方朝平門外にある兵衛府の武人の詰所。  
 ○聞書―除目の儀は御前に於て行はれ、左大臣執筆に候し、(關白兼大臣勅仕の例もあり)若し障ある時は、次の大臣並に納言これに代り、(御免寛抄)旨を奉じて大間といふ公文書に任人を記入するものなるが聞書は之に關係せしもの、記し付けて取り傳へしならむ。明月記、建仁三年正月十一日、除目始、十二日除目了、十三日

さる程に、高松殿には、基盛既に凶徒と合戦すと聞えければ、兵、我も我もと馳せ來る。基盛高き所に打上りて下知せられけるは、敵は只其の勢にて、續く者もなし。御方多勢なれば、各組んで一々に搦め捕つて見參に入れよ。伊賀伊勢の者ども」と申されければ、伊藤、齋藤、弓手馬手より馳せ寄りて、一騎が上に五六騎七八騎落ち重なれば、親治猛く思へども力なく、自害にも及ばず生捕られにけり。誠に王事監きことなきいはれにや、宗徒の者共十六人搦め捕つて、基盛射向の袖に立ちたる矢ども折り懸け、郎等數多に手を負はせ、我が身も朱になつて參内仕り、此の由を奏聞して、又宇治路へぞ向はれける。親治をば北の陣を渡して、西の獄にぞ入れられける。主上御威の餘りに、其の夜除目行はれて、正下の四位になされけり。聞書には、宇野七郎親治以下十六人の凶徒、搦め進らする賞なり」とぞ註されける。

午時開書到來、除目偏出、自  
散塵云々。其他多く見ゆ。

新院御謀叛露顯竝調伏附内府實能意見の事

○角振準—春日の攝社に海本  
門とあるが隼明神、唐明神と  
あるが角振明神にて、東三條  
殿内に祀りて藤原氏の尊信せ  
し神。  
○千卷の泉—前田本枕草子、  
「井は」の條に、「千くわんと  
あり、同所か。  
○力士—金剛力士。佛法守護  
の神にて、佛寺の門に其の像  
を立つ。仁王尊ともいふ。  
○一藤—又極福とも云ひ、年  
功を積みて六位の藏人の首座  
となりたる者の稱。判官は其  
の兼職なる檢非違使の尉のこ  
と。

さる程に、同じき八日、關白殿下、大宮、大納言伊通卿、春宮、大夫宗能卿、參  
内して、來る十一日、左大臣流罪の由、定め申さる。謀叛の事既に露顯に依  
つてなり。其の故は左府、東三條に或僧を籠めて、祕法を行はせ、内裏を咒  
詛し奉らるゝ由聞えて、下野、守義朝に仰せて、其の身を召されければ、東三條  
殿に行き向つて見るに、門戸を閉ぢて、敲けどもあけず。依つて西表の南の  
小門を打ち破つて入りぬ。角振準の社の前を過ぎて、千卷の泉の前に壇を  
立てて行ふ僧あり。相模阿闍梨勝尊とて、三井寺の住侶なり。「宣旨ぞ、參れ」  
と云へども音もせず。兵二人寄りて、左右の手を引つ立つれども、腕を屈め  
て延べず、恰も力士の如くなり。其の儀ならば、法に任せよと云ふ程こそあ  
れ、兵數多寄り、取つて伏せて之を搦め、本尊、竝に左大臣の書狀等、相具し  
て率て參る。藏人治部、大輔雅頼、一藤判官俊成、承つて仔細を問ふに、「別の

○撫物—人の形を紙にて切  
り、身を撫で拭ひて罪穢をう  
つし、祈禱師の許におくりて  
祓除せしむるに用ふ。但しこ  
このは呪詛の爲の人形。  
○暖宿云々—九曜、二十八宿  
を云ふ。こゝは其の星の運行  
による吉日のこと。  
○惠亮—叡山の僧。平家物語、  
八、名虎の事の段にも此の事  
見え、山門には聊かの事にて  
も、惠亮、腦を碎けば、二帝  
位に即き、尊意、知劔を振つ  
しかば、管相納受し給ふとも  
傳へたり」と見ゆ。  
○尊意—同前。但し尊意が管  
公の靈を鎮めし事は元亨釋書  
に見ゆれども、將門調伏の事  
は所見なし。なほ七三頁を見  
よ。

○烏鴛沙摩—明王の名。其の  
神呪を持すれば、惡敵降伏の  
驗あり。  
○金剛童子—童形の忿怒尊に  
て、魔を降す。  
○聖天供—聖天は、大聖歡喜  
天と稱する天部の神。供は物  
を供へて祈る義。是等の諸尊  
を本尊として祈禱せしなり。

儀なし、關白殿と左大臣との御中、和平の由を祈禱申す」と云々。されども  
左府の書狀顯然なり。其の狀に曰く、

御撫物事承候畢、誓天感地、應曜宿良辰、於賞罰嚴重、冥衆影向  
地、被修無雙深祕法事、尤以神妙之由、御氣色所候也。我聞惠亮  
碎頭腦、備清和帝祚、尊意振智劍、加刑罰將門、不及人力、所冥顯  
之擁護如此。然者發猛利誠心、致丁寧懇志、何不成就素意哉。爰  
以歸伏怨敵、相從群臣、謀奈何背禮法乎。早慰鬱念、此時也。再耀  
映光、禪房事、更不可有疑者也。恐々謹言。

七月二日

賴長

明王院相模阿闍梨御房

御返事

件の法は、烏鴛沙摩、金剛童子、聖天供とぞ聞えし。さてこそ新院御謀叛  
の事顯れけれ。其の上平馬助忠正、故美濃前司家憲が子、多田藏人頼憲等を  
軍の大將軍の爲に、左府語らばるる由聞えければ、主上治部、大輔雅頼に仰せ

新院御謀叛露顯竝調伏附内府實能意見の事

○大夫史—大夫は五位の通稱。史は太政官の書記官たる左右大史にして、正六位上相當の官なれども、從五位上の客のつとむる事あり、大夫史と稱す。

○中陰—中有とも云ふ。人死して當來の生を感じるまでの四十九日の間。

○冥—神佛は冥々の中に在りて、人の知見の及ばざれば云ふ。

○思慮—もと「思ふ慮」とありしを、古活本に隨ふ。

て、彼等を召されければ、即ち大夫史師經、やがて忠正、賴憲が許に行き向つて召すに、「此の程は宇治殿に候」とて參らず。

鳥羽殿には、今日故院の七日に當り給ひければ、大夫史師經に仰せつけ、田中殿にて御佛事行はる。新院は一所に渡らせ給ひながら、御幸もなれば、人彌怪みをなす所に、剩へ都へ御出あるべき由、仰せ下されければ、左京大夫教長卿申されけるは、「舊院晏駕の御中陰をたに過ぎさせ給はで、御出の條、世以て怪みをなすべし。且は冥の照覽をも、如何か御憚なかるべき」と、諫め申されけれども、叶ふまじき御氣色なりしかば、教長卿思ふ計なく、兄徳大寺内大臣實能公の許に行き、「かかる御計ひこそ候へ」と聞えしかば、内府大に驚かせ給ひて、「左府の申し勸めらるる由、内々聞えしかども、誠にからず侍りしに、あはれ詮なき御企かな。末代といひながら、さすが天子の御運は、凡夫の思慮にあらず、天照大神、正八幡宮の御計ひなり。吾が國、邊地粟散の界といへども、神國たるに依つて、總じては七千餘座の神、殊に

○三十番神—一ヶ月三十日を分番して守護する神(一日の熱田大明神に始まり三十日の吉備神に終る)慈覺大師、横川に如法堂を作り法華經を納めしが、後、傍殿院の長吏良心、吾が國內に名ある神三十柱を勧請して、日番に此の堂を守護せしむしに始まる。

○兵衛佐—法性寺の執行信縁の女、重仁親王の御生母。

○官使—太政官の使。○如法—いふまでもなく。もとより。

○前齋院—皇女の賀茂の神に奉仕せらるる、者を齋院と云ひ、其の御所は賀茂川の東にあり。當時の前齋院には堀河の皇女棕子内親王と、鳥羽の皇女桐子内親王(後に統子と改む)との二人あり。いづれなりしか詳ならず。

は三十番神、朝家を守り奉り給ふ。歴代の先朝、皆弟姪を賤しと思召せども、位を越えられ世を取られ給ふ事、今に始めぬ例なり。御運をば天に任せ、御覽せむに、猶御心ゆかせ給はずば、恐らくは御出家などもありてこそ、傍に引き籠らせ給はめ。就中、一院崩御の御中陰をだに、過させ給はずして、出御ならむ事、素意及び難し。定めて御後悔あるべし」と、内々御氣色を伺ひて、洩し奏聞仕らるべき由、申されければ、教長歸參して、此の旨披露ありければ、院「それはさる事なれども、我此の所にあつては、事に遭ふべき由、女房兵衛佐が告げ知らする子細ある間、其の難を遁れむ爲に出づるなり。全く別の意趣にあらず」とて、敢て御承引もなければ、重ねて申すに及ばず。七月十日、大夫史師經、平忠正、源賴憲、二人召し進らすべき由の宣旨を、官使に持たせて、宇治へ行き向つて、左大臣殿に告げ奉れば、即時に召し具して參るべき由、御返事申させ給ひけり。新院は十一日の如法夜更けて、田中殿より白河の前齋院の御所へ御幸なる。依つて齋院の行啓とぞ披露あり

ける。御供には左京大夫教長卿、右馬權頭實清、山城前司頼輔、左衛門大夫平家弘、其の子に光弘などぞ候ひける。

新院爲義を召す事附鶉丸の事

其の比六條判官爲義と申すは、六孫王より五代の後胤、伊豫入道頼義が孫、八幡太郎義家が四男なり。内裏より召されけれども、如何思ひけむ参らざりしかば、まして上皇の召にも従はずしてありしが、餘りに白河殿より度度召されければ、参るべき由申しながら、未だ参らず。依つて教長卿六條堀河の家に行き向つて、院宣の趣を宣ひければ、忽ちに變改して申しけるは、「爲義、義家が跡を繼いで、朝家の御守にて候へば、君心にくく思し召さるるは理にて侍れども、我と手を下したる合戦いまだ仕らず。但し十四の年、叔父美濃前司義綱が謀叛を起し、近江の國甲賀山に立籠り候ひしを、承つて發向し侍りしかば、子共は皆自害し、郎等共は落ち失せて、義綱は出家仕り

○義綱—義家の弟。

○栗子山—山城久世郡。原、栗栖山とありしを、古活本、栗粉山に作り、杉原、鎌倉其の他の本に栗子山とあるに隨ふ。此の時の事は平家物語、御卷にも見え、且山法師の詠める狂歌を載す。乃ち、奈良法師栗子山までしぶり來ていかもの具をむきぞ取らるゝ。○冠者ばら—冠者は元服したての若者をいひ、「ばら」は複数をいふ語。○七旬—七十。此の時爲義六十一歳なるを、かくいふ事は物語作者の誇張。○月數、八箇、膝丸—その製法、後に見ゆ。○源太が産衣、楯無—ともに平治物語に見ゆ。○日數—他に所見なし。○澤瀉—色々の絲にて上を狭く下を廣く、オモダカといふ草の葉の形に似せてをどしたるもの。やがて鎧の名ともなれり。○薄金—當時の鎧は多く練革製なるを、是れは織札にて製して珍らしければ、名に呼べるならむといふ。猶是等の鎧の事、委しくは伊勢貞丈の源氏八領鎧考に見えたり。

しを搦め進じ候ひき。又十八歳の時、南都の大衆、朝家を恨み奉る事あつて、都へ攻め上る由聞えしかば、「罷り向つて防げ」と仰せ下さるる間、俄事にて侍る上、折節無勢にて、僅に十七騎にて栗子山に馳せ向つて、數萬騎の大衆を追ひ返し候ひき。其の後は自然の事出で來る時も、冠者原を差し遣して鎮め候ひき。是れ爲義が高名にあらず。されば合戦の道無調練なる上、齡七旬に及び候ふ間、物の用にも立ち難く候。依つて此の程、内裏より頻に召され候ひつれども、所勞の由を偽り申して參せず。都て今度の大將軍、痛み存する仔細多く侍り。聊か宿願の事あつて、八幡に參籠仕つて候ふに、さとし侍りき。又過ぐる夜の夢に、重代相傳仕つて候ふ月數、日數、源太が産衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸と申して、八領の鎧候ふが、辻風に吹かれて、四方へ散ると見て侍る間、かたがた憚り存じ候。枉げて今度の大將をば、餘人に仰せ附けられ候へ」とぞ申されける。

教長重ねて宣ひけるは、「如夢幻泡影は、金剛般若の名文なれば、夢ははか

新院爲義を召す事附鶉丸の事



○辻風―旋風。  
○如夢幻泡影―はかなき物の譬喩にて、金剛般若經の偈に、一切有爲法、如夢幻泡影、如露亦如電、應作如是觀、とある是れなり。

○夢見物忌―惡夢を見しによりての謹慎。

○但し―此の語、古活本に據つて補ふ。

○不用―俗に云ふ、手にをへぬこと。

○判官代―上皇女院等の御役所(院廳)の官員にて、五位六位の人の中より任じたり。廳内を糾判し、文案を審し、稽失を勘ふる等、院中の事務を總ふるもの。判官代(主典代)の名は、有禮問答に唯禁中の判官、主典を換してなされたるなりと云ふ。

○上北面―院中を警衛する武士を北面と云ふ。其の詰所が院の御所の北側に在りしよりの稱。而して其の武士の四五位の者を上北面と云ふ。六位以下を下北面といふに對する語。

○神泉苑―二條南大宮西八町、三條北壬生東にありて、東西二町南北四町を占む。桓武天皇の遷都の時に創設せられし園地。

○長覆輪の太刀―鞘の石突の金物を、刃の側(芝引といふ)より峯(股寄といふ)の側まで長くかけたるもの。

○嫡々―嫡子より嫡子へ。

○雜色―召使の下部。

○器量―體格。

なき事なり。其の上武將の身として、夢見物忌など餘りに臆めたり。披露に就いても憚あり、争でか參られざらむ」と申されければ、「さ候はば爲義が子共の中には、義朝こそ坂東生立の者にて、合戦に訓練仕り、其の道賢しく候ふ上、屬き従ふ處の兵ども、皆然るべき者共に候へども、其は内裏へ召されて參り候。其の外の奴原は勢なども候はぬ上、大將など仰せ附けらるべき者とも覺え候はず。但し八郎爲朝冠者こそ、力も人に勝れ、弓も普通に越えて、餘りに不用に候ひしかば、幼少より西國の方へ下して候ふが、此の程罷り上つて候。之を召されて、軍の樣をも仰せ下され候へ」と申されけるを、「其の樣をも參つてこそ申し上げらるべきに、居ながら院宣の御返事は如何あらむ、然るべからず」と宣ひければ、「誠に其の儀あり」とて、打立ちければ、四郎左衛門賴賢、五郎掃部助賴仲、賀茂六郎爲宗、七郎爲成、鎮西八郎爲朝、源九郎爲仲以下、六人の子共相具して、白河殿へぞ參りける。新院御威の餘りに、近江の國伊庭莊、美濃の國青柳莊、二箇所を賜はつて、即ち判官代

に補して、上北面に候すべき由、能登守家長して仰せられ、鶴丸といふ御劍をぞ下されける。

此の御佩刀を鶴丸と名づけらるる事は、白河院神泉苑に御幸なつて、御遊の次に鶴をつかはせて御覽じけるに、殊に逸物と聞えし鶴が、二三尺ばかりなるものを、かづき舉げては落し、かづき舉げては落し、度々しければ、人々怪みをなしけるに、四五度に終に喰ひて上りたるを見れば、長覆輪の太刀なり。諸人奇異の思をなし、上皇も不思議に思召し、「定めて靈劍なるべし。是れ天下の珍寶たるべし」とて、鶴丸と附けられて、御祕藏ありけり。鳥羽院傳へさせ給ひけるを、故院又新院へ進らせられたりしを、今爲義にぞ賜ひける。誠に面目の至なり。

爲義今度は最期の合戦と思ひければ、重代の鎧を一領づつ、五人の子どもに著せ、我が身は薄金をぞ著たりける。源太が産衣と膝丸とは、嫡々に傳ふる事なれば、雜色花澤して、下野守の許へぞ遣しける。爲朝冠者は器量人に

勝れて、常の鎧は身に合はざりければ、著ざりけり。此の膝丸と申すは、牛千頭が膝の皮を取り緘したりければ、牛の精や入りけむ、常に現じて主を嫌ひけるなり。されば塵などを拂はむとても、精進潔齋して取り出しけるとなり。かかる希代の重寶を、敵となる子の許へ遣しける、親の心ぞ哀なる。

左府頼長上洛附著到の事

さる程に、左大臣殿は、御輿にて醍醐路を経て、白河殿へ入らせ給ふ。御供には式部、大輔盛憲、弟藏人、大夫經憲、前瀧口、秦助安等なり。御車には山城前司重綱、菅給料業宣、二人を乗せられて、御出の體にて宇治より入り給へば、夜半ばかりに、基盛が陣の前をぞ遣り通しける。重綱、業宣、白河殿に參著して、「あな恐ろし。鬼の打飼になりたりつる」とて、戦いてぞ下りたりける。「漢の紀信、高祖の車に乗つて、敵陣へ入りたりし心には、似も似ざりけり」とぞ、人々申しける。

○籠口—藤人所に屬し、禁中を守護する武士。その詰所が清涼殿の東北方、御清水の瀧を爲して落つる口にあるよりの稱。

○菅給料—菅原氏の學生にして、學問料を給せらるる者。給料は一に燈燭料とも云ひ、之を受くるには、父祖の功に由る者と、試験に由る者との二種あり。

○打飼—鹽又は獵犬の餌。こは單に餌食の意。

○紀信—漢の高祖の臣。高祖が楚の項羽の爲に荊陽に圍まれて事急なりし時、偽りて高祖食盡きて降ると稱し楚軍に投じ、其の間に高祖は出走する事を得、紀信は煮殺されたり。(史記、項羽本紀)

○武者所—院中守護の武士の候所にて、又其の武士をも云ふ。下北面の調代中にて武略ある者を用ひらる。

○燕巢幕上—危き事の譬喩。

○折伏、攝取—折伏は、忿怒を以て對手をくじき服せしむるをいひ、攝取は、慈悲を主としてとり入るゝをいふ。共に經文の語。

○蓋纏—サカヅキヲウカブと訓じ、川の水源の義にて、轉じては物事の起原を云ふ。孔子家語に、江(機子江)始出(山)其源可(以)蓋纏、及其至(江津)也、不(能)舟不(避)風、則不可(以)涉」とあるより出づ。

去る九日、田中殿より内裏へ御書あり。御使は武者所近尙なり。是れは伶人近方が子なり。其の御文に曰く、

御晏駕之後者、拋萬事致追善、孝志改舊儀、陵廢可有政道之處、路次嗷々鬪戰、洛陽騷々爭競、彼併似不顧尊意、猶歎燕巢幕上。如何早翻折伏、攝取之新儀、被致仁德、天下靜謐而無爲無事、就冥顯可有加護歟。不宜謹言。

七月九日

即ち内裏より御返事あり。

禪札以令拜見之處、尋事之濫觴、佞人不敵之結構歟。古人云、德尊時者治天下、亂時者取之、佞者亡國利也。如何非筆所宜、謹言。

七月九日

此の御返事を、今夜左大臣殿に見せ申し給ふと、云々。

新院の御方へ參りける人々には、左大臣頼長公、左京大夫教長卿、近江中

左府頼長上洛附著到の事

○勸解由次官—勸解由使の次官。國司遷替の時、任中の公事の雜意、官物の缺損なれば、引繼了の禮に、後任者より解由狀を渡す事あり。使は、其の狀に依怙又は相違等の事なきかを、勘檢する官職。  
○下野判官代—判官代は國々におかれたれども、職掌は詳ならず。  
○左大臣の勾當—大臣家の侍所の職員。別當に次ぎ、専ら事務を掌るものにて、此の下に職事あり。

將成雅、四位、少納言成隆、山城、前司賴資、美濃、前司保成、備後、權守俊通、皇后宮、權大夫師光、左馬、權頭實清、式部、大輔盛憲、藏人、大夫經憲、皇后宮、亮憲親、能登、守家長、信濃、守行通、左衛門、佐宗康、勘解由次官助憲、桃園、藏人賴綱、下野、判官代正弘、其の子左衛門、大夫家弘、右衛門、大夫賴弘、大炊助度弘、右兵衛、尉時弘、文章、生安弘、中宮、侍長光弘、左衛門、尉盛弘、平馬、助忠正、其の子院、藏人長盛、次男皇后宮、侍長忠綱、三男左大臣の勾當正綱、四男平九郎通正、村上、判官代基國、六條判官爲義、左衛門、尉賴賢を始として、父子七人、都合其の勢一千餘騎とぞ註しける。

官軍召し集めらるる事

さる程に、内裏より左大將公教卿、藤、宰相光賴卿二人御使にて、八條烏丸の美福門院へ參り、權右少辨惟方を以て、故院の御遺誠を申し出さる。此の兵亂の出で來らむする事をば、かねて知ろし召しけるにや、内裏へ召さるべ

○交名—名を書き列ねたる者にて、名簿の類。

き武士の交名を註し置かせ給へるなり。義朝、義康、賴政、季實、重成、維繁、實俊、資經、信兼、光信等なり。

○諸衛の官人—左右近衛、左右兵衛、左右衛門(之を六衛府といふ)に關する武官の人々。  
○六府の判官—六衛府の官人にして、檢非違使の職を兼ねたるもの。

安藝、守清盛は多勢の者なれば、尤も召さるべけれども、一の宮重仁親王は、故刑部卿忠盛の養君にてましますば、清盛は御傳子なれば、故院御心を置かせ給ひて、御遺誠にも入れ給はざりしを、女院御謀を以て、故院の御遺誠に任せて、内裏を守護し奉るべし」と御使ありければ、清盛舍弟子共引き具して參りけり。諸國の宰吏、諸衛の官人、六府の判官、各兵仗を帶して候ひけり。公家には關白殿下、内大臣實能、左衛門、督基實、伏見、源中將師仲などを參られける。

新院御所各門々固附軍評定の事

新院は、齋院の御所より北殿へ遷らせ給ふ。左府は車にて參り給ふ。白河殿より北、河原より東、春日の末にありければ、北殿とぞ申しける。南の

新院御所各門々固附軍評定の事

○大炊御門面—宮城東面外廓南端の門なる都芳門の一名を大炊御門と云ひ、それに向ふ通路を大炊御門通と云ふ。此の通の末に面して北殿あり、其の東西に二門ありしなり。

大炊御門面に、東西に門二つあり。東の門をば平馬助忠正承つて、父子五人竝に多田藏人大夫頼憲、都合二百餘騎にて固めたり。西の門をば六條判官爲義承つて、父子六人して固めたり。其の勢百騎許には過ぎざりけり。是れこそ猛勢なるべきが、嫡子義朝に附いて、多分は内裏へ參りけり。爰に鎮西八郎爲朝は、「我は親にも連れまじ、兄にも具すまじ。高名不覺も紛れぬ様に、只一人、如何にも強からむ方へ差し向け給へ。縱令千騎もあれ、萬騎もあれ、一方は射拂はむざるなり」とぞ申しける。依つて西河原表の門をぞ固めける。北の春日表の門をば、左衛門大夫家弘承つて、子共具して固めたり。其の勢百五十騎とぞ聞えし。

抑も爲朝一人として、殊更大事の門を固めたる事、武勇天下に許されし故なり。件の男、器量人に越え、心飽くまで剛にして、大力の強弓、矢次早の手利なり。弓手の肘、馬手に四寸伸びて、矢束を引く事世に越えたり。幼少より不敵にして、兄にも所を置かず、傍若無人なりしかば、身に添へて都に置

○矢束—矢の長さをいふ語。

○不孝—勸當すること。親に不孝なるが爲なればいふ。

○總追捕使—追捕使は諸國にありて、非違を正し、罪人を追捕する職。之を總括するを總追捕使といふ。

○上卿—公事ある時、その關係職員の長として之を總ぶる者。即ち大臣奉行の公事は其の大臣、大中納言奉行の公事は其の大中納言を上卿と云ふと、有職問答に見え、大臣より中納言まで之を勤むべき旨百寮訓要抄に云へり。

○忽緒—ユルカセニスル。即ち蔑視すること。

○暴惡—猛惡なること。暴はフクロフにて、親を食ふといはるゝ惡鳥。轉じてタケクツヨキ意に用ふ。

きたば、悪しかりなむとて、父不孝して、十三歳より鎮西の方へ追ひ下すに、豊後の國に居住し、尾張權守家遠を傳とし、肥後の國阿曾平四郎忠景が子に、三郎忠國が婿になつて、君よりも賜はらぬ九國の總追捕使と號して、筑紫を従へむとしければ、菊池原田を始として、所々に城を構へて立籠れば、其の儀ならば、いで落して見せむとて、未だ勢も附かざるに、忠國ばかりを案内者として、十三の歳の三月末より、十五の歳の十月まで、大事の軍をする事二十餘度、城を落す事數十箇所なり。城を攻むる謀、敵を打つ術、人に勝れて、三年が内に九國を皆攻め落して、自ら總追捕使に押し成つて、悪行多かりけるにや、香椎宮の神人等、都に上り訴へ申す間、去にし久壽元年十一月二十六日、徳大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰せて宣旨を下さる。

源爲朝久住宰府、忽緒朝憲、咸背綸言、梟惡頻聞、狼藉尤甚。早可令禁進其身、依宣旨執達如件。



然れども爲朝猶參洛せざりければ、同じき二年四月三日、父爲義を解官せられて、前檢非違使になされけり。爲朝之を聞いて、「親の科に當り給ふらむこそあさましけれ。其の儀ならば、我こそ如何なる罪科にも行はれむ」とて、急ぎ上りければ、國人共も上洛すべき由、申しければ、「大勢にて罷り上らむ事、上聞穩便ならず」とて、形の如くに附き従ふ兵ばかり、召し具しけり。乳母子の箭前拂の須藤九郎家季、其の兄透間數の惡七別當、手取の與次、同じき與三郎、三町礫の紀平次大夫、大矢の新三郎、越矢の源太、松浦二郎、左中次、吉田兵衛、打手の紀八、高間三郎、同じき四郎を始として、二十八騎ぞ具したりける。依つて去年より在京したりしを、父不孝を赦して、今度の御大事に召し具しけるなり。

爲朝は七尺ばかりなる男の、目角二つ切れたるが、紺地に色々の絲を以て、獅子丸を縫うたる直垂に、八龍といふ鎧を似せて、白き唐綾を以て緘したる大荒目の鎧、同じく獅子の金物打つたるを著るまゝに、三尺五寸の太刀

○透間數一敵の甲冑の透間をさがしねらつて、射取る事の名人と見ゆ。  
○目角云々一目尻と目頭とに筋の入りて、勇猛なる相なりと云ふ。  
○紺地一古活本には「かち」(襦)とありて、是れもあしからず。  
○唐綾を以て云々一綾は薄きものなれば、それを厚く革ほどにたゞみ、細く裁ちきりてそれにて緘すなり。  
○大荒目の鎧一大荒間の義。革二三枚をも重ね、鐵などを交へて厚くしたる札を用ふるが故に、常の鎧の如く毛引には緘されねば、絲目を密にして小札をとづる事。唐革を厚くして荒くとづる由、貞丈いへり。

○尻鞆一熊、豹等の毛皮にて製せる鞆袋。雨露を防ぐ爲のもの。  
○五人張一普通の人の四人して押し曲ぐるを、一人が弦をかくる程の強弓。  
○七尺五寸一弓は其の持主の手の寸にて七尺五寸なるを通常とすれども、大指と人差指とをのべて其の間を五寸とす。こゝは曲尺の七尺五寸なるべし。されば爲朝の身長に比して寸短き弓となり、隨つて強かるべし。是れ殊更にことわりたる所以なるべしと、貞丈いふ。  
○鉄一握の上に打つ折釘にて銀又は鐵製。矢のはづれて落つるを防ぐ爲なれども、鉄打つは大抵は丸木弓なりと、同じく貞丈云ふ。  
○樊噲、張良一共に漢の高祖の臣。  
○吳子、孫子一吳起は魏の文公に仕へ、孫武は吳王闔閭に仕ふ。共に戰國時代の戰術家。  
○養由一楚人、養由基のこと。百歩にして柳葉を射て、百發百中なりし由、史記、周本紀に見ゆ。  
○擧り給ふ一悉く出で來られしを云ふ。

に熊の皮の尻鞆入れ、五人張の弓、長さ七尺五寸にて鉄打つたるに、三十六差したる黒羽の矢負ひ、兜をば郎等に持たせて歩み出でたる體、樊噲も斯くやと覺えてゆゆしかりき。謀は張良にも劣らず。されば堅陣を破る事、吳子、孫子が難しとする處を得、弓は養由をも恥ぢざれば、天を翔る鳥、地を走る獸、恐れずといふ事なし。上皇を始め進らせて、有らゆる人々、音に聞ゆる爲朝見むとて擧り給ふ。

左府即ち、「合戦の趣計ひ申せ」と宣ひければ、畏つて、「爲朝久しく鎮西に居住仕つて、九國の者共従へ候ふに附いて、大小の合戦數を知らず。中にも折角の合戦二十餘箇度なり。或は敵に圍まれて強陣を破り、或は城を攻めて敵を亡すにも、皆利を得る事、夜討に如く事侍らず。然れば只今高松殿に押し寄せ、三方に火を懸け、一方にて支へ候はむに、火を遁れむ者は、矢を免るべからず。矢を恐れむ者は、火を遁るべからず。主上の御方心にくくも候はず。但し兄にて候ふ義朝などこそ、駈け出でむすらめ。それも眞中差し

○指矢—箭矢竹をば、こぼしのわら火を焚きて少しこがして色をつくにして、鴨の第二の羽にて作り、根は木にて作る。まさわら矢の如し。此の矢は三十三間堂の通し矢など用ふる由、貞丈いひ、軽くて遠くは射がたきものなるを、三町も射る程の名人。  
○富家殿—宇治の平等院の西方なる、藤氏の別業。當時頼長の父忠實の居所たり。

て射通し候ひなむ。まして清盛などがへろへろ矢、何程の事か候ふべき。鎧の袖にて拂ひ、蹴散して捨てなむ。行幸他所へならば、御免を蒙つて、御供の者、少々射むする程ならば、定めて駕輿丁も、御輿を捨てて逃げ去り候はむすらむ。其の時爲朝参り向ひ、行幸を此の御所へ成し奉り、君を御位に即け進らせむ事、掌を返す如くに候ふべし。主上を迎へ進らせむ事、爲朝矢二つ三つ放さむするばかりにて、未だ天の明けざらむ前に勝負を決せむ條、何の疑か候ふべき」と、憚る所もなく申したりければ、左府「爲朝が申す様、以ての外の荒儀なり。年の若きが致す所か。夜討などいふ事、汝等が同士軍、十騎二十騎の私事なり。さすが主上上皇の御國争に、源平數を盡して、兩方にあつて勝負を決せむに、無下に然るべからず。其の上南都の衆徒を召さるる事あり。興福寺の信實、玄實等、吉野十津河の指矢三町、遠矢八町といふ者共を召し具して、千餘騎にて参るが、今夜は宇治に著き、富家殿の見参に入り、曉此へ参るべし。彼等を待ち調へて、合戦をば致すべし。又明

○院司—上皇御所の官人。

○先蹤—蹤はアトと訓ず。即ち先例。

日院司の公卿殿上人を催さむに、参らざる者どもをば、死罪に行ふべし。首を刎ぬる事兩三人に及ばば、残りなどは参らざるべき」と仰せられければ、爲朝上には承伏申して、御前を罷り立つて呟きけるは、「和漢の先蹤、朝廷の禮節には、似も似ぬ事なれば、合戦の道をば、武士にこそ任せらるべきに、道にもあらぬ御計ひ如何あらむ。義朝は武略の奥義を極めたる者なれば、定めて今夜、寄せむとぞ仕り候ふらむ。明日までも延びばこそ、吉野法師も奈良大衆も入るべけれ。只今押し寄せて風上に火を懸けたらむには、戦ふとも争でか利あらむや。敵勝つに乗る程ならば、誰か一人安穩なるべき。口惜しき事かな」とぞ申しける。

將軍塚鳴動附彗星出づる事

さる程に、鳥羽殿には、故院の舊臣左大將公教卿、藤宰相光頼卿、右大辨顯時朝臣など籠居し給ひけるが、去ぬる八日より彗星東方に出で、將軍塚頻

將軍塚鳴動附彗星出づる事

○將軍塚—桓武天皇の平安に奠都せられし際、王城籠護の爲、八尺の人形に甲冑を着せ、東山に埋めて將軍塚と稱せられけるが、國に兵亂あらむとする時には此の塚鳴動する由いひ傳ふ。

○不思議—變事。

○御裳瀧河—五十鈴川の一名以て皇統に喩ふ。  
○七十四代—鎌倉本、七十七代に作れるを是と爲す。  
○崇神天皇の御時—天皇の七年、八百萬群神を祭り、天社國社及び神地神戸を定め給ひし事、日本書紀に見ゆ。

に鳴動す。天變地妖、古文の指す所、慎み更に輕からず。「新院の御所には、軍兵數千騎參り集まつて、公卿殿上人を召すに、參らざる者をば死罪に行ふべしと、左府議せらるなれば、我等とても其の難を通るべからず。其の上、京中を焼き拂ひ、内裏にも火を懸けて攻めむに、行幸他所へならば、御輿にも矢を進らせむなどと、爲朝とかやが申すなれば、君とても安穩に渡らせ給はむや。一院隠れさせ給ひて、十箇日の内に、かかる不思議の出で來ぬるこそあさましけれ。内裏にも仙洞にも、御追善の營みの外は他事おはすまじきに、こは如何になりぬる世の中ぞや。天照大神は、百王を守らむとの御誓も、盡さぬるやらむ」と申されける。

光頼卿熟事の心を思ふに、「日本は是れ神國なり。されば御裳河の流絶えずして、既に七十四代の天津日嗣を受け給ふ。昔崇神天皇の御時、天津社國津社を定め置かれてより以來、神事事繁き國の營、只寶祚長久の爲なり。七千餘座の神祇、夜の守、晝の守、なじかは怠り給ふべき。就中推古天皇の御

○上宮太子—聖德太子。  
○四天王寺—聖德太子、物部守屋の一族を討たれし時、白鬘木を取りて四天王の像(多聞天、持國天、增長天、廣目天)を作り、之を結髮中に置き、事平いで後、崇峻天皇の元年、難波(今の大阪市天王寺町)の地に創建せられしもの。  
○大神宮の云々—大神宮の本は印度の盧舍那佛(大日如來)なりとの説にて、中古僧徒のいひ出しもの。東大寺の大佛は、盧舍那佛なればいふ。  
○傳教大師—最澄。延暦七年比叡山を開き根本中堂をはじむ。同二十三年勅を奉じて入唐し翌年歸朝す。  
○一乘妙典—一は唯一無二、乘は運載の義にて、迷境に在る活物を載せて直に妙覺の彼岸に至らしむるをいひ、即ち成佛するに唯一の教にて、法華經のこと、同經の方便品に十方佛土中、唯有一乘法、無二亦無三と見ゆ。妙典は其の尊稱。  
○二十五代—半井本に、二十七代に作るを是と爲す。  
○三百四十七年—同本に、三百四十八年とあるを是と爲す。

時、上宮太子世に出でて、守屋の逆臣を亡して佛法を弘め、四天王寺を建てて國家を祈り、聖武天皇東大寺を建て、大神宮の御本地を顯して、帝運を祈請し給ふ。行基菩薩は、河州石河郡に四十九院を建て始め給ひて、寶祚を鎮護し給ひしより、傳教大師は比叡山を開基して、一乘妙典を崇め、弘法大師は高野山を建立して、眞言の祕法を修行して、専ら天下の護持を致す。殊に白河鳥羽の兩院、佛法に歸しおはしまして、國郡數神に裁きたり、田園多く佛聖に寄せらる。依つて三寶も國家を守り給ふべし、神明も帝祚を捨て給はむや。其の上此の京は、桓武天皇の御宇、延暦十三年十月二十一日、長岡の京より遷されて後、弘仁元年九月十日、平城の先帝世を亂り給ひしかども、此の京は無爲なり。其の後帝王二十五代、星霜三百四十七年の春秋を送れり。其の間にも朱雀院の御宇には、將門純友東西に亂逆を爲し、後冷泉の御世には、貞任宗任兄弟謀叛を企て、或は八箇國を從へて八箇年合戦し、或は陸奥に支へて、十二年まで防ぎ戦ひしかども、敢て都の亂にならず、終に

將軍塚鳴動附彗尾出づる事



○八箇半一將門、承平五年に兵を擧げ、天慶三年滅亡するに至るまで、實は六箇年なり。  
 ○禁闈一禁は宮中のこと。諸人の入るを禁するより出づ。闈は宮城の門、合せて御所内を云ふ。  
 ○結番一三十番神(二一頁にいづ)のかはると、宮中を守護せらるるをいふ。

○引直衣一天子の常の御服。その製、通常の直衣の如くにして長き裾あり、後方に引く。一名下直衣。  
 ○腰輿一手輿ともいふ。手にてかき、腰の高さにさし、け行くもの。  
 ○左中將光忠一公卿補任に據るに、此の時、光忠右中將たり。又右少將實定は、牛井本に左中將に作るを是と爲す。  
 ○御季一牛井本に、師業とあるを是と爲す。

皇化に遵したがひき。されば今も誰人か此の京を滅し、何者か我が君を傾けむ。南には正八幡大菩薩、男山に跡を垂れて帝都を守り、北には賀茂大明神、天満天神、東西には稻荷、祇園、松尾、大原野等、光を雙なべて日夜に結番し、禁闈を守り給ふ。縦令逆臣亂をなすとも、争でか靈神の助なかるべきと、憑たのもしげにぞ宜ひける。

主上三條殿行幸附官軍勢汰の事

さる程に、内裏は高松殿なりしかば、分内狭くて便宜悪しかりなむとて、俄に東三條殿へ行幸なる。主上は御引直衣にて、腰輿に召さる。神璽寶劔を取つて、御輿に入れ進まらせらる。御供の人々には、關白殿、内大臣實能、左衛門督基實、右衛門督公能、頭中將公親朝臣、左中將光忠、藏人少將忠親、藏人右少辨資長、右少將實定、少納言入道信西、春宮學士俊憲、藏人治部大輔雅頼、大外記師季等なり。武士の名字は註すに及ばず。

○脇立一脇指とも書く。鎧を着する前に右脇にあつる具。札の上を染革にて包み、草摺は一枚なり。鎧は右脇にて引き合するものなれば、其の合せ目を差ぐ料なり。さてこゝはそれだけにて未だ鎧を着ざる體なり。

其の時義朝を御前に召さる。赤地の錦の直垂に、折烏帽子引立て、脇立わしかたかりに太刀帶たていたり。少納言入道を以て、軍の様を召し問はる。義朝長まつて申しけるは、「合戦の術様々に候へども、即時に敵を従へ、立所に利を得る事、夜討に過ぎたる事候はず。就中南都より衆徒大勢にて、吉野十津河の者共を召し具して、千餘騎にて今夜宇治に著き、明朝入洛仕る由聞え候。敵に勢の屬かぬ前に押し寄せ候はむ。内裏をば清盛などに守護せさせられ候へ。義朝は罷り向つて、忽ちに勝負を決し候はむ」とぞ進みける。

○殿下一關白忠通。  
 ○先んずる時は云々一會稽の守殿通が項梁に云へる言中の語にて、史記の項羽本紀に先即制人、後則爲二人所制と見えたり。  
 ○逆鱗一帝王の怒をいふ。龍は溫和なる獸なれども、其の喉下に徑尺の逆鱗ありて、之に觸るれば怒つて必ず其の人を殺す、人主にも亦逆鱗ありといふ事、韓非子に見えたり。

信西御前の床に候ひけるが、殿下の御氣色を承つて申しけるは、「此の儀尤も然るべし。詩歌管絃は臣家の翫もてあそぶ所なりといへども、それ猶味し。況や武藝の道に於てをや。一向汝が計ひたるべし。誠に先んずる時は人を制す、後にする時は人に制せらるといへば、今夜の發向尤もなり。然らば清盛を留めむ事も然るべからず、武士は皆々罷り向ふべし。朝威を輕しめ奉る者、豈天命に背かざらむや。早く凶徒を追討して、逆鱗を休め奉らば、先づ日來

申す處の昇殿に於ては、疑あるべからず」と申されければ、義朝「合戦の場に罷り出でて、何ぞ餘命を存せむ。只今昇殿仕つて、冥途の思出にせむ」とて、押して階上へ上りければ、信西「こは如何に」と制しけり。主上之を御覽じて、御入興ありけるとなり。

○寅の刻一午前四時頃。

十一日寅の刻、官軍既に院の御所へ押し寄す。折節東國より軍勢上り合ひて、義朝に相従ふ兵多かりけり。先づ鎌田次郎正清を始として、後藤兵衛實基、近江の國には佐々木源三、八島冠者、美濃の國には平野大夫、吉野太郎、尾張の國には舅熱田大宮司が奉る家子郎等、三河の國には志多良、中條、遠江の國には横地、勝俣、井八郎、駿河の國には入江、右馬允、高階、十郎、興津、四郎、蒲原、五郎、伊豆には狩野、工藤四郎親光、同じき五郎親成、相模には大庭平太景吉、同じき三郎景親、山内、須藤刑部、丞俊通、其の子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野、次郎延景、荻野、四郎忠義、安房には安西、金餘、沼平太郎、丸九郎、武藏には豊島、四郎、中條、新五、新六、成田、太郎、箱田、次郎、河上、三郎、別府、次郎、

○第一義朝の妻の父。

○高家一、百寮訓要抄、神祇伯の項に「昔は高家の人々は是れに任ず」と見え、蓋磨隨筆(大塚嘉樹著)に引ける鹿苑殿記には、公家にて親王家ともいふべき家柄を、武家にては高家と云ふと見え、源平盛衰記には、大名、小名、黨、高家と並べていへるが、食祿は低くとも其の家系を優して特別の待遇を受けたる事、徳川時代などの例にて知るべし。

○弘常一、二字古活本に摺りて補ふ。但し正しくは廣常。

奈良、三郎、玉井、四郎、長井、齋藤別當實盛、同じき三郎實員、横山に悪次、悪五、平山に、相原、見玉に莊太郎、猪股に岡部、六彌太、村山に金子、十郎家忠、山口六郎、仙波、七郎、高家に河越、師岡、秩父武者、上總には介、八郎弘常、下總には千葉介常胤、上野には瀬下太郎、物射五郎、岡本介、名波太郎、下野に八田、四郎、足利、太郎、常陸には中宮、三郎、關、二郎、甲斐には鹽見、五郎、同じき六郎、信濃には海野、望月、諏訪、時、桑原、安藤、木曾、中太、彌中太、根井、大彌太、根津、神平、静妻、小二郎、片桐、小八郎大夫、熊坂、四郎を始として、三百餘騎とぞ註したる。

清盛に相従ふ人々には、弟常陸、介頼盛、淡路、守教盛、大夫經盛、嫡子、中務少輔重盛、次男安藝、判官基盛、郎等には筑後、左衛門家貞、其の子左兵衛、尉貞能、與三兵衛景安、民部、大輔爲長、其の子太郎爲憲、河内の國には草刈部、十郎大夫定宣、瀧口家綱、同じき瀧口太郎家次、伊勢の國には古市伊藤武者景綱、同じき伊藤五忠清、伊藤六忠直、伊賀の國には山田小三郎伊行、備前の國の

主上三條殿行幸附官軍勢汰の事

○武者一、武者所の略。二七頁にいづ。

○兵庫頭―兵庫寮として兵器を掌る役所の長官。  
○渡邊黨―源綱の男、筒井源太久、攝津渡邊に遷住せしより氏とし、其子孫一類、渡邊黨と云ふ。皆一字名なり。

住人難波、三郎經房、備中の國の住人瀬尾、太郎兼康を始として、六百騎とぞ註したる。兵庫頭源賴政に相從ふ兵誰々ぞ。先づ渡邊黨に省播磨次郎、授薩摩兵衛、連源太、與右馬允、競瀧口、丁七唱を始として、二百騎ばかりなり。佐渡式部、大輔重成百騎、陸奥新判官義康百騎、出羽判官光信百騎、周防判官季實五十騎、隱岐判官惟重七十餘騎、平判官實俊六十餘騎、進藤判官助經五十餘騎、和泉左衛門尉信兼八十餘騎、都合一千七百餘騎とぞ註したる。

## 保元物語卷之二

### 義朝白河殿夜討の事

白河殿には、斯くとも知らし召さざりしかば、左大臣殿武者所の親久を召されて、「内裏の様、見て參れ」と仰せければ、親久即ち馳せ歸り、「官軍既に寄せ候」と申しも果てねば、先陣既に馳せ來る。其の時鎮西八郎申しけるは、「爲朝が千度申しつるは、爰候爰候」と怒りけれども、力及ばず。爲朝を勇ませむ爲にや、俄に除目行はれて、安弘、藏人たるべき由仰せけり。八郎「是れは何といふ事ぞ。敵既に寄せ來るに、方々の手分をこそせられむすれ、只今の除目物忽なり。人々は何にも成り給へ。爲朝は今日の藏人と呼ばれても何かせむ。只元の鎮西八郎にて候はむ」とぞ申しける。

去る程に、下野守義朝は、二條を東へ發向す。安藝守清盛も、同じく續い

○東塞―陰陽家の説に、天一神、太白神等が、日の干支に隨うて四方を遊行し、其の在る方をフサガリと稱し、其の方に向つて事を爲すを忌みしなり。なほ塞の原由を爲すものには大將軍、金神等、その他にも種々あれども、こゝは事ら前にいひし方なるべし。

○馬の懸場―馬の進退に便なるほどの廣場にて、一町あまりなりと。

○打物―太刀、長刀等の武器。

○先陣を駆けぬ―原は唯「あらゆるのみありしを、古活本に隨ふ。

て寄せけるが、明くれば十一日、東塞なるうへ、朝日に向つて弓引かむ事、恐ありとて、三條へ打ち下り、河原を馳せ渡して、東の堤を上りに、北へ向つてぞ歩ませける。下野守は大炊御門河原に、前に馬の懸場を残して、河より西に東頭に控へたり。新院の御所にも、敵既に西南の河原に鯉波を作つて攻め來れば、爲義以下の武士、各固めたる門々より懸け出でけり。判官が手には、四郎左衛門賴賢と、八郎爲朝と、先陣を争ひて、既に珍事に及ばむとす。賴賢思ひけるは、「今子共の中には、我こそ兄なれば、今日の先陣をば、誰かは駆けむ」といふ。爲朝は又、「恐らくは弓矢取つても、打物取つても、我こそあらめ。其の上判官も軍の奉行を仕らせらるる上は、我こそ先陣を駆けめ」と論じけるが、暫く思案して、兄達をも蔑にするえせ者として、親に不孝せられしが、適勘當赦されたる身の、父の前にて兄と先を論せむ事、悪しかりなむと思ひければ、「所詮誰々も駆けさせ給へ。強からむ所をば、幾度も承つて支へ奉らむ」とぞ申しける。

○紺村濃―村濃といふは總べて何色にても地色を薄くして、所々濃雲の如く濃く染むるものにて、濃き所のはしはしは煙の如くほかすなり。こゝは即ち紺の村濃染。

○朽葉色―今いふ黄から茶。これに三種あり、すこし青みたるを青朽葉、赤みたるを赤朽葉、黄ばみたるを黄朽葉といふ。

○頭高―矢の頭を高めにあげてさすなり。

○鏡鞍―銀、銅、眞鍮などの薄き延金にて鞍を包み、山形の上より爪先まで同じ金にて覆輪（へり）をとり、紙にてとむるなり。

○重藤の弓―大將の軍陣に持つ弓。小笠原家の説にては、天の二十八宿、地の三十六禽に象りて、握りより上を三十六所、下を二十八所、握りの革を九卷又は七卷まくなりと。

○内兜―兜の内方。即ち面部。

四郎左衛門之を聞きも咎めず、則ち西の川原へ出で向ひ、紺村濃の直垂に、月敷といふ鎧の、朽葉色の唐綾にて緘したるを著、二十四差したる大中黒の矢、頭高に負ひなし、重藤の弓真中取つて、月毛なる馬に、鏡鞍置いてぞ乗つたりける。

大炊御門を西へ向つて防ぎけるが、爰を寄するは源氏か平家か、名乗れ聞かむ。かく申すは六條判官爲義が四男、前左衛門尉賴賢とぞ名乗りける。河向に答へて曰く、「下野守殿の郎等、相模の國の住人首藤刑部丞俊通が子息瀧口俊綱、先陣を承つて候」と申せば、「偕は一家の郎等ござんなれ。汝を射るにあらず、大將軍を射るなり」とて、川越に矢二つ放つ。夜中なれば誰とは知らず、矢面に進んだる者二騎、射落されぬ。四郎左衛門も、内兜を射させ、引き退く。下野守は矢合に郎等を射させて、安からず思はれければ、既に駆けむとし給へば、鎌田次郎正清轡に取り附いて、爰は大將軍の駆けさせ給ふ所にて候はず。千騎が百騎、百騎が十騎になりてこそ、打ちも出でさ

せ給はめ」と申しけれども、猶駈けむとし給ふ間、歩立の兵八十餘人ありけるを招き寄せて、此の由を云ひ含め、大將軍を守護せさせ、正清馬に打乗つて、眞先にこそ進みけれ。

○二條河原の云々―河と堤との間の空地に北向に陣したるなり。此の所、原は「二條河原の東堤に西に向つて」とありしを、古活本に隨ふ。

○柏原天皇―桓武天皇。その山陵の山城紀伊郡柏原に在るによりて稱し奉る。

○公家―朝廷。

安藝守は、二條河原の河より東、堤の西に向つて控へたり。其の勢の中より五十騎ばかり、先陣に進んで押し寄せたり。「爰を固め給ふは誰人ぞ。名乗らせ給へ。かう申すは安藝守殿の郎等に、伊勢の國の住人、古市、伊藤景綱、同じき伊藤五、伊藤六」とぞ名乗りける。八郎之を聞き、「汝が主の清盛をだに、合はぬ敵と思ふなり。平家は柏原天皇の御末なれども、時代久しくなり下れり。源氏は誰かは知らぬ。清和天皇より爲朝までは九代なり。六孫王より七代、八幡殿の孫、六條判官爲義が八男、鎮西八郎爲朝ぞ。景綱ならば引退け」とぞ宣ひける。景綱「昔より源平兩家天下の武將として、違勅の輩を討つに、兩家の郎等大將を射る事、互に是れあり。同じ郎等ながら、公家にも知られ進らせたる身なり。其の故は、伊勢の國鈴鹿山の強盜の張本、小

野七郎を搦めて、副將軍の宣旨を蒙りし景綱ぞかし。下蔭の射る矢、立つか立たぬか御覽せよ」とて、能つ引いて射たれども、爲朝之を事ともせず、「合はぬ敵と思へども、汝が詞のやさしさに、矢一つ賜はらむ。受けて見よ。且は今生の面目、又は後生の思出にもせよ」とて、三年竹の節近なるを少し押し



丸根の根 (載所記雜丈眞)

磨きて、山鳥の尾を以て作いだるに、七寸五分の丸根の、篋中過ぎて篋代のあるをうちくはせ、暫し保つてひやうと射る。眞先に進んだる伊藤六が胸板、押附、かけず射徹し、餘る矢が伊藤五が射向の袖に、裏かいてぞ立ちたりける。六郎は矢場に落ちて死ににけり。

伊藤五此の矢を折りかけて、大將軍の前に參つて、「八郎御曹司の矢御覽候へ。凡夫の所爲とも覺え候はず。六郎既に死に候ひぬ」と申せば、安藝守を始めて、此の矢を見る兵共、皆舌を振つてぞ恐れける。景綱申しけるは、「彼の先祖八幡殿、後三年の合戦の時、出羽の國金澤の城にて武則が申しけ

○三平竹の云々―固くして強き矢竹を選びしなり。  
○七寸五分の云々―通例の鐵は、一寸か一寸五分なれば、こゝは甚しく長し。又丸根とは、中通りのしぎの角を取りて丸味つけたるをいふ。  
○篋中過ぎて云々―篋代は、矢の根のなかご。(鐵の矢竹中に入りたる部分)それが矢竹の半分以上もうちはめありて頗る堅牢なる製。  
○押附―鐵の背部の上方(縮み)の下、逆板の上にある板。其の製は胸板に同じ。此の二字は古活本に據りて補ふ。  
○裏かいて―矢が鞘の裏にとほりて肉體を傷つくること。原「裏かへして」とありしを、古活本に據る。但し同本に「かひて」とあるは假名遣ひなり。

○表裏―此の二字も、古活本に據りて補ふ。

るは、君の御矢に中る者、鎧兜を射徹されずといふ事なし。抑も君の御弓勢を、櫓に拜み奉らばやと望みければ、義家革能き鎧三領重ね、木の枝に懸けて、表裏六重を射徹し給ひければ、鬼神の變化とぞ恐れける。是れより彌兵共歸服しけりと、申し傳へて聞けばかりなり。眼前にかかる弓勢も侍るにや。あな怖ろし」とぞ怖ぢあへる。

かく口々に云はれて、大將宣ひけるは、「必ず清盛が、此の門を承つて向うたるにもあらず、何となく押し寄せたるにてこそあれ。何方へも寄せよかし。さらば東の門か」とあれば、兵皆「それも此の門近く候へば、若し同じ人や固めて候ふらむ。只北の門へ向はせ給へ」と云へば、「さも云はれたり。今は程なく夜も明けなむす。然れば、小勢に大勢駆け立てられむも、見苦しかりなむ」とて引き退く處に、嫡子中務少輔重盛生年十九歳、赤地の錦の直垂に、澤瀉緘の鎧に、白星の兜を著、二十四差したる中黒の矢負ひ、二所籐の弓持つて、黄河原なる馬に乗り、進み出でて、勅命を蒙つて罷り向ひたる者が、敵

○中務少輔―中務省（宮中の政務を管す）にて卿、大輔に次ぐ官。少輔はセウとよむ。  
○白星の兜―兜の鉢の星を銀にてつゝみたるをいふ。

陣強しとて引き返す様やあるべき。續けや若者共」とて、駆け出でられけるを、清盛之を見て、「あるべうもなし、あれ制せよ者ども。爲朝が弓勢は目に見えたる事ぞかし。過すな」と宣ひければ、兵ども前に馳せ塞がりければ、力なく京極を上りに、春日表の門へぞ寄せられける。

○伊賀―原、伊勢とありしも、諸本並に本書の前後に皆伊賀とあれば、參考の説に隨つて改む。  
○かたかは破り―どこまでも自己の主張を通さんとする、片意地者。

爰に安藝守の郎等に、伊賀の國の住人、山田小三郎伊行といふは、又なき剛の者、かたかは破りの猪武者なるが、大將軍の引き給ふを見て、「さればとて矢一筋に恐れて、向うたる陣を引くことやある。縦令筑紫八郎殿の矢なりとも、伊行が鎧はよも徹らじ。五代傳へて軍に逢ふ事十五箇度、我が手に取つても、度々多くの矢どもを受けしかど、未だ裏をばかかぬものを。人々見給へ。八郎殿の矢一つ受けて物語にせむ」とて駆け出づれば、「この高名はせぬにしかず。無益なり」と、同僚ども制すれども、本より云ひつる言葉をかへさぬ男にて、「夜明けて後に傍輩の、八郎の、いで矢目見むといはむには、何とか其の時答ふべき。然れば日來の高名も、失せなむ事の無念なれば、よ

○をこ―をかしきこと、又は愚しきことをいふ。こゝは後の方の意。

○矢目―矢のあたりたるあと。

○五枚兜一兜の綴（鉢につきて頸部をおほふもの）板（革又は鐵の板を綴又は革にてとづ）の五枚より成れるもの。四枚又は五枚を普通とす。

○猪頸に著すこし仰向けに著る事にて、矢も太刀も恐れぬを示す剛勇の装なりと、貞丈の説。

○十八差いたる一四々十六と四本づ、四列に差し、上差二本を添ふ。

○正月二十六日一實錄諸本に據るに、二十の二字は衍なり。

○義親一義家の第二子。鑑西に横行し、人民を掠略せしにより、隠岐に流されしが、出雲に止まりて人民を劫掠し、官物を奪ひしかば、清盛の祖父正盛に命じて追討せしめられき。

○故備前守一正盛。平正衡の子。

○さやつ一彼奴。人を害りていふ語。

○白蘆毛一白毛に黒のさし毛あるを蘆毛と云ひ、その白味の勝ちたるもの。元來蘆毛は蘆の初生の色（青白）ともいへども、拾遺集、惠慶法師の歌に「難波江の蘆の花毛のま

じれるは津の國がひの駒にやあるらむ」と詠めるに據れば、蘆の花の色なり。

○金覆輪の鞍一覆輪とはすべてへりを附くる事にて、こゝは鞍の前後輪の山形の上に金にてふくりんをかけたるもの。之を蓋覆輪とも云ひ、銀にてしたるを、銀覆輪とも白覆輪とも云ふ。

○前輪、尻輪一鞍の前後の山形を爲す部分。其の中央部を鞍壺と云ひ、人の跨り乗る所。

○かせがれて一支へられて。

しよし人は續かずとも、己證人に立つべし」とて、下人一人相具して、黒革絨の鎧に、同じ毛の五枚兜を猪頸（みくび）に著、十八差いたる染羽の矢負ひ、塗籠籐の弓持ち、鹿毛なる馬に黒鞍置いてぞ乗つたりける。

門前に馬を駈け居る、物その物にはあらねども、安藝守の郎等、伊賀の國の住人、山田小三郎伊行生年二十八、堀河院の御宇、嘉承三年正月二十六日、對馬守義親追討の時、故備前守殿の眞先駈けて、公家にも知られ奉りし、山田莊（しやうじ）司行末が孫なり。山賊強盜を搦め取る事は數を知らず。合戦の場にも度々に及びて、高名仕りたる者ぞかし。承り及ぶ八郎御曹司を、一目見奉らばや」と申しければ、爲朝「一定きやつは引き儲けてぞいふらむ。一の矢をば射させむす。二の矢を番はむ所を射落さむす。同じくは矢のたまらむ所を、我が弓勢を敵に見せむ」と宣ひて、白蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍置いて乗つたりけるが、駈け出でて、鎮西八郎此（こゝ）にあり」と名乗り給ふ所を、本より引き儲けたる箭なれば、弦音高く切つて發つ。御曹司の弓手の草摺を縫（ぬい）様にぞ

射切つたる。一の矢を射損じて、二の矢を番ふ所を、爲朝能つ引いてひやうと射る。山田小三郎が鞍の前輪より、鎧の草摺を尻輪懸けて、矢先三寸餘ぞ射通したる。暫しは矢にかせがれて、たまる様にぞ見えし。即ち弓手の方へ眞倒（まつきさまた）に落つれば、鏃は鞍に留まつて、馬は河原へ馳せ行けば、下人つと馳せ寄り、主を肩に引つ懸けて、御方の陣へぞ歸りける。寄手の兵之を見、彌此の門へ向ふ者こそなかりけれ。

白河殿を攻め落す事

さる程に、夜も漸う明け行くに、主もなき離れ馬、源氏の陣へ駈け入りたり。鎌田次郎之を取らせて見るに、鞍壺に血たまり、前輪は破れて、尻輪に鏃（のみ）の如くなる鏃留（やじり）まれり。之を大將軍に見せ奉つて、「今夜筑紫の御曹司の、遊ばされてありげに候。あないかめしの御弓勢や」と申しければ、義朝八郎は、今年十八九の者にてこそあれ。未だ力も固（かた）まらじ。それは敵を嚇（おど）さむ

○八逆は逆は唐の誤なるべし。八逆は、謀反、至尊を危くせんとするもの。謀大逆、謀叛、(圖に叛き偽に隨ふもの) 惡逆、不道、大不敬、不孝、不義にして、常赦に赦されぬ大罪。(群書類從、律令部、所收の律)

○牛頭一額 金のこと。額にあて、其のあまりが頭の半分までかゝるよりの名。

○かいかなくり「かいは、接頭語、かなくりは、今言のかきむしること。

○矢たふな 京師本、杉原本の此の條には「爲朝あまりのねたさに、答の矢を射るに及ばず云々」本書の下段に「答の矢を射返し」など見えたれば、語源は「矢答な」なるべきが、平家物語、凡に「せんない殿原の鹿の射獲かな。唯今の矢一つでは敵十人は防がんとするものを、罪つくり矢たふなにも見え、東北の方言に今も無駄使ひする事を「たふな」といふ由なれば、こゝも矢を用ふるは無駄なりとの意か。

○弓をば脇に搦挟み 貞丈雜記に云ふ、馬上にて弓持ちたる手を擧げたき時は、弓を太刀に懸くるなり。弦を太刀の

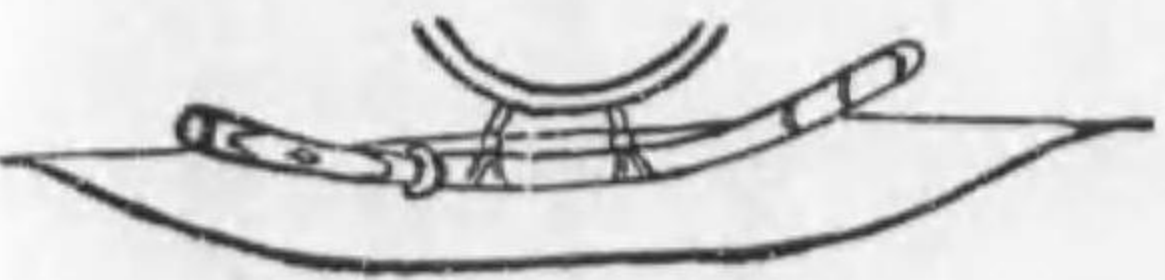
足の所に外よりあて、柄頭と鞘尻とにて弦をせかせて置くなり。さすれば弓落つる事なし。其の體、後三年合戦の繪にも見えたりとて、下の圖を出せり。こゝも此の事にて別義にはあらじ。

○坂東 上野と信濃との境なる碓氷坂より東に當る、武藏、相模、安房、兩總、常陸(後に之を除きて伊豆を加ふ)兩野の八國。

○寶莊殿院 吉田の西方にありし寺の名。

○鍬形 兜の前立物。備前鍬の形を模したるものとの説もあれど、貞丈はクワキガタの略言にて、慈姑の葉を側面より見たる形を模し、クハ(加)即ち増加の意を懸けて祝する

とて、作つてこそ放しけめ。それには臆すべからず。汝向つて一當あてて見よ」と宣へば、「さ承り候」とて、正清百騎ばかりにて押し寄せて、「下野守の郎等に、相模の國の住人鎌田次郎正清」と名乗りければ、「さては一家の郎從ござんなれ。大將軍の矢面をば引き退け」と宣へば、「本は一家の主君なれども、今は八逆の凶徒なり。違勅の人々討ち取つて、高名せよや者共」といひも果てず、能つ引いて發つ矢が、御曹司の半頭にからりと中つて、兜の鍔に射附けたり。爲朝餘りに腹を立て、此の矢をかいかなくつて投げ捨て、「己程の者をは矢たふなに、手取にせむ」とて駆け給へば、須藤九郎家末、惡七別當以下、例の二十八騎ぞ續きたる。正清叶はじとや思ひけむ、百騎の勢を引き具して、川原を下りに五町ばかり、振ひ振ひ逃げたりけり。御曹司は弓をば脇に搦挟み、大手を廣げて、何處まで何處までと追はれるが、「さのみ長追なせそ。判官殿は心こそ猛くおはしませども、年老い給ひぬ。残りの人々は口はき



き給へども、さのみ心にくからず。小勢にて門破らるな。返せや」とて引き返す。

鎌田は河原を西へ引かば、大將軍の陣の前、敵の追ひ駆けむも悪しかりなむと思ひて、真下に逃げたりけるが、敵引つ返すと見てければ、川を直達に馳せ渡して、「遁れ參つて候。坂東にて多くの軍に逢ひて候へども、是れ程軍立はげしき敵に未だあはず候。雷電などの落ち懸らむは、事の數にも候はじ」と申しければ、義朝「それは聞ゆる者と思つて、怖づればこそさあらめ。八郎は筑紫生立にて、船の中にて遠矢を射、徒立などは知らず。馬上の業は、坂東武者にはいかで及ばむ。馳せ雙べて組めや者ども」と下知せられければ、相模の國の住人須藤刑部丞俊通、其の子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景等を始として、二百餘騎にて追つ懸けたり。爲朝寶莊殿院の西裏にて返し合せて、火出づる程ぞ戦うたる。

大將は赤地の錦の直垂に、黒絲絨の鎧に、鍬形打つたる兜を着、黒馬に黒白河殿を攻め落す事



意に出づといふ。之に隨へばクワガタにて、クハ(歎)の假名にあらぬを、誤り宛てたりと解すべし。

○嚴親—父のこと。嚴父、慈母などいふ漢語より出づ。

鞍置いて乗つたりけり。鑑あぶみ踏ん張り突立ちあがり、大音揚げて、清和天皇九代の後胤下野守源義朝、大將軍の勅命を蒙つて罷り向ふ。若し一家の氏族たらば、速に陣を開いて退散すべし」とぞ宣ひける。爲朝聞きもあへず、嚴親判官殿、院宣を蒙り給ひて、御方の大將軍たる其の代官として、鎮西八郎爲朝、一陣を承つて固めたり」とぞ答へける。

義朝重ねて、「さては遙の弟ござんなれ。汝兄に向つて弓引かむ事、冥みやう加なきにあらずや。且は宣旨の御使なり、禮儀を存せば、弓を伏せて降參仕れ」とぞ申されける。爲朝又、「兄に向つて弓引かむが、冥みやう加なしとは理なり。正しく院宣を蒙つたる父に向つて、弓引き給ふは如何に」と申されければ、義朝道理にや詰められけむ、其の後は音もせず。武藏相模のはやり男の者どもが、幕まくら地に打つて懸かるを、爲朝暫し支へて防ぎけるが、敵は大勢なり、懸け隔てられては、判官のため悪しかりなむと思ひて、門の内へ引き退く。敵之を見て、防ぎ兼ねて引くとや思ひけむ、勝つに乗つて、門の際きはまで攻め附けて、入れ替へ入れ替へ揉うたりけり。

○幕地に—俗言のイツサンニ。

て、入れ替へ入れ替へ揉うたりけり。

○勢こしに—立ちこみたる軍兵の顔こしに。

爰こに爲朝、敵の勢こしに見れば、大將義朝、大の男の大きな馬には乗つたり。人に勝れて軍の下知せむとて、突立ち舉りたる内兜、誠に射よげに見えければ、願ふ所の幸、得たりと悦びて、件の大矢を打番ひ、只一矢に射落さむと打揚げけるが、待て暫し。弓矢取る身の謀、汝は内の御方へ參れ、我は院方へ參らむ。汝負けば、憑たのめ助けむ。我負けなば、汝を憑たのまむなど約束して、父子立ち別れてかおはすらむと思案して、番うたる矢を指しはづす、遠慮の程こそ神妙なれ。都て八郎の矢に中る者、助かる者ぞなかりける。されば罪造りとや思はれけむ、名乗つて出づる者ならでは、左右なく射給はざりけり。

長井、齋藤別當實盛、第三郎實員、片桐、小八郎大夫景重、須藤瀧口以下、宗徒の兵、攻め入り攻め入り戦ひければ、惡七別當、手取與次、高間三郎、同じき四郎、吉田太郎以下、爰こを前途と防ぎけり。片桐、小八郎大夫に、手取與次ぞ

○前途—最も大切なる場合。

白河殿を攻め落す事

○射させて「射られて」と受身にいふべき所を、わざと使役にいふは、勇氣を貴ぶ當時の武士の詞にして、軍記にまた見えたり。

○矢風負はせて「風を立て、過ぐる矢の勢に恐れしめて。」

○家末「前には家季とあり、いづれが是なるかを知らざる由、参考本にいへり。」

○手本「腕前。」

○矢壺「矢のねらひ所。」

○ほうだて「ホコダチ(根)の音便。門柱の兩傍にある木にて、扉を附くる所。」

駈け合ひける。與次は若武者なり。景重は老武者なるうへ、戦ひ疲れて既に危う見えける所を、秩父行成馳せ合せて、能つ引いて放つ矢に、與次が妻手の草摺のはづれを射させて引き退けば、景重勝つに乗つてぞ駈け入りける。御曹司、首藤九郎を召して、「敵は大勢なり。若し矢種盡きて打物にならば、一騎が百騎に向ふとも、終には叶ふまじ。坂東武者の習ひ、大將軍の前にては、親死に子討たるれども顧みず、彌が上に死に重なつて戦ふとぞ聞く。いざさらば、大將に矢風負はせて、引き退けむと思ふは如何に」と宣へば、家末「然るべく候。但し御過候はむ」と申しければ、「何でふさる事あるべき。爲朝が手本は覺ゆるものを」とて、例の大矢を打番ひ、固めてひやうと射る。思ひの矢壺を過たず、下野守の兜の星を射削つて、餘る矢が寶莊嚴院の門のほうだてに、篋中せめてぞ立つたりける。其の時義朝手綱搔繰り打向ひ、「汝は聞き及ぶにも似ず、無下に手こそあらけれ」と宣へば、爲朝「兄にて渡らせ給ふ上、存する旨あつてかうは仕り候へども、誠に御免を蒙らば、二の矢を

○眞向「兜の名所。上額の中尖部に當る。」

○障子の板「鏡の胸板の上につゞき、半月形を爲して喉に當る所。」

○梅檀「左右の肩より懸けて高紐を切断せらるゝを防ぐ具。後には右方なるを梅檀、左方なるを鳩尾板とわけて稱せり。」

○弦走「鏡の腹部の革にて包みたる所。弓弦のかゝらぬ様に作り爲したるよりの名。」

○草摺「草摺ならは云々草摺の板は多く五枚より成ればいふ。」

○鉢附の板「鉢の第一の板。兜の鉢につく所なればいふ。」

○征矢「普通の征戦に用ふる矢。」

○鎗矢「朴の木にて製し、帶圓形を爲し、中の空虚なるもの。穴は三つを通例とすれども、爲朝のは九つあけたるなり。さて之を射戦に用ふるには、先に雁殿の鏝をさしこむ。

仕らむ。眞向内兜は恐れも候。障子の板か、梅檀弦走か、胸板の眞中か。草摺ならば、一の板とも二の板とも、矢壺を慥に承つて仕らむ」とて、既に箭取つて番はれける所に、上野の國の住人深巢七郎清國、つと駈け寄せければ、爲朝之を弓手に相受けてはたと射る。清國が兜の三の板より直達に、左の小耳の根へ、篋中ばかり射込まれたれば、暫しもたまらず死ににけり。首藤九郎落ち合ひて、深巢が首をば取つてけり。

是れをも事ともせず、我先にと駈けける中に、相模の國の住人大庭平太景能、同じの二郎景親、眞前に進んで申しけるは、「八幡殿、後三年の合戦に、出羽の國金澤城を攻め給ひし時、十六歳にして軍の眞前駈け、烏海三郎に左の眼を兜の鉢附の板に射附けられながら、答の矢を射返して、其の敵を取りし、鎌倉權五郎景政が末葉、大庭平太景義、同じき三郎景親」とぞ名乗つたる。御曹司之を聞き給ひ、西國の者共は、皆手なみの程を見せたれども、東國の兵には今日始の軍なり。征矢をば度々射たりしが、鎗矢にて射ばやと

○目柱に云々一先の擡げざらん爲に、目と目の間に別に竹などをさし込みたるを目柱と云ひ、風返しは尖端のくりさけたる所。こゝは風をよく受けて鳴る様に、鏑の形を一段低く削り落したるなり。

○金巻一矢竹の下方、鏑に接する所をまくをねた巻といひ、其の下方を巻くをくつ巻と云ひ、其の所を上細く下太くつき鏑の如く巻くをかね巻と云ふ。

○鏑目一朴、桐などにて製し、鏑に似て長く、凡そ四寸あり。まはり五寸、五孔又は六孔を穿つ。物に傷をつけずして射取るに用ふ。又風の穴に入りて高鳴するより、妖魔を伏するにも用ふ。こゝは爲朝の鏑矢の大にして、鏑目ほどありしといふなり。

○手先六寸云々一鏑に雁股の鏑をすけて用ひしにて、其の雁股の鏑、手の方へ六寸、鏑(双物の背の方の高く角立ちたる所)をつけ、先の方一寸は、背にも刃をつけしなり。

○十五束一矢は之を用ふる人の手にてはかりて十二束を普通とす。一束は一握、即ち指

四本の長さ。

○五六段一段は距離を計るに用ふる一の單位にて、六十間を一町とし、一段は其の十分の一なる六間なり。

○片手切一片より射切りたるをいふ。

○高角打つたる兜一鹿の角の長きを前立物として打ちたる兜。鍬形、高角など打つ事、單に飾のみならず、利用ある事なるべしと、貞丈いふ。

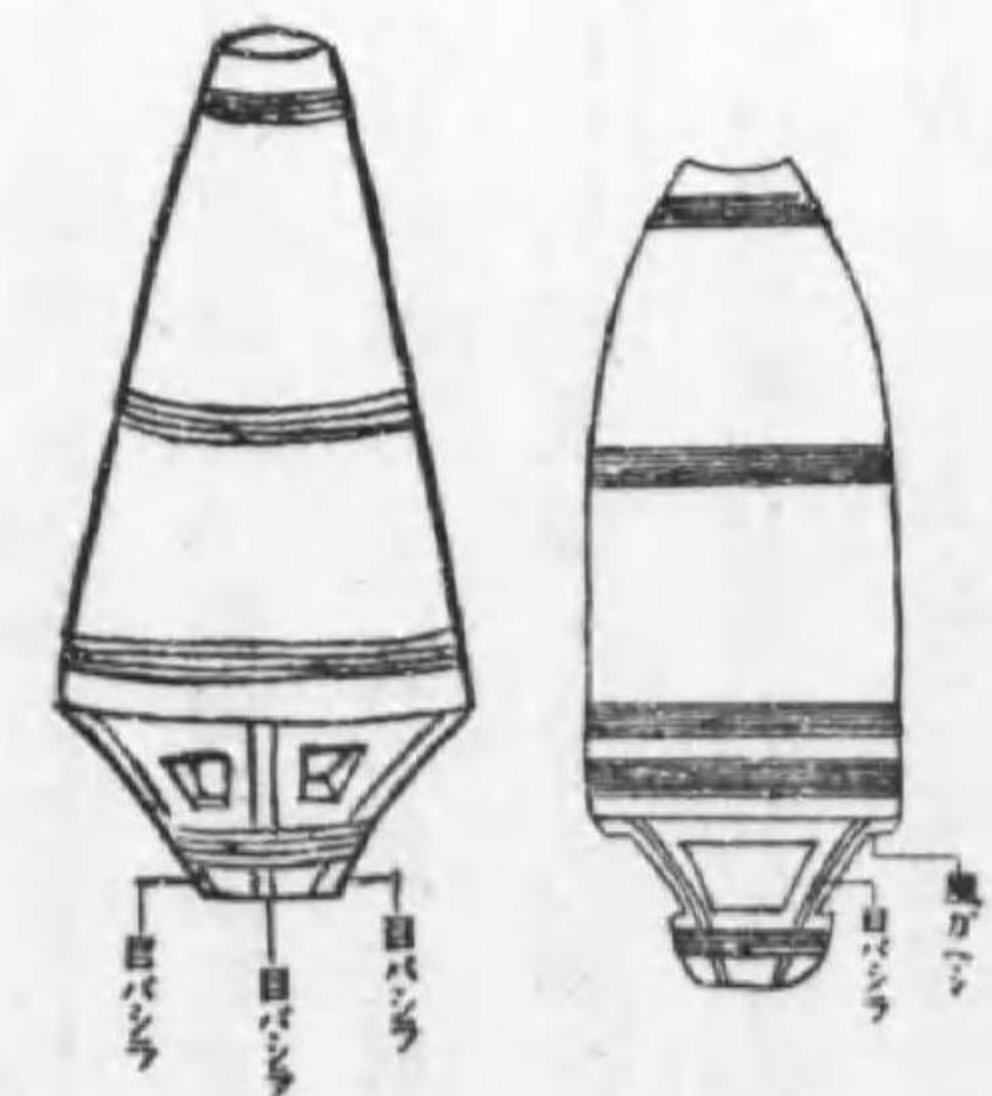
○槽毛一灰色に白毛のまじりたるもの。

○利仁將軍一左大臣藤原魚名六世の孫にて、武略を以て聞え、鎮守府將軍となる。

○十七代一系圖諸本に據るに九世又は八世に作るべき由、參考本にいへり。

○滋目結一今の鹿の子染(絞)。絹をつまみあげて結にて結ひ染むれば、其の文、目の如くなるより之を目結といひ、さてその文を三ツづ、寄せたるを三ツ目結、四ツづ、寄せたるを四ツ目結、一面にすぎ間なく染め出したるを滋目結といふ。

○堀籠目の鎧一紺薄藍白の三色を、三重に並べてより合せ



貞丈雜記目録の條に載す

思ひて、目九つ指したる鏑の、目柱には角を立て、風返し厚くくらせて、金巻に朱差したるが、普通の鏑目程なるに、手先六寸鏑を立て、前一寸には、峰にも刃をぞ附けたりける。鏑より上十五束ありけるを取つて番ひ、ぐさと引いて發されたれば、御所中に響きて長鳴し、五六段許に控へたる、大庭平太が左の膝を、片手切にふつと射切り、馬の太腹かけず洞りければ、鏑は碎けて散りにけり。馬は屏風を倒す如く、がばと倒るれば、主は前へぞ餘されける。敵に首を取られじと、弟の三郎馬より飛び下り、兄を肩に引つ懸けて、四五町許ぞ引いたりける。

武藏の國の住人豊嶋、四郎も、首藤九郎に弓手の太股を射させ、安房の國の住人丸太郎も、鬼田與三に脇立射させて引き退く。中條新五、新六、成田太郎、箱田次郎、奈良三郎、岩上太郎、別府次郎、玉井三郎以下、入れ替へ入れ替へ

へ攻め戦ひ、各分捕し、皆手負うて引き退く處に、黒革緘の鎧、高角打つたる兜を著、槽毛なる馬に乗り、惡七別當と名乗つて駆け出でたり。海老名源八馳せ合うて戦ひけるが、草摺のはづれを射させてひるむ所を、齋藤別當透間もなく駆け寄せたり。惡七別當太刀を抜いて、齋藤が兜の鉢を丁と打つ。打たれながら實盛、内兜へ切先上りに打ち込みければ、過たず惡七別當が首は前にぞ落ちたりける。實盛此の首を取つて、太刀の先に貫き指擧げて、利仁將軍十七代の後胤、武藏の國の住人、齋藤別當實盛、生年三十一、軍をばかうこそすれ。我と思はむ人々は、寄り合へや寄り合へや」とぞ呼ばはりける。金子十郎は、滋目結の直垂に、拵繩目の鎧著て、鹿毛なる馬に黒鞍置いて乗つたるが、矢種は皆射盡して、太刀を抜いて眞向にあて、武藏の國の住人、金子十郎家忠十九歳、軍は今日ぞ始なる。御曹司の御内に、我と思はむ兵は、出で合へや」とぞ名乗つたる。八郎宣ひけるは、「悪い剛の者かな。我が矢比に寄せて控へたり。只一矢に射落さむと思へども、餘りに優しければ、誰か

たる形を、一面に染めたる革にて纏したる鎧。幕の手纏たる如くなるよりの名。  
 ○木蘭地—ムクランヂともいふ。黄赤にすこし黒味を帯びたる色。  
 ○紫革の腹巻—紫革を細く裁ちて纏したる腹巻。腹巻は革にて製し、胸腹をおほひて背にて合せ、(後世、此の合せ目に背板といふものをつくる事となれり)袖その他の附屬具なし。草摺は前三枚、後四枚、合せて七枚あり。  
 ○駆け出で—此の一句、古活本に據つて補ふ。

ある、あれ提げて参れ。一目見む」とありしかば、木蘭地の直垂に、紫革の腹巻著、栗毛なる馬に乗り、高間四郎と名乗つて駆け出で、押雙べて組んで落つ。高間は、兄弟共に聞ゆる大力なるを、家忠上になつて、押さへて首をかかむとする處に、高間三郎落ち重なつて、弟を討たせじと、金子が兜を引き仰のけ、首をかかむとしけるを、下なる敵の左右の手を膝にて敷きつめ、上なる敵の弓手の草摺引き揚げ寄せ返して、柄も拳も徹れ徹れと、三刀刺してひるむ所に、下なる敵の首を取り、太刀の先に差し揚げて、「此の頃鬼と聞え給ふ、筑紫の御曹司の御前にて、高間四郎兄弟をば、家忠討ち取つたり」とぞ呼ばはりける。家末之を見て、安からず思ひければ、射落さむとて追ひ駆けける處を、八郎「いかに首藤、あたら兵を助けて置け。今度の軍に打勝ちなば、爲朝が郎等にせむするぞ」とこそ宣ひけれ。金子餘りに剛なれば、軍神にや守られけむ、又なき高名し、極めて不思議の命助かりて、大將までぞ譽められける。

○高紐に云々—鎧の胸を釣り纏の上より肩の前へ出し、胸板のあひ引の緒に取り合はせてしむるを高紐といふ。こはそのかけ合せの上を蔽ふ梅檀の板に、弦のさはりたるなりむと、貞丈いふ。  
 ○臈當—脚部をおほふ武具。

○藍摺—模木に絹布をのせ、山藍の葉にてすりて模様をうつし出すをいふ。  
 ○卯花緘—絲緘なり。卯花の白く、葉の萌黄なるに象りて、一段は白く一段は萌黄に、一段段色を變へても緘し、又上半分は白く、下半分は萌黄にも緘す。  
 ○佐目—環眼とも書く。兩眼

常陸の國の住人中宮三郎、同國の住人關次郎、村山黨には山口六郎、仙波七郎、轡を雙べて駆け入れれば、三町礮紀平次大夫、大矢、新三郎以下防ぎけるが、新三郎は、仙波七郎に弓手の肩を切られ、紀平次大夫は、山口六郎に右の腕打ち落されて引つ返す。美濃の國の住人平野平太、同國の住人吉野太郎と、名乗つて駆け入りけるを、御曹司件の大鎧を以てひやうと射給ふが、高紐に弦やせかれけむ。思ふ矢壺に下りつつ、平野平太が左の臈當を射切られて、馬の太腹あなたへ、つと射通さるれば、眞逆に倒れたり。甲斐の國の住人鹽見五郎も射殺され奉りければ、大將も此等を見給ひて、少し攻めあぐんでぞ思はれける。

其の時信濃の國の住人根井大彌太、藍摺の直垂に、卯花緘の鎧に、星白の兜を著、佐目なる馬に乗つたるが、進み出でて申しけるは、「軍に人の討たるるとして、敵に息を繼がせむには、いつか勝負を決すべき。其の上、我等は餌を求むる鷹の如し、凶徒は鷹に恐るる雉にあらずや。いざや駆けむ殿原」とて、

白河殿を攻め落す事

白くして、魚の目の如くなるをいふと。

眞先に進めば、續く兵誰々ぞ。同國の住人宇野、太郎、望月、三郎、諏訪、平五、進藤、武者、桑原、安藤次、安藤三、木曾、中太、彌中太、根津、神平、志妻、小次郎、熊坂、四郎を始として、二十七騎を駆けたりける。門の中へ攻め入つて、散々に戦ひければ、手取、與次、鬼田、與三、松浦、小次郎も討たれにけり。都て爲朝憑み思はれたる二十八騎の兵、二十三人討たれて、大略手をぞ負うたりける。寄手も究竟の兵五十三騎討たれて、七十餘人手負うたり。敵魚鱗に駆け破らむとすれば、御方鶴翼に連なつて射しらまかす。御方陽に開きて圍まむとすれども、敵陰に閉ぢて圍まれません。黄石公が傳ふる處、吳子孫子が秘する處、互に知つたる道なれば、敵も散らず御方も引かず。されば千騎が十騎になるまでも、果つべき軍とも見えざりけり。

兵庫頭頼政の手にも、渡邊黨に省、授、連の源太、競の瀧口を始として、東の門へ押寄せて、揉に揉うで攻め入れば、平馬、助忠正、多田、藏人、大夫、頼憲、爰を先途と防ぎ戦ふ。西門をば六條判官爲義、張絹の直垂に、薄金といふ緋絨

○魚鱗、鶴翼—魚の鱗を並べたるが如く、先細く中太に馬の鼻を立て立てて、突撃に便するを魚鱗と云ひ、鶴の羽を擴げたるが如くに、勢あらはに立て擴げ、小勢を中に取り込むる方法を鶴翼と云ふ。

○黄石公—漢の張良に兵法を傳へし人。

○張絹の直垂—絹にて張りたるまゝの絹。之を打ちてやはらかにしたるを打絹といふ。張絹は一本に長絹とあり、長絹の直垂は、普通酒の直垂の如くにて、菊花の如くなる房を菊綴に付くるもの。こゝも或は長絹の誤なるやも知らずと、貞丈いふ。

○白覆輪—銀覆輪に同じ。

の鎧に、鍔形打つたる兜を著、連錢葦毛なる馬に、白覆輪の鞍置いてぞ乗られたる。五人の子共前後に立つて駆け出でたる體、あはれ大將軍やとぞ見えたりける。其の外自餘の陣々にも、互に入り亂れて、追ひつ返しつ戦ひけれども、未だ勝負ぞなかりける。

其の時義朝、使者を内裏に進らせて、夜中に勝負を決せむと、揉みに揉うで攻め候へども、敵も堅く防いで破り難く候。今は火を懸けざらむ外は、利あるべしとも覺え候はず。但し法勝寺なども風下にて候へば、伽藍の滅亡にや及び候はむすらむ。其の段勅詔に隨ふべしと、申し上げられたりしかば、少納言入道承つて、義朝誠に神妙なり。但し君の君にて渡らせ給はば、法勝寺程の伽藍をば、即時に建立せらるべし、努々それに恐るべからず。只急速に、凶徒誅戮の謀を廻すべし」と仰せ下されければ、御所より西なる藤中納言家成卿の宿所に火を懸けしかば、西風烈しき折節にてはあり、即ち院の御所へ猛火夥しく吹き懸けたれば、院中の上、藤女房、女童は、方角を

白河殿を攻め落す事

○上納—もと二位三位の典侍の稱なれども、こゝは唯高貴の女官をいふ。

○女童—原、乳母、童とありしを、古活本に據る。

○法勝寺—白河殿の東、今、岡崎町に其の舊址あり。

失つて、呼ばはり叫んで迷ひ合へるに、武士も是れが足手纏あしづなにて、進退更に自在ならず。落ち行く人の有様は、峯の嵐あざなに誘さそはるる、冬の木ノ葉はなに異ならず。

### 新院左府御没落の事

さる程に、右衛門大夫家弘、其の子中宮侍長光弘、馬に乗りながら、春日表の小門より馳せ参り、「官軍雲霞の如く攻め來り候ふ上、猛火みやうくわ既に御所に掩ひ候。今は叶はせ給ふべからず、急いづかたぎ何方へも御開き候ふべし」と申せば、只今出で來たる事の様さまに、上皇は東西を失うて御仰天ごやうてんあれば、左府は前後に迷ひて、「只汝、今度の命助けよ」とばかりぞ宣のたまひける。即ち四位少將を召して、御劔を賜ひ、成隆朝臣之を賜はつて帶おびかれたり。上皇も早御馬に召されたりけるが、餘りに危く見えさせ給へば、藏人信實、御馬しりの尻しりに乗つて抱き進らす。

○四位少將—成隆のこと。京師本、杉原本、四位少納言に作り、本書の左大臣殿上洛の段亦同じ。此の方はなるが如し。

○松が崎—下賀茂の北十餘町。

左大臣殿の御馬の尻しりには、四位少將乗つて抱き奉りけり。東の門より御出あつて、北白河を指して落ちさせ給ふ處に、何處よりか射たりけむ、流矢一筋來つて、左大臣殿の御首の骨ほねに立つ。成隆之を抜いて捨てたりけれど、血ちの走る事、水彈みづはじきをもて水を弾はじくに異ならず。されば鎧あぶみをも踏み得ず、手綱たづなをも取り得給はずして、眞倒まことさかさまに落ち給へば、成隆朝臣も落ちてけり。式部、大輔盛憲、左府の御首を膝ひざにかき載せ、袖を御面おほに掩おほひて泣き居たり。藏人、大夫經憲も馳せ來つて、抱き付き奉りけれども、甲斐もなし。延頼は松が崎の方へ落ち行きけるが、之を見奉つて、甲冑かぶとを脱ぎ捨て、經憲と共に小家のありけるに昇かき入れ進まゐらせて、先づ劔きすの口を灸きやうし奉りけれども叶かなはず、次第に弱り給ひけり。矢目やめを見れば、御喉ごのどの下より左の御耳の上へぞ通りける。逆さかさまに矢の立ちけるこそ不思議なれ。神矢かみやなるかとぞ覺えし。血も更に止まらずして、白青しろあをの御狩衣かりぎぬ、朱あけに染まるばかりなり。御目は未だ働はたらけども、物をも更に宣のたまはず。さらば暫く休め奉らむと思へども、判官の領、圓覺

○判官の領—參考云ふ、此の上うへに京師、杉原、半井の諸本、「官軍」の二字あり、文路おのづから穩まかなりと。

○開覺寺—京師本、杉原本の爲義最期の事の段に「爲義の山莊、北河圓覺寺にて烟と爲し云々」と見え、今、岡崎町の前に、開覺寺といふ町の字あり。

寺へ發向する由聞えければ、斯くては如何とて、經憲車取り寄せて昇き載せ進らせ、嵯峨の方へぞ赴きける。漸う嵯峨に至つて、經憲が墓所の住僧を尋ぬれども、なかりければ、荒れたる坊に入れ奉つて、此の夜は爰にぞ明しける。

### 新院御出家の事

○如意山—比叡の一支峰にして、洛東淨土寺町、鹿谷町の東に聳ゆ。此の山と比叡の大嶽との間を志賀越といひ、山中村を経て近江の大津に通ず。  
○いつ習はし—いつ御習練になつたといふ事もなき御歩行なればの意。

さる程に、新院は爲義を始として、家弘、光弘、武者所季能等を御供にて、如意山へ入らせ給ふ。山路嶮しくして難所多ければ、御馬を止めて、御歩行にてぞ登らせ給ひける。御供の人々、御手を援き、御腰を推し奉りけれども、いつ習はしの御事なれば、御足より血流れて、歩み煩ひ給ひけり。只夢路を辿る御心地して、即ち絶え入らせ給ひけり。人々竝み居て守り奉りけるに、はや御目昏れけるにや、「人やある」と召されければ、皆聲々に名乗りけり。「水やある」と召されければ、我も我もと求むれども無かりけり。然るに法師

○まろ—男子が自稱の代名詞女子も用ふる例あり。

の水瓶を持ちて、寺の方へ通りけるを、家弘乞ひ請けて進らせけり。是れに少し御氣色直りて見えさせ給へば、各「官軍定めて追ひ來り候はむ。如何にも急がせ給へ」と申せば、「武士共は皆、何地へも落ち行くべし。まろは如何にも叶はねば、先づ爰にて休むべし。若し兵追ひ來らば、手を合せて降を乞ひても、命ばかりは助かりなむ」と仰せなりけれども、判官を始として、各「命を君に進らせぬる上は、何處へか罷り候ふべき。東國などへ御開き候はば、何處までも御供仕り、御行未を見果て進らせむ」と申しければ、「我もさこそは思ひしかども、今は何とも叶ひ難し。汝等は疾く疾く退散して、命を助かるべし。各かくて侍らば、なかなか御命をも敵に奪はれなむ」と、再三強ひて仰せければ、「此の上は、却つて恐あり」とて、諸將皆鎧の袖をぞ濡しける。斯くて叶ふべきならねば、皆散々になりにけり。爲義、忠正は、三井寺の方へぞ落ち行きける。

○柴—小さな雑木。

家弘、光弘ばかり残り留まつて、谷の方へ引き下し進らせて、御上に柴折

り懸け奉り、日の暮るるをぞ相待ちける。御出家ありたき由の仰なりけれども、此の山中にては叶ひ難きよし申し上ぐれば、御涙に咽ばせ給ふぞ忝かたじけなき。日暮れば、家弘父子して肩に引き懸け進らせて、法勝寺ほつしょうじの北を過ぎ、東光寺の邊にて、年來としこゝろ知りたる所に行きて、輿を借りて乗せ奉り、「何處へ仕るべき」と申しければ、阿波局あわぐしの許もとへ」と仰せありしかば、家弘習はぬ業わざに、二條を西へ大宮まで入れ奉りつれども、門戸を閉ぢて人音もなし。「さらば左京大夫が許へ」と仰せらるれば、大宮を下りに、三條坊門まで昇き奉れば、教長卿は此の曉、白河殿の烟の中を迷ひ出で給ひて後は、其の行方を知らざりければ、残り留まる者共も、皆逃にげ失せて人もなし。「さらば少輔内侍が許へ」とて、入れ進らせけれども、それも昨日今日の世間なれば、諸事にむつかしくやありけむ、敲たたけども音もせず。世界廣しといへども、立ち入らせ給ふべき所もなし。五畿七道も道狭くて、御身を寄すべき蔭もなく、東西南北塞ふたりて、御幸なるべき所もなし。

○むつかし—煩はし。面倒なり。

○知足院—雲林院の近傍にて舟圖の邊に在りしならんが、其の跡詳ならず。

○御室—仁和寺のこと。宇多法皇出家して此の寺に入御、よりにて其の御居所を御室といひしが、やがて此の寺の通稱となれり。  
○門主—門跡（法親王の住持し給ふ寺）の住職。名は覺快法親王、鳥羽院の第五子にて、院の御弟。

光弘等も習はぬ身に、終夜よもすがら御輿を仕り、明けなば捕からへ搦められて、如何なる憂目うれめをか見むすらむと、心細く思へども、山中にて水きこし召しつるばかりなれば、とかくして知足院の方へ御幸なし奉り、怪あやしげなる僧房に入れ進らせて、おも湯などをぞ羞はずめ奉りける。上皇是れにて臆おそて御髪みげおろさせ給ひければ、光弘も髻もとどり切つてけり。「斯くては終に悪しかりなむ。何處へか渡御あるべき」と申せば、「仁和寺へこそ行かめ。それもよも入れられじ。只押さへて輿かを昇かき入れよ」とありしかば、御室みむろへぞなし奉る。門主もんしゆは故院の御佛事の爲に、鳥羽殿へ御出ありけり。家弘は是れより御暇いとま申して、北山の方へ罷まかりけり。道にて修行者に行き逢ひしかば、之を語らひ戒保かいほちなどして、出家の形にぞなりにける。

### 朝敵の宿所焼き拂ふ事

さる程に、七月十一日寅とらの刻に合戦始まり、辰たつの時に白河殿破れて、新院

朝敵の宿所焼き拂ふ事

○寅の刻—今の午前四時。辰の刻は、其の二刻後の八時、未の刻は、午後二時。申の刻は、同四時。



○ゆゆし―甚しの意にて、すぐれて立派なるをいふ。

も左大臣殿も、行方知らず落ちさせ給ひければ、未の刻に義朝清盛内裏へ歸り參つて、此の由を奏聞す、其の體ゆゆしかりけり。藏人右少辨資長を以て、朝敵追討早速に其の功を致す由、叡感念比なり。即ち周防判官承つて、三條烏丸新院の御所へ馳せ向つて焼き拂ふ。左府の壬生亭をば、助經判官承つて、發向して火を懸けけり、同じき謀叛人の宿所ども十二箇所、各檢非違使ども行き向つて、追捕して焼き拂ふ。南都の方様未だ鎮まらざれば、狼藉もやあるとて、申の刻に宇治橋守護の爲に、周防判官季實を差し遣さる。

○日吉社―祭神大物主神、比叡山の西谷にあり、近江滋賀郡に屬し、叡山の守護神なり。  
○七條座主宮―堀河帝の皇子、最雲法親王。保元々々三月天台座主となる、皇子座主の初例とす。七條は其の居所、座主は一山の寺務を統轄する者の稱。後専ら叡山にのみいふ。  
○山王七社―日吉神、大比叡神、(大宮ともいふ)聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮を云ふ。

今度の合戦に、事故なく打勝たせ給ふ事、總ては伊勢大神宮、石清水八幡大菩薩の御加護とぞ覺えし。殊には日吉社に祈り申させ給ひけり。されば宸筆の御願書を七條座主宮へ進らせましましてければ、座主此の願書を大宮の神殿に籠めて、肝膽を碎き祈り申させ給ひしかば、御門徒の大衆は申すに及ばず、満山の諸徳皆、寶祚長久、凶徒退散の由の祈請をぞ致しける。されば山王七社も、官軍の方に立ち懸からせ給ひけるにや、頼賢、爲朝、忠正、

家弘以下の軍兵、爰を前途と防ぎ戦ひしかども、程なく攻め落されて、朝敵は風前の塵の如く、聖運は月と共にぞ開けける。

○平親王―諸本、平親王に作れども、將門記、今昔物語には平新皇に作り、古活本には平新王に作り。  
○尊意―天慶三年二月廿四日入滅、廿六日僧正法印大和尚位を贈られたる中、歴代皇紀に見え、總持院は其の居所。將門調伏の事、前にも見ゆれど、實は淨觀實所の爲たりし趣、扶桑略記、天慶三年正月廿二日の條に見え、古事談にも之をいへり。  
○不退―不退轉の略。退失し轉變する事なきを云ふ。即ち専心不斷に勤行を積くること。

昔朱雀院の御宇、承平年中に平將門八箇國を打靡けて、下總の國相馬郡に都を建て、我が身を平親王と號して、百官をなし、諸司を召し使ひけるが、剩へ都へ攻め上り、朝家を傾け奉らむとする由、聞えければ、防戦に力盡き、追討に謀なし。依つて佛神の擁護を憑みて、諸寺諸社に仰せて、冥感の政をぞ仰がれける。殊に山門其の精誠を抽んでけり。其の時の天台座主尊意僧正は、不動の法を修せられけるに、將門弓箭を帶して壇上に現じけるが、程なく討たれけるなり。權僧正は其の勸賞とぞ聞えし。總持院をば、鎮護國家の道場と號して、不退に天下の護持を致す。されば今も、法驗何ぞ昔に替るべき、とぞおぼえける。

關白殿本官に復歸の事

○宇治の入道大相國—頼長の父忠實。相國は太政大臣の唐名、大は尊稱。入道の二字、古活本に據つて補ふ。  
○律師千覺—頼長の母の兄。

○二の舞—安摩といふ舞樂の次に演ずるをかしき舞の名、後に起りて前の事實に近似せるもの、嘘。こゝは頼長等が失敗の前列を繰り返すならむとの意。

○心にくく—すぐれたる者の、奥ゆかしく思はるゝに云ふ。  
○執し—入野の歸着せしこと。

かかる所に、宇治の入道大相國は、新院打負け給ふと聞えければ、橋を引かせ、左府の公達三人相具し給ひて、南都へ落ち、禪定院の僧都尋範、東北院の律師千覺、興福寺の上座信實、同じき權寺主玄實、彼等が兄、加賀冠者源頼憲に仰せて、寺中の惡僧、竝に國民等を相語らつて、官軍を防ぐべし。忠あらむ者には、不次の賞を行ふべし」と披露せらる。剩へ興福寺の權別當惠信法印は、關白殿の御子息なりしを、打ち奉らむなど議せられければ、忍び給ひて都へ逃げて上り給ふ。「是れは如何なる御企ぞや。此の入道殿をば君も重き事に思召し、世以て心にくく執し奉る所に、年來關白に附けたる内覽、氏の長者をば抑へて、末子の左府に付け奉つて、法性寺殿御中違ひ、天下の大亂引き出し給へども、關白殿さておはしまさば、御身に於ては何の御怖畏かあるべきに、君に立て合ひ奉らむと御支度、以ての外御誤なり。其の上、今度源平兩家の氏族、院宣を承つて、身命を捨てて勵み戦ふといへども、十善の戒行重きに依つて、打勝ち給ふ所に、少しも違はぬ二の舞かな。天魔の

魅し奉るか、知らず社の御咎を蒙り給ふかと、人唇を返して貶り進らせけり。

○子の刻—夜半の十二時。  
○安藝守清盛をば云々—國に大上中下の四等あり、安藝は上國、播磨は大國なれば、一階の榮轉なり。  
○左馬權頭—權の一字古活本に據つて補ふ。なほ、京師、杉原、半井本等は右馬權頭に作る由、參考に云ふ。  
○本は左馬助—義朝の前官。  
○其の功世々に絶えず—功により田地を給せらるゝに、大上中下の四等あり、大功は永世に、上功は三世に、中功は子に傳へ、下功は己一代に限れり。

同じき十一日夜に入つて、關白殿、本の如く氏の長者にならせ給ふ。去ぬる久安の比、富家殿の御計ひとして、左大臣になし給ひしが、今、本に復せしぞめでたかりし。子の刻ばかりに及んで、武士の勸賞行はる。安藝守清盛は播磨守に任じ、下野守義朝は左馬權頭になる。陸奥新判官義康は藏人になされて、即ち昇殿を聽さる。義朝申しけるは、「此の官は先祖多田滿仲法師、始めてなりたりしかば、其の跡芳しくは存じ候へども、本は左馬助なり、今權頭に任ずる條、莫大の勳功に、更に面目とも覺えず。朝敵を討つ者は、半國を賜はる、其の功世々に絶えずとこそ承れ。其の上、今度は嚴親を背き、兄弟を捨て、一身御方に參じて合戦を致す事、自餘の輩に超えたり。是れ勅命の重きに依つて、背き難き父に向つて、弓を彎き矢を放つ、全く希代の珍事なり。然れども身の不義を忘れて、君命に従ふ上は、人に勝るる恩

○高季—正しくは隆季。  
賞、何ぞなからむ」とぞ申しける。此の條尤も道理なりとて、中御門藤、中納言家成卿の子息高季朝臣、左馬頭たりしを、左京大夫に遷されて、義朝を左馬頭にぞなされける。

左府薨逝並大相國忠實御歎の事

○梅津—山城、葛野郡。桂河に沿へる村落。  
○柴木—たき木。  
○木津—同、相樂郡。  
○柞森—同郡。源俊頼の歌に「わび人の袖はははその社なれや時雨るまゝに色かはり行く」家集など見えて、一の名所なり。  
○圖書允—圖書寮（書籍の事を掌る）の官員。頭、助に次ぎて、大允、少允あり。  
さる程に、明くれば十二日、左大臣未だ目の働き給ひければ、富家殿に見せ奉らむとて、奈良へ下し進らせむとて、梅津の方へ赴く。小舟を借りて柴木を上に取り掩ひ、桂河を下りに落し進らす。日暮れければ、其の夜は賀茂川尻に留まりて、明くる十三日に木津へ入り給ふ。御心地も次第に弱りて、今は限りに見え給へば、柞森の邊より、圖書允俊成を以て、興福寺の禪定院におはします、入道殿に此の由申したりければ、即ち迎へ進らせたくは思召しけれども、餘りの御心うさにやありけむ、何とか入道をも見むと思ふべき。我も見えむとも思はず。やをれ俊成よ、思ひても見よ。氏の長者たる程の

○玄顯得業—玄顯は、藤原顯憲の子。得業は、修業を経たる僧の稱。  
○般若野—奈良の東南。  
○五三昧—法華三昧堂の略にて、墓地の傍にある寺院の稱。三昧は梵語、譯して調直定といひ、心を専らにして想を寂むる義の語。五は、五種功德、即ち受持、讀、誦、解説、書寫の事にして、以て三昧の形容とす。

○藏人大夫—六位藏人の五位に任じて退官せるもの。藏人の五位ともいふ。  
○北政所—攝關家の妻室の稱。こゝは頼長の妻。

者の、兵仗の先にかかる事やある。左様に不運の者に、對面せむ事由なし。音にも聞かず、まして目にも見ざらむ方に行け、といふべし」と仰せも果てず、御涙に咽ばせ給ひけるこそ、御心中推し量られて、誠にさこそ思召すらめと哀なれ。俊成歸り參つて、此の由申しければ、左府うち領かせ給ひて、廳て御氣色替らせ給ふが、御舌の先を嚙ひ切つて、吐き出させましましけり。如何なる事とも心得がたし。かくては如何し奉らむと覺えければ、玄顯得業の輿にかき乗せ進らせて、十四日奈良へ入れ申しけれども、我が房は寺中にて、人目もつつましまして、近きあたりの小屋に休め奉り、様々にいたはり進らせけれども、終に其の日の午の刻許に、御事切れにけり。其の夜廳て、般若野の五三昧に納め奉る。

藏人大夫經憲、最期の御宮仕念比に仕り、即ち出家入道し、入道殿の渡らせ給ふ禪定院に參りて、ありつる御行跡ども、委しく語り申しければ、北政所、公達、皆泣き悲しみ給ふ事斜ならず。殿下は御手を顔に押し當てて、良久

○月卿雲客一位三位、官奉議以上の者を公卿と稱し、之を月に喰へて月卿といひ、四五位の勅旨によりて昇殿を許されたる者を殿上人と稱し、殿上を雲上とも云ひしにより、之を雲上人、又は雲客と云ふ。  
 ○北面—上皇御所を守護する武士。  
 ○藤原—淮南王。高祖の功臣。帝の韓信、彭越等を殺し、を見、自ら禍の及ばんを疑ひて、十一年終に反せり。高祖自ら之を撃ち、十二年破りて還りしが、高祖も其の時流矢に中りしが本にて崩せり。  
 ○震旦—支那。  
 ○圓大臣—安康天皇の朝の人。肩輪王、天皇を弑し、逃げて大臣の家に入りしかば、雄略天皇の爲に誅せらる。  
 ○眞鳥大臣—平群木鬼の子。仁賢天皇の崩後、不軌を圖りて誅せらる。  
 ○守屋大臣—物部尾與の子。用明天皇の崩後、穴穗部皇子を立て、嗣と爲さんと欲し、事覺れて蘇我馬子等の爲に攻め殺さる。

しく泣き給ひけるが、さるにても、云ひ置きつる事はなかりつるか。如何に此の世に執心の留まる事多かりけむ。我が身のはかなくなるに付けても、子共の行末さこそ覺束なく思ひけめ。攝政關白をもせさせて、今一度天下の事執り行はむを、見ばやとこそ思ひつるに、命存へてかかる事を見るも、前世の宿業か。合戦に出でて命を惜まぬ兵も、必ずしも創を被る事なし。其の上今度は源平兩氏の輩も、然るべき者は一人も討たれずとこそ聞け。其の外月卿雲客北面まで、參り籠れる者多かりけるに、如何なれば左府一人、流矢に中つて命を失ふらむ。如何なる者の放しけむ矢にか中るらむ、うたてさよ。但し漢の高祖は、三尺の劔を提げて天下を治めしかども、淮南の黥布を討ちし時、流矢に中つて命を失ふ。彼を以て之を思ふに、定めて今生一世の事にあらじ、前世の宿業なるべし。竊に國史を勸ふるに、大臣誅を受くる事、其の例多し。天竺震旦をば暫く置き、日本我が朝には、圓大臣より始め其の數あり。圓大臣、雄略天皇に討たれ奉つてより以來、眞鳥大臣、守屋

○豐浦大臣—馬子の子、蝦夷のこと。其の子入鹿と共に天智帝の爲に誅せらる。  
 ○長野大臣—未だ詳ならず。參考には左大臣長屋王の誤かといふ。王は天平元年二月、左道を襲ひ國家を傾けむとすと誅せられ、兵をして其の宅を圍ましめらるゝに及びて自刃せり。  
 ○金村大臣—大伴該の子。仁賢より六朝に歷仕し、誅殺の事實なし。  
 ○惠美大臣—藤原武智麻呂の子、仲麻呂と稱す。孝謙天皇の寵を受け、姓氏を賜ひて惠美押勝と云ふ。後反して誅せらる。  
 ○蘇武—漢の武帝の臣。匈奴に使して胡地に抑留せらるゝ、事十九年、昭帝の時に赦されて故郷に歸るを得たり。  
 ○阮君—名は暎、漢の明帝の時の人。一日、天台山に入り一女子に逢ひ、居る事暫くにして家に歸れば、已に七代を経たる由、蒙求に見ゆ。  
 ○津輕—陸奥北岸一帯の稱。  
 ○職事—職人頭以下五六位の職人の總稱。  
 ○辨官—太政官内に左右辨官局少辨言の三局あり、辨官局

大臣、豐浦大臣、入鹿大臣、長野大臣、金村大臣、惠美大臣に至るまで、既に八人に及べり。されども氏の長者たる者、弓箭の先に懸かる様、未だ聞かず。あはれ取りも替ふるものならば、忠實が命に替へてまし。悲しいかな。蘇武が胡國に赴きしも、二たび漢家萬里の月に歸り、阮君が仙洞に入りしも、秦室七世の風に歸りき。賴長一たび去つて、再會何れの時をか待たむ。かひなき命だにあらば、縱令不返の流罪に行はるとも、忽ちに失はるる事はよもあらじ。若し東國に謫居せば、津輕や蝦夷の奥までも、遠路を凌ぎて、駒に鞭をも打ちてまし。若し西海に左遷せられれば、鬼界が島の果までも、船に棹をも指すべきに、行きて歸らぬ別ほど、悲しき事はなきぞとよ。計らざりき、是れ程に老の心を惱すべしとは」とて、御涙をせきあへさせ給はぬを見奉るも哀なり。

左大臣殿失せ給ひて後は、職事辨官も故實を失ひ、帝闕も仙洞も朝儀廢れなむとす、世以て惜み奉る。誠に累代攝録の家に生れて、萬機内覽の宣旨を

に七辨とて、左右大辨、左右中辨、左右少辨、權左中辨あり、八省を分轄し、太政官内の事務を糾判する重職。  
 ○春日大明神—藤原氏の氏神。

○螢雪の功—苦學の功。車胤、孫康ともに貧にして學を好み、燈油の資なし。由りて胤は夏日義に螢を盛り、康は冬日雪を以て書を照して讀みし事、晋書に見ゆ。  
 ○龜卜—龜の甲を燒き、其の破れ方によりて吉凶を占ふ法。  
 ○易卜—蓍竹を數へ算木に表し、易經に説く所の理法に基づきて、吉凶を判する法。

蒙り、器量人に超え、才藝世に聞え給ひしが、如何ありけむ、氏の長者たりながら、神事疎にして威勢を募れば、我伴はざる由、春日大明神の御託宣あり、神慮の末こそ怖ろしけれ。

此の左府未だ弱冠の御時、仙洞にて通憲入道と御物語の次に、入道、攝家の御身は、朝家の御鑑にておはしませば、御學文あるべき由、勸め申しけり。是れに依つて、信西を師として讀書ありて、螢雪の功をぞ勵み給ひける。其の後、左府御病氣の由聞えしかば、入道訪ひの爲に、宇治殿へぞ参りたりける。聊か御心地よろしくおはしまししかば、臥しながら文談し給ひけるに、龜卜と易卜との淺深を論じ給ひけり。左府「龜卜深し」と宣へば、通憲「易卜深し」と申すに依つて、御問答事廣くなりて良久し。互に多くの文を引き、數多の文を開き給へり。入道終に負け奉りて、「今は御才學既に朝に餘らせおはします、此の上は御學文あるべからず。若し猶せさせ給はば、御身の祟となるべし」と申して出でにけり。御心にも此の事いみじと思召しけるに

○御日記—台記のこと、二十卷。外に台記別記、八卷あり。但し本によりて、卷數一ならず。  
 ○御心誠信ありて—原「御心誠に心ありて」とあり、古活本に隨ふ。  
 ○何か—學問の要、何かあらむの意。

○内外の鑽仰—内外は、内典即ち佛書と、外典即ち儒書と。鑽仰は尊びて研究すること。論語の子罕篇に、顏淵が孔子の盛徳をたへて、仰之彌高、鑽之彌堅と云へるより出づ。  
 ○調達—提婆達多のこと。五逆を犯し地獄に墮す。委しくは報恩經に出てたり。八萬藏は、佛の設けたる八萬四千の法門。  
 ○奈落—梵語。地獄のこと。  
 ○古の學者は云々—論語、憲問篇に「子曰古之學者爲己、今之學者爲人」とある是れなり。  
 ○夏桀殷紂は云々—夏の桀王と殷の紂王。ともに驕侈淫逸にして其の國を亡したり。

や、自ら御日記に遊ばしたる詞に曰く、先年於院可學文由誂事、予二十歳也。今病席論、二十四歳也。中僅四年中、才智既蒙彼許可。都四年學文間、書卷毎聞彼諾無忘事。今拭感涙記此事と侍り。誠に信西の申されける詞は、掌を指すが如し。才に誇る御心ましませばこそ、御兄法性寺殿を「詩歌は閑中の弄び、能書は賢才の好む所にあらず」などとて、直下と思召されけり。弟子を見る事、師に如かずといふこと、誠に明けし。是れ御學文を止め申すにあらじ。才智に誇り給ふ處をぞ、戒め進らせけむ。先づ御心、誠信ありて、麗しき御心ばせの上の、御學文こそ然るべけれ。

何か、すべて内外の鑽仰、只一心の爲なり。調達が八萬藏を誦する、終に奈落の底に墮す。隋の煬帝の才能人に勝れたりしも、國を滅す基たり。學者の心を用ふること、只此の處に在るべし。されば孔子の詞にも、「古の學者は己が爲にす、今の學者は人の爲にす」と宣へり。夏桀殷紂は、儒道に惡む輩、文書に貶る所なり。然れども能藝優長にして、才智人に勝れたり。依つ

○智は能く云々射王の事に史記の股本紀に、帝射、資糧捷疾、聞見甚速、材力過人、手格三猛獸、知足以拒諫、言足以飾非、矜人臣以能、高天下以聲、(名聲のあるを以て誇りとせしなり)以爲皆出己之下と見えたり。

て之を戒むる言葉に、「智は能く諫を拒ぐに足り、言は則ち非を飾るに足り、人臣に矜るに能を以てし、天下に高ぶるに聲を以てす」といへり。かやうの先言を思ふに、俊才におはしまししかども、其の御心根に違ふ所のあればこそ、祖神の冥慮にも違ひて、身を滅し給ひけれ。

重成勅を奉じて新院を守護し奉る事

さる程に、新院は、御室を憑み進らせられて、入らせ給ひしかども、門跡には置き申されず、寛遍法務が房へぞ入れ進らせられける。御室は五の宮にて渡らせ給へば、主上にも仙洞にも、御弟にておはしましけり。此の由、五の宮より内裏へ申されたりければ、佐渡式部大輔重成を進らせられて、院を守護し奉られけり。餘りの御心憂さにや、御心の留まる事はましますまじけれども、かうぞ思召し續けける。

思ひきや身をうき雲となし果てて嵐の風にまかすべしとは

○御室―覺快法親王。前に見ゆ。

○門跡―仁和寺の本坊。

○主上―後白河天皇。

○仙洞―崇徳上皇。

○憂き事の歌―千載集には、「題知らず」よみ人知らずとして出せり。

憂き事のまどろむ程は忘られて覺むれば夢の心地こそすれ

謀叛人各召捕らるる事

○陣頭―前に出づ。

新院近習の人々、或は遠國へ落ち行き、或は深山に逃げ隠れて、其の行方を知らざれば、謀にや、少納言入道信西、陣頭に於て、其の人は其の國、彼の人は彼の國と定めらるる由、披露ありければ、さては命ばかりは助からむ、と

○太秦―葛野郡。  
○淨土寺―諸本淨土谷とあり、今古活本に隨ふ。淨土寺は東山に在りし寺、今、町の字になりてのこれり。天台山は其の山號。

や思ひけむ、皆出家の姿になつて、此處彼處より出で来る。左京大夫教長卿と、近江中將成雅と二人は、太秦なる所に出家して在りければ、周防判官季實を差し遣して召捕らる。四位少納言成隆と、左馬權頭實清と二人は、天台山淨土寺にて様替へて、座主宮へぞ參りける。此等を始として、心も起らぬ僧法師になり續いて、我劣らじと出でけるこそはかなけれ。皇后宮權大夫師光入道、備後守俊通入道、能登守家長入道、式部大輔盛憲入道、弟藏人、大夫經憲入道をば、東三條にて推問せらる。内裏より藏人右少辨資長、權右少辨

○推問―此の二字、敏達紀にカンガヘトフと訓ず、吟味すること。法律上の用語にて、諸書に多く見ゆ。

重成勅を奉じて新院を守護し奉る事 謀叛人各召捕らるる事

○秦助安—佐康に作るを是と爲す。親長に附屬せし十八人の籠口中、特に親昵せられしもの、前にも見えたり。  
 ○親負應—檢非違使廳の事。もと衛門府の事をユケヒノツカサ(武官にして、親即ち矢を盛る器を賣ふよりの名)といひしが、使廳の官人は、之を兼帶するよりいひならはせり。  
 ○拷訊—拷問ともいふ。拷木といふものに密せて(木に縛りつけなどする事ならむと、貞丈いふ)罪を尋ね問ふ故に云ふ。されど其の法は早く絶えしと見え、徒然草二〇四段に「犯人を密にて打つ時は、拷器に密せて詰ひつくるなり。拷器のやうも、密する作法も、今はわきまへ知れる人なしとぞ」と云へり。  
 ○七月十五日—孟蘭盆會にて佛供を行はるゝ日。  
 ○水尾天皇—清和天皇。水尾は其の山陵の所在地。  
 ○貞觀十八年—京師本、中井本に、「八年」とあるに隨ふべし。  
 ○伴善男—參議國通の子。夜竊に應天門に放火し、源信の大臣の所爲と謾し陥れて、己

惟方、大外記師業、三人承つて奉行せり。  
 中にも盛憲兄弟、前瀧口秦助安等をば、靱負應にて拷訊せられけり。此等は左大臣の外戚にてありければ、事の起りを知りたるらむ、又近衛院、竝に美福門院を咒詛し奉り、徳大寺を焼き拂ひたる故を問はるるに、下部先づ衣裳を剥ぎ取つて、頸に繩を附ければ、盛憲、下部に向つて手を合せ、「こは何事ぞや。我を助けよ」といひければ、座に列なる官人共、目も當てられず覺えけり。然れども刑法限りある事なれば、七十五度の拷訊を致すに、初は聲を揚げて叫びけれども、後には息絶えて物いはす。日こそ多きに七月十五日、今日しもかかる罪に行はるる事こそ無慙なれ。其の上五位以上の者、拷器に寄せらるる事、先例稀なり。水尾天皇の御時、貞觀十八年閏三月十日の夜、應天門の焼けたりけるを、大納言伴善男卿、造意の嫌疑ありければ、使廳にて拷訊せられける例とぞ聞ゆる。彼の大納言は實犯にて、同じき九月二十二日、終に伊豆の國へ流されけり。それは昔の事なり、近き世には例なし、

情なしとぞ申しける。

### 重仁親王御出家の事

一の大納言なれば、大臣にあらむと謀りしが、却つて事あらはれて伊豆に流されたり。宇治拾遺物語、卷十に委し。  
 ○使廳—檢非違使廳。  
 ○女房車—細代車のこと。婦人の常用なれども、男子も忍びの時などには用ふ。  
 ○ただ—此の一語、古活本に據つて補ふ。  
 ○花藏院—仁和寺塔中。定堯は、杉原本に寛曉(堀河院の皇子)とあるを是とす。

さる程に、新院の一の宮、重仁親王の御座所聞えずして、人々承つて、彼方こなた此方尋ね進らする處に、今月十五日女房車に乗つて、朱雀門の前を西へ過ぎさせ給ふを、平判官實俊、見附け奉つて留め申せば、御出家あるべきにて、仁和寺の方かた様へ渡らせ給ふとぞ、御供の人申しける。依つて此の由奏聞しければ、ただ素懷こころを遂げさせ進らすべき由、仰せ下されけり。花藏院僧正定堯、參つて申さるる子細あつて、中御門東洞院なる御所へぞ遷し奉りける。即ち實俊承つて守護し進らせけり。

### 爲義降參の事

さる程に、六條判官、竝に子共尋ね進らすべき由、播磨守に仰せ附けらる。

重仁親王御出家の事 爲義降參の事

○東坂本—飯山の東麓。近江波賀郡に屬す。  
○無動寺—延暦寺中堂の南に在り。

○致すべきに—諸本「致さめ」とあり、古活本に隨ふ。

○直河—茨岡又は苗鹿に作る。滋賀郡。

○養浦—坂田郡。湖北、湖南、美濃、三路の交會する所。

十六日清盛、三百餘騎にて如意山を越えて、三井寺を求むれどもなし。東坂本に在る由聞えて、大和莊泉辻といふ所を追捕す。是れは無動寺領なれば、大衆起つて、寺領を追捕する條、無念なり。仔細あらば、山門に相觸れてこそ沙汰を致すべきに、左右なく亂入の條、狼藉なりとて、軍勢に向つて散々に相戦ふ。官軍神威に恐れて引き退く間、大衆勝つに乗つて、清盛が郎等兩三人を搦め捕り、又大津の東浦を焼き拂ふ。是れは山門領たる上、昨日爲義を船にて東近江へ著けたり、とてしてけれども、跡形なき虚説なりけり。

爲義は直河といふ所より、木工神主が許に隠れて居たりけるが、官軍向ふと聞いて、三河尻の三郎大夫近末といふ者の家に行きて、それより東國へ下らむとしけるが、運や盡きたりけむ、忽ちに重病を受けて、心身苦痛せられければ、「氏神八幡大菩薩にも、放たれ給ひけり」とて、郎等共も落ち失せて、纒に子共の外、十八人ばかりぞ残りける。とかうして馬に勞はり乗せて、養浦の方へ行きて、船に乗らむとする處に、誰とは知らず、兵三十騎許追ひ來り、

○中堂—延暦寺の東塔院なる根本中堂。最澄自刻の等身の薬師佛を安置せり。重病悉除云々といへるは是れが爲なり。

○二十五三昧—二十五有(四洲、四惡趣、四禪天、四空處、六欲天と梵天、無想、那含にして一切の生死を概收す)の間を生死流轉するが衆生なれば、此の業因を破らむが爲の三昧を云ふ。佛法修行の道場をかく形容して云へり。  
○堅者—天台寺門に於て、沙彌(梵語。はじめて佛門に入りし者の稱)戒を經たる者の補する職。  
○義綱—爲義の義綱を討ちし事、南都の大衆を追ひ退けし事は、共に「新院爲義を召さるる事」の段に見ゆ。

討たむとしければ、頼賢以下身命を捨てて、防ぎ戦ひ追ひ散してけり。其の時残る兵も行方知らずなりにけり。それより愈よ頼み少になり果てて、心細きのみならず、判官は重病に煩ひ給ふ、其の上海道も塞がり、關々も堅く守ると聞えければ、中々東國へ下らむ事も叶ひ難しとて、又、三郎大夫が家に立ち歸つて、日暮れしかば山上に上り、其の夜は中堂に通夜して、殊に重病悉除の悲願を憑みて、終夜祈請せられたり。明くれば十七日、西塔の北谷黒谷といふ所に、二十五三昧行ふ所に行きて、出家を遂げ、法名義法房とぞ附かれる。月輪房堅者の許より、墨染の衣袈裟を奉けて、沙彌の形になり給ふ。此の爲義は、十四歳にて叔父美濃前司義綱、其の子美濃三郎義明を討つて、其の時の勸賞に左兵衛尉になされけり。元は陸奥四郎とぞ申しける。十八歳、永久元年四月、清水寺別當の事に就いて、南都の大衆朝家を恨み奉つて、國民を催し、春日の神木を先として、栗子山まで來りしを、馳せ向つて追ひ返しき。其の勸賞に左衛門尉になり、二十八歳にて檢非違使五位尉にな



○義朝—義朝の三男。事に依つて追討せられ、義朝爲に憤憤、東國に赴きしを、爲義に命じて尋ね捕へしめられしものにて、(百餘抄、天仁二年二月三日の條) 義朝を討ちしは爲義に非ず。

○受領—國守。

○武衡家衡—清原氏。鎮守府將軍武則の子にして、武衡は、家衡の異母兄。

○基衡—前九年の役に頼義に誅せられし藤原経清の孫、陸奥出羽の押領使たり。

○意懸—遺恨。

○六十三—六十一の誤なる旨、參考本にいへり。

る。日來中御門中納言家成卿に附いて、陸奥守を望み申しけるに、祖父伊豫入道頼義、此の受領に任じて、貞任宗任が亂に依つて、前九年の合戦ありき。八幡太郎義家、又彼の國守になりて、武衡家衡を攻むるとて、後三年の兵亂ありき。然れば猶意趣殘る國なれば、今、爲義陸奥守になりたらましかば、定めて基衡を亡さむといふ志あるべきか。旁不吉の例なりとて、御聽されなかりしかば、爲義、然らば自餘の國守に任じて、何かはせむとて、今年六十三まで終に受領もせざりけり。日來より地下の檢非違使にてありけるが、由なき新院の御謀叛に與し奉り、年來の本望をも達せずして、出家入道してけるこそ無念なれ。

義法房子共に向つて宣ひけるは、我が身が合期したらばこそ、各引き具して山林にも立ち隠れめ。我は只義朝を憑みて、都へ出でむと思ふなり。さても今度の勳功に申し替へても、命ばかりは助けこそせむすらめ。但し恣に院方の大將軍を承りたれば、勅命重くして助かり難からむか、それ亦力な

○合期—思ふ様になること。

○七句—前に六十三といひ、實は六十一なれば、七句とはさふふからざる事、前にもさへり。

○面々—おの／＼。皆々。

○所勞—病氣。

き事なり。齡既に七旬に及び、惜むべき身にあらず。萬一甲斐なき命助かりたらば、如何にもして汝等をも助くべし。面々は先づ如何ならむ木の陰、岩の間にも隠れ居て、事鎮まらむ程を待つべし」と宣へば、爲朝聞きもあへず、「此の義然るべからず候。縦令下野守殿こそ、親子の間なれば助け申さむとし給ふとも、天氣よも御免候はじ。其の故は新院は、正しく主上の御兄にて渡らせ給はずや。左府亦關白殿の御弟ぞかし。豈親とて罪科なからむや。義朝いかに申さるるとも、立ち難くこそ覺え侍れ。御所勞なほりおはしまさば、只何ともして關東に赴き、今度の合戦に上り合はぬ三浦介義明、畠山莊司重能、小山田別當有重等を相語らひて、東八箇國を管領して、暫しもおはしますべし。若し京都より討手下らば、爲朝一方承つて、思ふままに合戦して、叶はずば其の時討死すべし。などか暫し支へざらむ」と申しければ、「それも東國へ下りついでに事ぞかし。落人となりぬれば、何事も思ふに叶はぬものなれば、頸を延べて降參せむ」と宣ひて、既に山より出で給へば、子

爲義降參の事

○頸を延べて—此の一句、古活本に據りて補ふ。

○下松—今の一番寺村邊。  
○篠目—東雲とも書く。夜あけ方。

共泣く泣く供しつ、西坂本下松を下りしかば、篠目漸く明け行きて、鳥の聲々告げ渡り、峯の横雲晴れば、入道、おのおのは疾く疾く何方へも落ち行くべし」と宣ひて、都の方へ赴き給ふを、暫く御待ち候へ。申すべき事候」と聲々に申せば、「何事にや」とて立ち歸り給へば、前後左右に立ち圍みて、泣くより外の事ぞなき。誠に只今を限りにて、又逢ふべき事ならねば、餘波を惜むも理なり。

○致仕—禮記の曲禮に、大夫七十而致事(掌る所を君に致して、老を告ぐるなり)とあるより出で、退隱する事、又は七十歳の事とす。仕は事に通じて用ふ。

入道「今度老の頭に兜を戴きて、合戦を致す事、全く我が身の榮花を期するにあらず。若し打勝つて運を開かば、汝等を世にあらせむと思ふ爲なり。今義朝を頼みて出づるも、我若し安穩ならば、其の蔭にて各をも助けばや、と思ふ故なり。汝等を捨てて、我一人助からむと思ふらむ。齡既に致仕に餘れば、身のいくばく後榮をか期せむ。如何ならむ所にも、深く隠れて待つべし。疾く疾く」とて下られけるが、かくて心強くは宣ひしかども、さすが餘波や惜しかりけむ、又立ち歸りて、「頼賢よ頼仲よ、いふべき事あり、歸れ」

と宣へば、各呼ばれて立ちかへる。誠には異なる事なけれども、飽かぬ別の悲しさに、又呼び下し給ひける、恩愛の程こそ哀なれ。

此の如く互に別を慕へども、さてあるべきにもあらざれば、面々散々にこそ別れ行け。落つる涙に道昏れて、行く先更に冥々たり。悲しきかな、人界に生を受けながら、鳥にあらねども、四鳥の別を致し、哀なるかな、廣劫の契空しうして、魚にはなけれども、釣魚の恨を含む。涙欄干として、魂飛揚すと見えて、哀なりし有様なり。子共は大原、靜原、芹生の里、鞍馬の奥、貴船の方ざまへ、思ひ思ひ心々に落ち行けば、深山がくれの秋の空、露も時雨も争ひて、我が袖の涙も更にま柴とる、山路の奥を辿りつつ、人里遠く分け入れば、峯の巴猿一度叫び、行人の裳を潤せば、谷の牡鹿の妻戀ひに、旅客の夢も覺めぬべし。さて入道は、賀茂河を渡り、糺森より雑色花澤を義朝の許へ遣して、是れまで遁れ來れる由を申されければ、左馬頭夜に入つて輿を奉り、竊に判官殿を迎へ取り給ひけり。

○四鳥の別—孔子家語に、「桓山の鳥、四子を生む。羽翼既に成り、將に四海に別れむとす。其の母悲鳴して之を送る」とあるより出で、生別の悲哀に喩ふ。  
○廣劫—多くの年月。劫は梵語にて、極めて長き時期をいふ。  
○欄干—涙の盛に流るる形容。ま柴とる—眞柴に涙の増す意を懸けて云ふ。  
○巴猿—支那の巴蜀の地には極めて猿多きよりいひ、轉じては單に猿の事をもいふ。こは和漢朗詠集に見ゆる大江澄明の、胡雁一聲、秋破三商客之夢、巴猿三叫、曉露三行人之裝、といふ句によりて書けり。

謀叛人誅せらるる事

○浄土谷―前に浄土寺とある處と同じ邊か。

○播磨守―清盛。

○大江山―前に出づ。

○左大臣の勾當―前に出づ。

○別當―檢非違使の長官。

さる程に、平馬助忠正は、浄土谷といふ所にて出家し、深く隠れてありけるが、爲義入道も降参したりとや聞えてける、子共四人相具して、竊に姪の播磨守を憑みてぞ出で來りける。左衛門大夫正弘、其の子右衛門大夫家弘、其の子文章生安弘、次男右兵衛尉頼弘、三男光弘、已上五人、藏人判官義康、め捕つて、即ち大江山にて之を斬る。家弘の弟大炊助度弘をば、和泉左衛門尉信兼承つて、六條河原にて斬つてけり。平馬助忠正、嫡子新院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣の勾當正綱、四男平九郎通正、五人をば、清盛朝臣承つて、申の刻ばかりに六條河原にて之を斬る。平馬助をば、其の時の別當花山院中納言忠雅と、同名悪しかりなむとて、忠員と改名せられてけり。

此の忠員と申すは、桓武天皇十一代の御末、平將軍貞盛六代の孫、讃岐守

正盛が次男なり。此の人軍散じて後、出家入道して深く隠れてありけるが、清盛を憑みて行きたらむに、さりととも命ばかりを助けぬ事は、よもあらじと思ひて、降参せられたりけり。まこと助けむと思はば、さこそあるべきに、叔父姪内々不快なりける上、われ忠正を斬りたらば、定めて義朝に父を斬らせらるべし。縦令宥恕の儀ありとも、此の旨を以て支へ申さむと、腹黒に思はれけるこそ恐ろしけれ。

爲義最期の事

さる程に、爲義法師が頸を刎ぬべき由、左馬頭に宣下せられければ、宥め置くべき旨、様々に兩度まで奏聞せられけれども、主上逆鱗あつて、清盛既に叔父を誅す。何ぞ緩怠せしめむ。姪は猶し子の如しといへり。叔父豈父に異ならむや。速に誅戮すべし。若し猶違背せしめば、清盛以下の武士に仰せ附けらるべき由、勅詔重かりしかば、力なく涙を押さへて、鎌田次郎に

○姪は猶し子の如し―禮記に兄弟之子猶し子とあり。

謀叛人誅せらるる事

爲義最期の事

○論言一勳言。  
 ○五逆罪一梵網經に據るに、第一に父を殺し、第二に母を殺し、第三に阿羅漢（煩惱を斷じ涅槃を證りたるもの）を殺し、第四に佛身より血を出し、第五に和合僧（衆僧の和合して佛事を修するもの）を離間するをいふ。

○觀經一觀無量壽經。淨土三部經の一。  
 ○劫初一劫は時。時初、即ち世界の初。

○御孝養一孝敬の意より養する供養。轉じては廣く供養の意にも用ふ。

○蛭一蛭の字の訛なるべし。  
 ○頭殿一左馬頭殿。即ち義朝。

宣ひけるは、「論言此の如し。是れに依つて判官殿を討ち奉らば、五逆罪の其一を犯すべし。罪に恐れて宣旨を背かば、忽ちに違勅の者となりぬべし。如何すべき」とありしかば、正清畏まつて、「申すに恐れ候へども、愚なることを御説候ふものかな。私の合戦に討ち奉らせ給はむこそ、其の罪も候はむすれ。其上觀經には、劫初より以來、父を殺す惡王一萬八千人なりといへども、未だ母を殺す者なしと説かれて候。それは諸の惡王の、國位を奪はむとの爲なり。是れは朝敵となり給へば、終には遁るまじき御身なり。縱令御承りにて候はずとも、時日を廻すべき御命ならぬに取りては、御方に侍はせ給ひながら、人手に懸けて御覽候はむより、同じくは御手に懸け進らせて、後の御孝養をこそ能く能くせさせ給はむすれ。何か苦しく候ふべき」と申せば、「さらば汝計らへ」とて、泣く泣く内へ入り給ふ。

即ち鎌田、入道の方に參り、「當時都には平氏の輩權威を執つて、頭殿は、石の中の蛭とやらむの様にしておはしませば、東國へ下らせ給ひ候ふなり。判

官殿は先立て奉らむとて、御迎に進らせられて候」とて、車差し寄せたれば、「されば今一度八幡へ參りて、御暇乞申すべかりしものを」とて、南の方を伏し拜みて、聽て車に乗り給ふ。七條朱雀に、白木の輿を昇き居るたり。是れは車より乗り移り給はむ處を、討ち奉らむ支度なり。

其の時秦野、次郎延景、鎌田に向つて申しけるは、「御邊の計ひ誤れり。人の身には、一期の終を以て一大事とせり。それを暗々と殺し奉らむ事、情なく侍り。只ありのままに知らせ奉つて、最後の御念佛をも勧め申し、又は仰せ置かるべき御事も、などかなかるべき」といへば、正清「尤も然るべし。物を思はせ進らせじと存じて、かやうに計ひたれども、誠に我が誤なり」と申しければ、延景參つて、「誠には關東御下向にては候はず。頭殿宣旨を承つて、正清太刀取にて失ひ進らすべきにて候。再三歎き御申し候ひしかども、勅誼重く候ふ間、力なく申し附けられ候。心閑に御念佛候ふべし」と申したりしかば、「口惜しき事かな。爲義程の者を、驅らすとも討たせよかし。縱令

○御邊一オンアタリといふ事にて、貴下といふ程の敬語。

○關東一逢坂關より東。後世、坂東と混同して用ふ。

○諸佛念衆生云々―三部經(淨土三部經を指すか)の文なる由、大全にいへども、同書には見えず。「諸佛は衆生を思へども、衆生は諸佛を思はず、親は子を思へども、子は親を思はず」との義。

○願諸同法者云々―淨土經の文なる由、大全にいひ、此の意味の語は觀無量壽經に見ゆ。「諸の同じく法を願ふ者は、終に臨みて正しく佛を念せよ。彌陀の來迎を見、安樂淨土に往生するを得ん」との義。  
○高聲に念佛申して―此の句古活本に據りて補ふ。  
○圓覺寺―前に出づ。  
○卒都婆―梵語。高顯の義、また方墳と譯す。もと死者の骨を埋めし所のしるしに立てしもの。略して塔婆。後世多く、木を削りて法文法名等を書きて、墓側に立つるものをいふ。

○子共四十二人―與本四十六人に作り、系圖に見えたるもの二十餘人あり、他は考ふる所なき由、參考にいへり。

○十九日―歷代皇記、一代要記、百鍊抄等は、二十九日に作れり。隨ふべきならん。

○中院左大臣―公卿補任に據るに、右大臣に作るべき由、參考に云へり。  
○左兵衛督―是れ亦、右兵衛督の誤なり。  
○仲成―贈太政大臣藤原種繼の子。妹藥子、平城上皇に寵あり、即ち重祚を勸め奉り、上皇を奉じて東國に奔らんとし、追兵の爲に射殺さる。  
○伊周―關白道隆の子。太政大臣爲光の三女に通ひ、花山院は四女に通ひ給ひしが、伊周之を三女ならんと思ひ誤り弟隆家に計る、隆家仍つて院を脅し奉らんと欲し、女の家よりの御歸途を要し、射て御袖に中てたり。

綸言重くして、助かる事こそ叶はずとも、などありのままには知らせぬぞ。又誠に助けむと思はば、我が身に替へても、なか申し宥めざるべき。義朝が入道を憑みて來りたらむをば、爲義が命に替へても助けなむ。されば諸佛念衆生、衆生不念佛、父母常念子、子不念父母と説かれたれば、親の様に子は思はぬ習なれば、義朝一人が罪にあらず。只恨めしきは、此の事を始よりなど知らせぬぞ」とて、念佛百遍ばかり唱へつつ、更に命を惜む氣色もなく、程經は定めて爲義が首斬るを見むとて、雜人なども立ち込むべし。疾く疾く斬れ」と宣へば、鎌田次郎、太刀を抜いて後へ廻りけるが、相傳の主の首斬らむ事心憂くて、涙に昏れて太刀の當所も覺えねば、持ちたる太刀を人に與ふ。其の時、願諸同法者、臨終正念佛、見彌陀來迎、往生安樂國と唱へて、高聲に念佛數遍申して、終に斬られ給ひけり。首實檢の後、義朝に賜はりて、孝養すべき由仰せ下されければ、正清之を請け取つて、圓覺寺に收め、墓を建て壇を築き、卒都婆などを造立せられて、様々の孝養をぞ致されける。

此の爲義は妾多かりければ、腹々に男女の子共四十二人ぞありける。或は熊野の別當の婦になし、或は住吉の神主に養はせなどして、此處彼處にぞ置きける。昨日官使能景に仰せて、多田藏人大夫頼憲が、正親町富小路の家を追捕せられけるに、頼憲が郎等四五人いまだ家に在りしかば、命も惜まず散々に戦ひける間、能景が兵多く討たれ、劍を被つて引き退く。其の間に屋に火かけ、烟の中にて皆自害してけり。今日十九日、源平七十餘人、首を斬られけるこそあさましけれ。

中院左大臣雅定入道、大宮大納言伊通卿、春宮大夫宗能卿、左大辨宰相顯時卿など申されけるは、昔嵯峨天皇の御時、左兵衛督仲成を誅せられしより以來、久しく死罪を停めらる。依つて一條院の御宇、長徳に内大臣伊周公、竝に權中納言隆家卿、花山院を射奉りしかば、罪既に斬刑に當る由、法家の輩勘へ申ししかども、死罪一等を減じて、遠流の罪に宥めらる。今改めて死刑を行はるべきにあらず。就中故院御中陰なり、旁宥められれば宜しかるべ

○法家—明法家。法律を司る家にて、板上、中原二氏。

○非常の断は云々—中右記、嘉承元年四月九日、常赦を請せしめられたる時の諸卿の断にも、非常之断、人主專者とあり、古來の格言と見ゆ。

き由、各申されけれども、少納言入道信西内々申しけるは、「此の儀然るべからず。多くの凶徒を諸國へ分け遣されば、定めて猶兵亂の基たるべし。其の上非常の断は、人主專にせよといふ文あり、世の中の常にあらざる事は、人主の命に従ふと見えたり。若し重ねて僻事出で來りなば、後悔何の益あらむ」と申しければ、皆斬られにけり。誠に國に死罪を行へば、海内に謀叛の者絶えずとこそ申ししに、多くの人を誅せられけるこそあさましけれ。正しく弘仁元年に、仲成を誅せられてより、帝王二十六代、年記三百四十七年、絶えたる死刑を申し行ひけるこそうたてけれ。

中にも義朝に父を斬らせられし事、前代未聞の儀にあらずや。且は朝家の御誤り、且は其の身の不覺なり。勅命背き難きに依つて、之を誅せば、忠とやせむ、信とやせむ。若し忠なりといはば、「忠臣をば孝子の門に求む」といへり。若し又信といはば、「信をば義に近くせよ」といへり。義を背きて何ぞ忠信に従はむ。さらば本文に曰く、「君は至つて尊けれども、至つて親しから

○忠臣をば孝子の門に求む—後漢書、韋彪傳に、孔子の語として、「忠臣を求むるには、必ず孝子の門に於てす」とあり。

○信をば義に近くせよ—論語、學而篇の有子の語に、「信、義に近ければ、言復すべきなり」とあるに據る。

○本文—經書の語。

○君は至つて尊けれども云々—孝經に、「子曰く、父に事ふ

るに資りて以て母に事ふれば、其の愛同じ。父に事ふるに資りて以て君に事ふれば、其の敬同じ。故に母には其の愛を資り、而して君には其の敬を資る。之を兼ねる者は父なり」とあるに據りて書けり。

○百行の中には云々—孝經に「夫れ孝は徳の本也」とある所の邢疏に、「夫れ孝は百行の本、萬善の先」とあり。

○三千の刑は云々—同じく孝經の語。

○大賢の孟—大賢人孟子のこと。こゝに引けるは、孟子、盡心上章に見ゆ。

○大理—裁判を掌る官。

○天下は是れ一人の天下に非ず—六韜に、太公の言として、天下非一人之天下、乃天下之天下也と見えたり。

○明王は云々—孝經の語。附けて云ふ、こゝの論は、神皇正統記の義朝論などの本據となれり。

す。母は至つて親しけれども、至つて尊からず。父のみ尊親の義を兼ねたり」と。知りぬ、母よりも尊く、君よりも親しきは只父なり。いかが之を殺さむや。孝をば父に資り、忠をば君に資る。若し忠を面にして父を殺さむは、不孝の大逆、不義の至極なり。されば「百行の中には、孝行を以て先とす」といふ。又「三千の刑は、不孝より大なるはなし」といへり。其の上、大賢の孟、喩を取つて曰く、「虞舜の天子たりし時、其の父瞽瞍人を殺害する事あらむに、時の大理なれば、皋陶之を捕へて罪を奏せむ時、舜は如何し給ふべき。孝行無雙なるを以て天下を保てり。政道正直なるを舜の徳といふ。然るに正しく大犯を致せる者を、父として助けば、政道を穢さむ。天下は是れ一人の天下にあらず。若し政道を正しくして刑を行はば、又忽ちに孝行の道に背かむ。明王は孝を以て天下を治む。然れば只父を負ひて、位を捨て去らまし」とぞ判じける。況や義朝の身に於いてをや。誠に助けむと思はむに、なか其の道なかるべき。恩給に申し替ふるとも、縦令我が身を捨つ

るとも、争でか之を救はざらむ。他人に仰せ附けられむには、力なき次第なり。誠に義に背ける故にや、異なる勸賞もなく、結句幾程なくして、身を亡しけるこそあさましけれ。

義朝の弟誅せらるる事

さる程に、左馬頭に重ねて宣旨下りけるは、汝が弟共、皆尋ね出し進らすべし。殊に爲朝とやらむは、鳳輦に矢を放たむと申しける奇怪の者なり、搦め捕つて誅すべし」となり。義朝畏まつて、方々へ兵を差し遣して尋ねられければ、此處彼處より尋ね出してけり。爲朝は敵寄すると見ければ、何地ともなく失せにけり。四郎左衛門頼賢、掃部助頼仲、六郎爲宗、七郎爲成、九郎爲仲、已上五人の人々、都へは入るべからず」と仰せ下されければ、直に船岡山へ率て行きける。五人ながら馬より下りて竝み居たり。最期の水を與ふるに、各疊紙にて之を受けける。

○船岡山—愛宕郡。紫野の西方。

○疊紙—摺紙ともいふ。引合紙などを一枚のまゝ折りて横二つ縦四つに折り、幾枚にても重ねて懐中し、疊紙又は物かく料紙などに用ふ。

○軍門に云々—漢の周亞父の軍門に天子の將に至らんとせられし時に、都尉が「軍中には將軍の令を聞く、天子の詔を聞かず」といひしを指せるならん。

○六道の衢—一に地獄、二に餓鬼、三に畜生、四に阿修羅、五に人、六に天之を六道といひ人は生前の業に依り、此の六道中のいづれへか行くものとの佛家の思想にて、其の道の分岐する所を衢といふ。  
○穀倉院—大内裏内、大學寮の西に在り、畿内諸國の調錢、諸國の無主位職田、及び没官田、太宰府の稻穀等を納め置く所。

中に掃部助頼仲、此の水を取つて唇を押し拭ひて申しけるは、我幼少よりして、人の首を斬る事數多し。左様の罪にや、今日既に我が身の上になりけり。兄にておはしませば、左衛門尉殿こそ先立たせ給ひて、御供仕るべけれども、軍門に君の命なく、戰場に兄の禮なしと申せば、死を先にする道、強ひて禮を守らざるにや、其の上存する子細候。日來皇后宮の御内に、申し通はず女あり、夜前も來て、見參すべき由申し侍りしを、叶ふまじき由、心強く申して返し候ひき。定めて只今も尋ね來らむと覺え侍り。最期の有様を見えても詮なく、又不覺の涙の先立たむも、本意なく思ひ侍れば、先立ち申し候。六道の衢にて必ず參會奉るべく候」とて、直垂の紐を解きて、頸を延べてぞ斬られける。其の後四人ながら斬られけり。皆能くぞ見えたりける。次の日陣頭へ持たせて參る。左衛門尉信忠之を實檢す。獄門には懸けられず、穀倉院の南なる池の端へぞ捨てられける。是れは故院の御中陰たる故とぞ、皆人申しける。

義朝の弟誅せらるる事

保元物語 卷之三

義朝幼少の弟悉く誅せらるる事

○助長―資長に作るを是と爲す。

○當腹―現在の妻女の所生。

○佗たひしめず―つらしと思はしめず。

○母上―内記大夫行遠の女。

さる程に、内裏より即ち義朝を召され、藏人右少辨助長朝臣を以て仰せ下されけるは、「汝が弟共の未だ多くあんなるを、縦令たとい幼くとも、女子の外は皆尋ねて失ふべし」となり。宿所に歸つて、秦野次郎を召して宣ひけるは、「餘りに不便なれども、勅誼なれば力なし。母か乳母が懐いて、山林に逃げ隠れたらむは如何せむ。六條堀河の宿所にある當腹たうぶくの四人をば、賺し出して、相構へて道の程佗たひしめずして、船岡にて失へ」とぞ聞えける。延景難儀の御使かなと、心憂く思へども、主命なれば力なし。涙を袖に收めつつ、泣く泣く輿を昇かせて、彼の宿所へぞ赴きける。

母上は折節物詣の間なり、君達は皆おはしけり。兄をば乙若おとわかとて十三、

○雲林院―愛宕郡。大徳寺の南、船岡の東に其の額あり。

○羊の歩云々―摩耶經の偶に、譬如たとへ海陀羅うみだら(屠手)驅つ羊ひつ就つ于つ屠處うしころ、歩々あゆま近ちか死地しじ、人命亦如いんめいよくごとく是とあり。

○大宮―大宮通。御所の前を南北に通ずる道路。東と西とにあり。

次は龜若かめわかとて十一、鶴若つるわかは九つ、天王てんわうは七つなり。此の人々延景を見つけて、嬉しげにこそありけれ。秦野次郎「入道殿の御使に參つて候。殿は十七日に、比叡山にて御様を替へさせ給ひて、頭殿の御許へ入らせ給ひしを、世間も未だつつましとて、北山雲林院と申す所に、忍びて渡らせ給ひ候ふが、君達の御事覺束おぼつかなく思召し候ふ間、御見參みまへに入れ奉らむ爲に、具し奉つて參らむとて、御迎に參つて候」と申せば、乙若出で合ひて、「誠に様替へておはしませとは聞きたれども、軍の後いぐさは未だ御姿を見奉らねば、誰々も皆戀しくこそ思ひ侍れ」とて、我先にと、輿に争ひ乗られけるこそ哀なれ。之を冥途めいどの使とも知らずして、各輿共に向ひつつ、「急げや急げ」と進めける、羊の歩近づくを、知らざりけるこそはかなけれ。

大宮を上りに、船岡山へぞ行きたりける。峰より東なる所に輿昇のぼり居する、如何せましと思ふ所に、七つになる天王走り出でて、「父は何處におはしますぞ」と問ひ給へば、延景涙を流して、暫しは物も申さざりしが、良ありて、

義朝幼少の弟悉く誅せらるる事





○御舎兄—原、御舎弟とあり、古活本、平假名本に據る。

「今は何をか隠し進すすらすべき。大殿は頭殿かうのとのの御承うけたまはりにて、昨日の曉、斬られさせ給ひ候ひき。御舎兄達しやきやうたちも、八郎御曹司せうしの外は、四郎左衛門殿より九郎殿まで、五人ながら夜部よべ此この表おもてに見え候ふ、山本にて斬り奉り候ひぬ。君達をも失ひ申すべきにて候。相構あひかまへて賺ずかし出し進らせて、佗わがしめ奉らぬ様に、と仰せ附けられ候ふ間、入道殿の御使とは申し侍るなり。思召す事候はば、延景に仰せ置かせ給ひて、皆御念佛候ふべし」と申せば、四人の人々之を聞き、皆輿より下り給ふ。

○下野殿—下野守は義朝の前官。

九つになる鶴若殿つるがけの、下野殿しもつけのへ使を遣して、いかに我等をば失ひ給ふぞ。四人を助け置き給はば、郎等ちうどう百騎にも勝りなむするものを。此の由申さばや」と宣のたまへば、十一歳になる龜若かめが、誠まことに今一度人を遣して、慥たしかに聞かばや」と申されける處に、乙若生年十三なるが、あな心憂うれの者共のいひがひなさや。我等が家に生るる者は、幼けれども心は猛たけしとこそ申すに、かく不覺なる事を宣ふものかな。世の理ことわりをも辨わかまへ、身の行末をも思ひ給はば、七十になり給ふ父

○和議—ワンザンともいふ。一方に口を合せて他を譲する事にて、當時の通用語。

の、病氣に依つて出家遁世して、憑たのみて來り給ふをだに、斬るほどの不當人の、まして我々を助け給ふ事あらじ。哀はかなき事し給ふ頭殿かうのとのかな。是れは清盛が和議わぎんにてぞあるらむ。多くの弟を失ひ果て、只一人になして後、事の次に滅ついでさむとぞ計らふらむを曉さとらす、只今我が身も失せ給はむこそ悲しけれ。二三年をも過し給はじ。幼かりしかども、乙若が船岡にて能くいひしものをと、汝等も思ひ合せむするぞとよ。儲さも下野殿討たれ給ひて後、忽ちに源氏の世絶えなむ事こそ口惜しけれ」とて、三人の弟達にも、な歎き給ひそ。父も討たれ給ひぬ、誰かは助けおはしまさむ。兄達も皆斬られ給ひぬ。情をも懸け給ふべき頭殿は敵なれば、今は定めて一所懸命の領地もよもあらじ。然れば命助かりたりとも、乞食こつじき流浪らうらうの身となりて、此處彼處に迷ひ行かば、あれこそ爲義入道の子どもよと、人々に指をさされむは、家の爲にも恥辱なり。父戀しくば、只西に向つて南無阿彌陀佛と唱へて、西方極樂に往生し、父御前と一つ蓮はぢに生れ合ひ奉らむと思ふべし」と、おとなしやかに

○一所懸命の領地—以て生命をつなぐべき大切なる一所の領地。

宣へば、三人の君達、各西に向つて手を合せ、禮拜しけるぞ哀なる。之を見て五十餘人の兵も、皆袖をぞ濡しける。

○傳一付添ひぬて傳育する者  
○内記平太一名は政選、内記大夫行運の子、天王等の叔父に當れり。  
○はだけ一髪をくしけづること。

此の君達に各一人づつ、傳共附きたりけり。内記平太は天王殿のめのと、吉田次郎は龜若、佐野源八は鶴若、原後藤次は乙若殿のめとなり。差し寄つて、髪結ひ擧げ汗拭ひなどしけるが、年來日來宮仕へ、旦暮に撫ではだけ奉りて、只今を限と思ひける、心どもこそ悲しけれ。されば聲を揚げて、叫ぶばかりにありけれども、幼き人々を泣かせじと、押ふる袖の間よりも、餘る涙の色深く、つつむ氣色も顯れて、思ひやるさへ哀なり。乙若延景に向つて、「我こそ先にと思へども、あれらが幼心に、怖ぢ恐れむも無慙なり。又いふべき事も侍れば、彼等を先に立てばや」と宣ひければ、秦野次郎太刀を抜いて、後へ廻りければ、傳ども「御目を塞がせ給へ」と申して、皆退きにけり。即ち三人の首、前にぞ落ちにける。

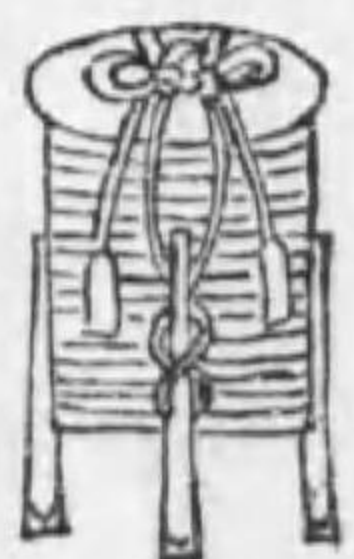
○いしうよく。

乙若之を見給ひて、少しも騒がす、いしうも仕りつるものかな。我をもさ

○ほかゝ一外居と書く。圓形の桶にて、外方にそりたる脚をつくる故に名づく。食物を入れて持ち行く器なれば、行器とも書く。貞丈の説に、頭桶はわけ物なり。又行器にも入れし事ありとて、此の條を引きて證と爲せり。

○片恨一一方の者が恨む様になることにて、今いふ偏願、即ちカタミウラミ。  
○今は一古活本に據つて補ふ。

こそ斬らむすらめ。偕あれは如何に」と宣へば、ほかゝを持たせて参りたり。手づから此の首共の血の着きたるを押し拭ひ、髪搔き撫で、「あはれ無慙の者どもや、かほどに果報少く生れけむ。只今死ぬる命より、母御前の聞き召し歎き給はむ其の事を、かねて思ふぞたとへなき。乙若は命を惜みてや、後に斬られけると人いはむすらむ。全く其の儀にてはなし。かやうの事をいはむに附けても、又我が斬られむを見むに附けても、泣き止まりたる幼き者の、又泣かむも心苦しくて云はぬなり。母御前の今朝八幡へ詣で給ふに、我も参らむと申せば、皆参らむといへば、具せば皆こそ具せめ。具せずば一人も具せじ。片恨みにとて、我等が寝たる間に詣で給ひしが、今は下向にてこそ尋ね給ふらめ。我等斯かるべしとも知らざりしかば、思ふ事をも申し置かず、形見をも進らせず、只入道殿の呼び給ふと聞きつる嬉しさに、急ぎ輿に乗りつるばかりなり。されば之を形見に「獻れ」とて、弟共の額髪を截りつつ、我が髪



行器 (載所記雜丈貞)

義朝幼少の弟悉く誅せらるる事

をも取り具して、若し違ひもやするとて、別々に裏み分け、各其の名を書きつけて、波多野次郎に賜びにけり。

又「詞にて申さむする様はよな。今朝御供に参りなば、終には斬られ候とも、最期の有様をば、互に見もし見え進らせ候はむすれども、中々互に心苦しき方も侍らむ。御留守に別れ奉るも、一の幸にてこそ侍れ。此の十年餘の間は、假初に立ち離れ進らす事も侍らぬに、最期の時しも御見参に入らねば、さこそ御心に懸かり侍るらめなれども、且は八幡の御計ひかと思召して、いたくな歎かせおはしまし候ひそ。親子は一世の契と申せども、來世は必ず一つ蓮に参り逢ふ様に、御念佛候ふべし」とて、今は此等が待遠なるらむ、疾く疾く」とて、三人の死骸の中へ分け入つて西に向ひ、念佛三十遍ばかり申されければ、首は前へぞ落ちにける。四人の傳共急ぎ走り寄り、首もなき身を抱きつつ、天に仰ぎ地に伏して、喚き叫ぶも理なり。誠に涙と血と相和して、流るるを見る悲みなり。

○假初一チヨット。暫く。

○涙と血と相和して一人の悲のはげしき時は、涙つきて血出つと云ふ。藤井子に見えたる、楚人下和の故事。

○月日の如くに一月日を仰ぐ如くに尊び敬ひしをいふ。

○莊一莊園。私の領地。

○死出の山一もと死の險難を山に喻へし語なるを、十王經といふ偽經に「閻魔王國の塙は死天山の南門なり」と見えたるより、冥途にある山と考へらるゝに至れり。

○三途の川一地獄、餓鬼、畜生の三惡道に赴く途を三大河に喻へていふ。もと惡人の赴く途なるを、廣く冥途の意に用ひたり。

○介錯一つき添ひぬて世話すること。

○恪勤一ツ、シミツトムと訓じ、もと奉公の勞をいふ語なるが、轉じて諸家奉公の賤しき侍の稱となれり。

○六人が志云々一傳四人と恪勤二人。これらいづれも自害せし事、京師、杉原、半井の諸

内記平太は直垂の紐を解き、天王殿の身を我が膚に當てて申しけるは、此の君を手馴れ奉りしより後、一日片時も離れ進らす事なし。我が身の年の積る事をば思はず、早く人とならせ給へかしと、明暮思ひて育て進らせ、月日の如くに仰ぎつるに、只今斯かる目を見る事の心憂さよ。常は我が膝の上に居給ひて、髭を撫でて、いつか人となりて、國をも莊をも儲けて、知らせむすらむと宣ひしものを、假寐の寢覺にも、内記内記と呼ぶ御聲、耳の底に留まり、只今の御姿幻にかげろへば、更に忘るべしとも覺えず。是れより歸りて命生きたらば、千年萬年經べきかや。死出の山、三途の河をば、誰かは介錯申すべき。恐ろしく思召さむに附けても、先づ我をこそ尋ね給はめ。生きて思ふも苦しきに、主の御供仕らむ」といひも果てず、腰の刀を抜くままに、腹搔切つて失せにける。恪勤の二人ありけるも、幼くおはしまししかども、情深くおはしつるものを、今は誰をか主と憑むべき」とて、刺し違へて二人ながら死ににけり。此等六人が志、類なしとぞ申しける。同じく死する

義朝幼少の弟悉く誅せらるる事

本には記せり。此の本はそれを略記したれば、この意通ぜぬ事となれり。

道なれども、合戦の場に出でて、主君と共に討死し、腹を切るは常の習なれども、斯かる例は未だなしとて、譽めぬ人こそなかりけれ。此の首ども渡すに及ばず、餘りに父を戀しがりければとて、圓覺寺へ送りて、入道の墓の傍にぞ埋みける。

### 爲義の北の方入水の事

○六條堀河―爲義の宿所。

○赤井河原―桂川に沿へる小高地。

さる程に、秦野次郎は、即ち六條堀河へ参りたれば、母は未だ下向もなし。依つて八幡の方へ馳せ行くに、赤井河原の邊にて参り逢ひたり。延景馬より飛び下りて、輿の轅に取り附けば、懸て輿をぞ昇き居る。判官殿は、比叡山にて御出家候ひて、十七日の曉、頭殿の御許へ渡らせ給ひ候ひしを、隠し置き進らせて、様々に申させ給ひ候ひしかども、天氣終に許させ給はで、昨日の曉、七條朱雀にて失ひ進らせ候ひぬ。五人の御曹司達をも、昨日の暮程に、北山船岡と申す所にて皆斬り奉り候ひぬ。六條殿に渡らせ給ひつる

○氏神にて云々―源氏にては八幡を氏神とせるなり。  
○よも捨て給はじ―此の一句古活本に據つて補ふ。

四人の君達をも、船岡山にて只今失ひ申し候。是れは乙若御前の御形見を進らせられ候とて、件の髪を取り出し、御有様を委しく語り申ししかば、母上之を聞き給ひ、夢か現か、如何せむとて、即ち消え入り給ひしが、良暫くあつて少し心地出で来て、今朝八幡へ参りつるも、判官や子共の爲ぞかし。氏神にておはしませば、よも捨て給はじと、憑を懸けてぞ参りしに、皆々失せぬらむ。神ならぬ身の悲しさよ。斯かるべしと思ひなば、何かは物へ参るべき。今朝しも彼等に副はずして、最期の姿を今一目見ざりし事の悔しさよ。夜べ此等が面々に我も参らむといひしを、様々に賺して寝たる間に、賢顔に詣でたれば、定めて下向したらば、口々に恨みむを、如何答へましと、今迄も案じたるに、いかに大菩薩のをかしく思召しつらむ。せめては一人なりとも具したらば、終にはたとひ失はるとも、今迄は身に副へてまし。夢にもかくと知るならば、何しに八幡へ参るべき。妻子共に打連れて、船岡とかやへ行き、失せにし一所にて、兎にも角にもなるならば、か程に物は思はじと、

○大菩薩―八幡をさして申す。

爲義の北の方入水の事

○定業ならぬ命—業は佛教にて善惡の所行をいふ語。この一句は定命といふ程の意。

○草の—此の語も、古活本に據つて補ふ。

○六道四生—六道は前に出づ。四生は胎生、卵生、濕生、化生をいふ。有情の出生には此の四種類あるより、以て生物界といふ程の意に用ふ。

○香の煙に云々—漢の武帝、寵姫李夫人に死別して悲嘆止まず、即ち方士に命じて反魂香を作らしめ之を燒きしに、夫人髣髴として顯はれ來りきといふ故事。

○幻の便に云々—幻は幻術者。唐の玄宗皇帝、楊貴妃の死後、思慕止まず、方士（幻に同じ）をして之を求めしむ。方士即ち貴妃の死後の所在地に尋ね行き、帝の詔旨を傳へ、貴妃よりの返事と記念の品とを受け取りて歸り、帝に奉りきとの故事。白樂天の長恨歌に見えたり。

○八億四千の云々—菩薩行品に、阿難有此四魔四萬八千煩惱—と見え、人間には八萬四千の煩惱ありと、佛の説かれしを誤記せり。但し京師本には「八萬四千」と記せり。

あこがれ給ふぞ痛はしき。其の儘既に絶え入り給ひしが、定業ならぬ命にて、又生き出で給ひけり。「今は屋形へ歸りても、誰を友にか侍らむ。只妾をも、判官殿の斬られ給ひし所へ具して行き、同じ野原の草の露とも消え果てさせよ」と歎ち給ひ、既に輿より走り出で、身を投げむとこそし給ひけれ。

延景竝に介錯の女房など、様々に由しけるは、「御歎はさる御事にて候へども、御身一人の事ならず。大殿竝に君達の御事思召さむに附けても、御様なご替へさせ給ひて、一筋になき御跡を弔ひ進らせらるべきなり。御身をさへ失はせ給ひなば、亡き人の御爲、彌罪深かるべき御事なり。されば左大臣殿の北の方も、御様を替へさせ給ふ、平馬助殿の女房も、五人の子共に後れて、さこそ心憂く思召しけめども、それも様を替へてこそおはしませ。縱令今御命を失ふとも、六道四生の間にも、入道殿にも君達にも、逢ひ進らせらるる事難かるべし。香の煙に形を見、幻の便に聲を聞きしも、皆身を全うしたりし故なり」など慰め奉れば、「妾もさこそは思へども、今日明日様をかへむ

には、落人の方様の者と思はぬ人はあらじ。然らば名乗らずば、左右なく許すまじ。明さむに附けては、爲義入道の妻の、兎ありて角ありてと、いはれむ事も恥かし。其の上、人は一日一夜を経るにも、八億四千の思ありといふ。殊なる思ひなき人も、さ程の罪のあるなるに、縦令出家となりたりとも、月日の立つに隨ひて、年老いたる人を見む時は、入道殿もあの齡にあらむと思ひ、幼き者を見む折は、我が子共も是れ程にはなりなむと、思はむ次の度ごとに、斬らせし人も恨めしく、斬りけむ者も情なく、思はむ事も心憂し。然れば凡夫の習にて、我が身の物を思ふ様に、人も歎のあれかしと、思はむ心も罪深し。斯かる愁に沈みては、念佛も更に申されじ。只同じ道に」と歎き給ふを、色々に慰め奉れば、「さらばせめて、七條朱雀を見ばや」と宣へば、各悦びて、彼處に輿を昇き居るたれども、何の餘波も見え分かず。

さらば船岡へとて、桂河を上りに北山を差して行く程に、五條が末の程に、岸高く水深げなる所にて、輿を立てさせ、石にて塔を組み、入道より初め、四

○同向―己が修する所の功德を回轉して、目的とする所に赴き向はしむる意の語。即ち佛に祈願して死者の冥福を祈ること。

○普門品―法華經の第八卷に收めたる觀世音菩薩普門品第二十五のこと。觀音が三十三身を現じて説法を爲し、普く人を道に引き入れ給ふ門戸たる經文。

○三十三卷―こゝにては同じ經文を三十三度くりかへし讀誦すること。

○めのと―御附。

○鳥部山―東山。火葬場の在りし所。

人の君達の爲と回向して、懷袂に石を入れ、さらぬ體にもてなし、入道の失せ給ひし所へ行きたれども、聲する事もなく、目に見ゆる物なし。又船岡へ行きたりとも、同じ事にてこそあらむすれ。わらは年來觀音を憑み進らせ、毎日普門品三十三卷、彌陀の名號一萬遍唱へ申すが、今日物詣に未だ終らず。屋形に歸りたらば、幼き者共の玩物を見むに附けても、爰にては兎ありし、角ありしなど思はむに、心亂れて勤もせらるまじければ、爰にて満じて、聖靈達にも回向せむ」とて、猶石塔を組み給ふかところ思ひしに、岸より下へ身を投げて、終にはかなくなり給ふ。

めのととの女房之を見て、續いて河へぞ入りにける。供の者共之を見て、あわて騒ぎ、走り入りて尋ねれども、石を多く袂に入れ給ひける故にや、懸て沈みて見え給はず。程經て遙の下より取り上げて、二人ながら即ち其の夜、鳥部山の烟となし奉りて、遺骨をば圓覺寺にぞ藏めける。今日船岡にて、主従十人、朝の露と消え行けば、今夜は桂河にて、二人の女房、夕の烟と立ち登

る。生死無常の理、哀なりし事どもなり。

### 左府の死骸實檢の事

○瀧口官使―ともに前に出づ。

○左史生―太政官の左右辨官局の下に左右大史少史各二人あり、其の下に左右史生（書記）各十人あり。

○五三昧―前に出づ。

さる程に、二十一日午の刻ばかりに、瀧口三人、官使一人南都へ赴き、左府の死骸を實檢す。瀧口は資俊、師光、能盛なり。官使は左史生中原師信なり。其の所は、大和の國添上郡河上村の、般若野の五三昧なり。道より東へ一町許入つて、實成得業が墓の東に新しき墓ありけるを、掘り發して見れば、骨は未だ相連なつて、肉少しありけれども、其の形とも見え分かず。其の儘道の邊に打捨てて歸りにけり。

廿二日左大臣の公達四人、嫡男右大將兼長、次男中納言師長、同年にて俱に十九歳なり。三男左中將隆長十六歳、四男範長禪師十五にぞなり給ふ。各心を一にして、祖父富家殿に申されけるは、「大臣もおはしまさず、何の憑あつてか斯くても侍らむ。今度の罪、聊かも宥めらるべからずと承る。殊に

左府の死骸實檢の事

○十六歳―頼長の日記なる台記に據れば、隆長此の年、十八歳なる由、參考に云へり。

○先考一亡き父。  
○菩提一梵語。佛道の意。後世菩提と稱して、死後の冥福をいふ。

○孝宣皇帝一武帝の曾孫。生れて數月巫蠱の事に由りて長安の獄に入れらる。氣を窮む者の曰く、長安の獄天子の氣ありと。武帝憎みて悉く之を殺さしめんとす。時に丙吉、獄を治し、拒んで入れず。由りて死るゝを得たり。長ずるに及んで、高才學を好み、孝昭皇帝の後を承けて終に天子と爲れり。  
○右大臣豐成一左大臣武智麻呂の子。仲鷹の讒に遭ひて左遷せられしが、後にその官位を復せられたり。

○丞相一左右大臣の唐名。

も、歸京を許されて、再び丞相の位に至れり。かかる例もあるぞかし。春日大明神捨てさせ給はずば、などか憑たのみもなからむ」と仰せられもあへず、泣き給ふこそ哀なれ。然れば此の御心を破らむも、不孝とや思しけむ、左右なく出家もし給はず。

### 新院讚岐遷幸竝重仁親王の御事

さる程に、今日藏人左少辨資長、綸言を承つて仁和寺へ参り、明日二十三日、新院を讚岐の國へ遷し奉るべき由を奏聞す。院も都を出でさせ給ふべき由をば、内々聞し召しけれども、今日明日とは思召さざる處に、正しく勅使参りて事定まりしかば、御心細く思召しける餘りに、かくこそ口ずさび給ひける。

都には今宵ばかりぞ住の江のきし道おりぬいかでつみ見し  
夜に入つて、新院の一の宮を、父のおはします時、何様にもなし奉れ」と、

新院讚岐遷幸竝重仁親王の事

○都には云々地名の「住の江」に「住む」「きし道」に「來し」と「岸」との兩意を懸け、「おりぬ」は剃髮の意にて、かくてもなほ罪し流さるゝ事の悲しさを嘆き給ひしなり。  
○夜に入つて一此の一句、古活本に據つて補ふ。  
○一の宮一重仁親王。



○御飾—御頭髪。

花藏院僧正寛曉が坊へ渡し奉る。御供には右衛門大夫章盛、左兵衛尉光重なり。僧正頻に辭し申されけれども、勅諛背き難くして請け取り奉らる。既に御出家ありしかば、年來日來東宮にも立ち、位にも即かせ給はむとこそ待ち奉るに、かく思ひの外に御飾をおろす事の悲しさよと、附き進ませたる女房達、泣き悲むぞ哀なる。此の宮は、故刑部卿忠盛朝臣、御傅にてあしりかば、清盛頼盛は見放し奉るまじけれども、餘所になるこそ哀なれ。

○調へて—そろへて。  
○庇の車—唐庇の車。總體を大きく高く作り、屋根をそらして唐様の博風に造りたる車を云ふ。太上天皇、皇后、親王、攝關、大臣などの乗用。  
○廳官—檢非違使廳の官人。  
○官人番長—太政官の官人と、左右近衛の番長。番長は近衛府の下司。將監、將曹、府生等に次ぎ、近衛(舍人)のことより選任せらる。舍人と共に隨身として行幸御幸等に扈從す。

明くれば二十三日、未だ夜深きに仁和寺を出でさせ給ふ。美濃前司保成朝臣の車を召さる。佐渡式部大輔重成が郎等ども、御車を差し寄せて、先づ女房達三人を御車に乗せ奉る。其の後仙院召されければ、女房達聲を調へて泣き悲み給ふ。誠に日來の御幸には、庇の車を廳官などの寄せしかば、公卿殿上人庭上に下り立ち、御隨身左右に列なり、官人番長前後に歩み従ひしに、是れは怪しげなる男、或は甲冑を鎧ひたる兵なれば、目も昏れ心も迷ひて、泣き悲むも理なり。

夜もほのぼのと明け行けば、鳥羽殿を過ぎさせ給ふとて重成を召されて、

○安樂壽院—鳥羽離宮内の御佛殿。鳥羽院を葬り奉りし所。

「田中殿へ参りて故院の御墓所を拜み、今を限りの暇をも申さむと思ふは、如何に」と仰せ下されければ、重成長まつて、「安き御事にては候へども、宣旨の刻限移り候ひなば、後勘如何」と恐れ申しければ、「誠に汝が痛み申すも理なり。さらば安樂壽院の方へ御車を向けて、懸けはづすべし」と仰せければ、即ち牛をはづし、西の方へ押し向け奉れば、只御涙に咽ばせ給ふよそほのみぞ聞えける。之を承る警固の武士共も、皆鎧の袖をぞ濡しける。暫くあつて、鳥羽の南門へ遣り出す。國司季行朝臣、御船竝に武士兩三人を設けて、草津にて御船に乗せ奉る。重成も讚岐まで御供仕るべかりしを、固く辭し申して罷り歸れば、「汝が此の程の情ありつるに、即ち罷り留まれば、今日より彌御心細くこそ思召せ。光弘法師未だあらば、事の由を申して、追つて参るべしと申せ。かへすがへす此の程の情こそ忘れ難く思召せ」と、御諛ありけるこそ忝けれ。勅諛なればにや、御船に召されて後、御屋形の戸に

○國司季行—國司は山城守。季行は藤原教兼の子。もと季類に作れるを。参考本に據つて改む。  
○草津—紀伊郡。

○聞き及ぶ一此の句、古活本に據つて補ふ。

○行平中納言一在原氏、阿保親王の子。文徳天皇の時、事に當りて須磨に隨居しける事、古今集の詞書に見え、讀古今集には「津の國須磨といふ所に侍りける時よみ侍りける」と詞書して「旅人は袂涼しくなりにけり關吹きこゆる須磨の浦風」の歌を載せたり。

○近流一令の定むる所、流罪に連中近の三等あり、其の國も定めあれども、こゝは唯近國に流罪せられきとの意。

○藻鹽たれ一潮水にぬれひたる。古今集に「田村(文徳)の御時、事に當りて津の國須磨といふ所にこもり侍りけるに、宮の中に侍りける人につかはしける」と詞書して「わくらばに問ふ人あらば須磨の浦に藻鹽たれつゝわぶと答へよ」といふ一首を載せたり。

○大炊廢帝一淳仁天皇。天平實字八年、孝謙上皇之を廢して淡路公と爲す。天平神護九年儀に崩じ給ふ。

○昌邑王賀一賀は、漢の孝武皇帝の孫。孝昭皇帝崩じて嗣なきを以て、霍光賀を迎立せ

しも、淫戯度なかりしかば、廢して國に還せり。

○玄宗皇帝は云々一楊貴妃を寵して國政亂るるに乗じ、安祿山の反するあり。依つて長安の都を棄て、蜀に幸せしが亂平きて後、都に還られたり。

○安康天皇は云々一皇后の先夫の子、眉輪王の爲に弑せられ給ふ。

○崇峻天皇は云々一蘇我馬子の事恣を憎み、却つて其の忌む所となり、馬子の臣、東瀧直駒の爲に弑せられ給ふ。

○萬乘の主一天子のこと。支那の古、天子は兵車萬乘を出すべき、畿内方千里の地を領し、諸侯を封じて千乘、百乘等の地に居らしめられたる云ふ。

○在廳一在廳官人の略。即ち國司廳に勤むる者。

○散位高季一高季は、異本竝に盛衰記には高遠に作る。散位は四位五位の無官の人の自稱の辭にて、謙退の心なり(攝關も事に依りて散位の字を用ふる事あり)と、故實拾要に云ふ。

○濱千鳥の跡一黃帝の時、蒼頭鳥跡を見て文字を作りきといふ故事により、文字の事を

は外より錠をさしてけり。之を見奉る者は申すに及ばず、聞き及ぶ怪しの賤女、猛き武士までも、袖を絞らぬはなかりけり。

道すがらもはかばかしき御膳も參らず、打解けて御寢もならず、御敷に沈み給へば、御命を保たせ給ふべしとも覺えず。月日の光をも御覽せず、只烈しき風、暴き浪の音ばかりぞ、御耳の底に留まりける。此處は須磨の關と申せば、行平中納言近流せられて、「藻鹽たれつ」と、詠じけむ所にこそと思召す。彼處は淡路の國と聞し召せば、大炊廢帝の遷され、思ひに堪へず、幾程なく失せさせ給ひけむ島にこそと、昔は餘所に聞し召ししかども、今は御身の上に思召すこそ哀なれ。急がぬ日數の積るにも、都の遠ざかり行く程も思召し知られて、一の宮の御行方も、如何あらむと覺束なく、又合戦の日、白河殿の烟の中より迷ひ出でしに、女房達もいづくに在りとも聞し召さねば、只生きて生を隔てたりとも、是れなるらむとぞ思召す。異國を聞けば、昌邑王賀は故國に歸り、玄宗皇帝は蜀山に遷さる。我が國を思へば、安康天皇は

繼子に殺され、崇峻天皇は逆臣に犯され給ひき。十善の君、萬乘の主、先世の宿業をば遁れ給はずと、思召し慰むはしとぞなりにける。

讚岐に着かせ給ひしかども、國司いまだ御所を造り出されざれば、當國の在廳、散位高季といふ者の造りたる一字の堂、松山といふ所にあるにぞ入れ進らせける。されば事に觸れて、都を戀しく思召しければ、かくなむ。

濱千鳥あとは都に通へども身は松山に音をのみぞなく

新院仁和寺を出でさせ給ふ御迹に、不思議の事ありけり。清盛義朝、洛中にて合戦すべしとて、源平兩家の郎等、白旗赤旗を差して、東西南北へ馳せ違ふ。今度の合戦、思ひの外早速に落居して、諸人安堵の思をなして、隠し置きける物ども、運び返す處に、又此の物騒出で來れば、「今日こそ誠に世の失せ果てよ」とて、上下遽て騒ぐ。大臣公卿、馬車にて内裏へ馳せ參り給へば、主上驚き思召して、兩方へ勅使を立てられて曰く、「各存する處あらば、奏聞を経て聖斷を仰ぐべき處に、兩人忽ちに合戦に及ばむする條、天聽に及

云ひ、筆跡の事とす。古今集、雜下に「忘れむ時しのべとぞ千鳥ゆくへも知らぬ跡をととむる」。

○出納知兼—出納は藏人所の官吏、納殿の出納を掌る。知兼は諸本友兼に作る。參考に云ふ、按ずるに知兼は源基清の子、後に友兼と改むるか。

○齊明—舒明帝の皇后。帝の崩後即位して皇極帝となり、位を孝徳に譲り、帝崩じて後、重ねて位に即き給ふ、齊明帝これなり。

○稱徳—聖武帝の皇女。帝の讓を受け孝謙帝と稱す。位を大炊親王に譲り、ついで又之を廢して復位せらる。稱徳天皇これなり。

○天后—隱子。關白基經の女。天曆帝—村上天皇。天曆は其の御代の年號。

○淨見原天皇—天武天皇。淨見原は大和にて、其の宮の所在地。

○院中の御政務—上皇の御政務。即ち院政をいふ。

○白虎通—白虎通德論、四卷四十四篇、漢の班固の撰。卷一、帝の篇に、王者父「天母」地、爲「天之子」也、「同、號の篇に、德合天地—者稱「帝」、仁義合者稱「王」と見えたり。

ぶ。仔細何事ぞ。早く狼藉を止むべし」と云々。兩人ともに、跡形なき由をぞ勅答申さる。

其の日、新院の中御門、東洞院の御所に建てられたる文庫どもを、出納知兼を以て檢知せらる。或御文庫の中に手箱一合あり。御封を付けられて、御祕藏と覺えたり。依つて知兼之を持ちて參内す。即ち叡覽あるに、御夢想の記なり。其の中に度々重祚の告あり。其の度毎に御立願あり。總じて甚深奇異の事どもを註し置かせ給へり。然るを今披露あり。いかばかり口惜しく思召すらむと覺えたり。

重祚の御事は、我が朝には齊明、稱徳、二代の先蹤あるか。朱雀白河の兩院も、終に御素意を遂げ給はず。御意に深く懸けられたればにや、御夢にも常に御覽じけむ。朱雀院は母后の御勸に依つて、御弟天曆の帝に譲り奉られしが、御後悔あつて復り即かせ給はむ由、方々へ御祈どもありけり。伊勢へ公卿勅使など立てられけり。白河院も其の志ましまして、御出家はあり

しかども、法名をば附かせ給はず。淨見原天皇の先蹤などを思召しけるにや。白河院重祚の御志深かりける故に、院中の御政務は、一向此の御代より始まれり。後三條の御時までは、讓國の後、院中に正しく御政務はなかりしなり。されば院中の古き例に、白河鳥羽を申すなり。脱履と既に申す上は、古き履の足に懸かりて捨てまほしきを、捨つる如くに思召すべきに、結句新帝に譲り給うて後、又重祚の御望あり。それ叶はねば、院中にて御政務ある事、都て道理にも背き、王者の法にも違へり。かやうに朝儀廢るれば、斯かる亂も出で來るなり。

都て今度の合戦は、前代未聞と申すにや。主上上皇御連枝なり、關白左府も御兄弟、武士の大將爲義義朝も父子なり。此の兵亂の源も只故院、后の御勸に依つて、不義の御受禪共ありし故なり。先づ脱履の後、猶其の末まで御計ひあらむには、當今は誰に譲りましまさむ。帝王と申すに付けても、白虎通には、天地に合ふ人をば帝と稱し、仁義に合ふ人をば王と稱すといへ

○正法念經—正法念處經、七十卷。  
 ○諸天—諸の天部に属する神。  
 ○三十三天—一に初利天とも云ふ。須彌山の頂の四方に八づつ、合せて三十三天、その中央に帝釋の居城あり、合せて三十三天となる。  
 ○三十七法—三十七道品の事。涅槃に至る道の資糧にて、四念處、四正勤、四如意足、五力、七覺支、八正道これなり。  
 ○書—書經。  
 ○傳—左傳。  
 ○后竝びて云々—皇后が幾人もありて同じ年の嫡子あること。左傳に、狐突が太子を諫めし言中に、辛伯の言として引用せるもの。即ち内寵與后、外寵二政、嬖子配適、大都禍國、亂之本也とあり。  
 ○艶女を貶り—詩經、十月之交篇に、艶妻媚サカンニシテ方處といひ艶妻の勢力ありて政事に口を入るゝを貶れり。  
 ○哲婦を諫めたり—詩經、瞻仰篇に、哲夫成城、哲婦傾城とあり。哲は智謀あるをいふ。此の「諫め」はいましむる意。  
 ○宮闈—闈は宮門、合せて宮中の意とす。前に見えし禁闈

り。正法念經には、初め胎中に宿り給ふ時より、諸天之を守護す。三十三天其の徳を別けて與へ給ふ故に、天子と稱すといへり。彼の經には、三十七法具足せるを國王とす。常に惠施を行ひて惜まず、柔和にして怒らず。正直に理りて偏頗なく、古き道を正して捨てず、能く人の好悪を知り、能く世の理亂を鑒み、貪慾なく邪見なく、一切を憐み十善を行す、等の説あり。

されば聊かも御私なく、天下を治め給ふべきに、愛子に溺れて庶を立て、后妃に迷ひて弟を用ふる、國の亂るる基なり。此を以て書に曰く、聖人の禮をなす、其の嫡を尊みて世を繼がしむるにあり。太子賤しくして庶子を尊ぶは、亂の始なり。必ず危亡に至る」と。又傳に曰く、后竝びて嫡を等しうするは、國の亂るる基なり」と云々。されば后多うして、同年の太子數多おはしまさば、天下必ず亂るべきにや。詩には艶女を貶り、書には哲婦を諫めたり。王者の后を立て給ふ道、故あるべきなり。后と申すは、位を宮闈に正しくして、體を君王に等しくす。されば三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一女御

に同じ。  
 ○三夫人云々—禮記に見えたる後宮の員數。長恨歌傳に、驪山電夜、上陽春朝、與上行同室、宴專房殿、專房、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、嘉後宮才人、樂府妓女、使天子無顧側意とあり。  
 ○關々たる雎鳩—詩經、關雎篇に、關々雎鳩、在河之洲、窈窕淑女、君子好逑とあり、聲和けるミサゴの如き和諧貞淑なる后妃の徳、よく君子の配偶として其の徳を助長するを美するなり。

○無鹽君—君、姓は鍾、名は離春、無鹽は其の邑名。  
 ○蓬亂の髮—蓬の如く亂れたる髮。  
 ○登徒—楚人なり、其の妻の醜かりし事、文選、宋玉の「登徒子好色賦」に見えたり。  
 ○監練—ぼる。  
 ○董威—董威輩のこと。洛陽に在り、白社に隱居す。殘絮纒帛を以て衣と爲し、百結衣と號せし由、逸士傳に見ゆ。  
 ○折頰—折頰と云つて鼻塞へ鼻のつまざるをいふが原義なれども、こゝは鼻のひくきこ

ありて、内、君を助け奉る。依つて詩に曰く、關々たる雎鳩、君子の徳を助くと。聲和なる雎鳩の河の洲にあつて樂める體、幽深として其の品あるが如し。后妃各關雎の徳あつて、幽閑貞專なる、君子の好き類なり。此を以て天下を化し、夫婦を別ち、父子を親しんじ、君臣に禮ありて、朝廷正しとぞ申し傳へける。

無鹽君の事

爰に齊國に婦人あり、無鹽と號く。形醜くして色黒し。喉結ばほれ頂肥えたり。腰は折れたるが如く、胸は突き出せるが如し。蓬亂の髮は登徒が妻に勝れ、襜褕の上の衣、董威が輩に超えたり。折頰と鼻塞に、高匡と匪高に、頰顛と願細に、隅目と目眇みたり。されば三十になるまで、敢て娶るものなし。

或時宣王の宮へ詣でて申さく、妾君王の聖徳在す事を聞くに、后妃の數に

とならむなりきといふなり。下の語は上を説明せるもの。  
 ○高匡と高匡に高匡といふ事は、やがて高(マブチ)の高くなれること。以下二對、同様の句法なり。是れ此の時代のものに多く見ゆる一種の記法。

○漸臺—漸は浸なり、池に臨み水の下をひたす高樓の稱。

○三國—趙、衛、魏。

○衛秦—諸本皆かく記せども衛秦の誤なるべし。新序、衛秦の註に云ふ、秦の地形、東西横長衛に似たるよりいへりと。

○社稷—土地と穀物の神にして、王者の必ず立て、祀るものなるより、轉じて國家の意となる。

○夙夜—朝早くより、夜おそくまで。

○寡人がいふ所—諸本皆かくあれども、「が」は頭書本に云ふ如く「に」の誤なるべし。

連ならむ事を願うて詣で來れり。宣王即ち漸臺に酒肴を設けて之を召す。時に左右の見る人、口を掩ひ目を引き笑ふ。王未だ言葉を出し給はず。婦人睚眦と目見張つて、胸を打つて、「危いかな危いかな」と四度申せば、宣王「何事を宣へるか。願はくは其の故を聞かむ」と。女答へて曰はく、「大王は今、天下に君たれども、西に衛秦の愁あり、南に強楚の敵あり。外には三國の難あり、内には姦臣聚まれり。既に今春秋四十七に至るまで、太子立ち給はず。只繼嗣を忘れて、婦人をのみ集む。好む所を恣にして、憑むべき所を緩くせり。若し一旦に事出で來らば、社稷鎮まらじ。これ一。五重の漸臺を造つて、金を敷き玉を鏤めて、國中の寶を盡し、萬民悉く疲れたり。これ二。賢者は山林に隠れ、佞臣は左右にあり。偽り曲る者のみ進みて、諫め諭す者なし。これ三。酒を嗜み女に溺れ、夙夜に思を蕩し志を恣にして、前には國家の治を思はず、後には諸侯禮を收めず。これ四。危いかな危いかな」と申せば、宣王聞き給ひて、「今寡人がいふ所、是れ至れる理なり。誠に我が誤

の甚しきなり。身の全からむこと近きにあり」とて、立所に漸臺を壊ち棄て、彫琢を止め、諂へる臣を退け、賢者を招き、女樂を遠ざけ、沈醉を禁じ、終に太子を選び、此の無鹽君を拜して后と定めしかば、齊國大に安し。是れ醜女の功なりといへり。

然るを今は只顔色に耽り、寵愛を前として後宮多き故に、國亂るるなり。されば周の幽王は褒姒を愛して、本の後申后、竝に其の腹の太子を捨て、褒姒を后として、當腹の白服を以て太子とせしかば、申后怒をなして、繒綵を西夷犬戎に與へて、幽王の都を攻めしかば、烽火を擧ぐれども兵も參らずして、幽王討たれ給ひて、周國亡びてけり。都て天下の亂れ、政道の違ふ事、後宮より出づるなり。依つて詩にいはく、「婦人長舌ある、是れ禍の階なり。天より降すにあらず、婦人より成る」といへり。長舌とは、言ふ事多くして禍をなすなり。是れ強ひて、君を教へて惡をなさしむるにもあらず、亂の道を語るにもあざざれども、婦人を近づけ其の詞を用ふれば、必ず禍亂起るな

○申后—申侯の女。幽王、褒姒を寵して后を廢し、太子宜臼を殺さんとす。白即ち甲に奔る。王之を殺さん事を求めて得ず、仍つて甲を討つ。申侯乃ち犬戎を召して王を攻めしなり。本書の記事少しく違へり。  
 ○繒綵—美しき絹帛。  
 ○犬戎—西方の夷。  
 ○婦人長舌ある云々—詩經、瞻仰篇に、婦有長舌、維厲之階、亂匪自天、生自婦人」とあり。

○牝雞の晨する時云々―書經、牧誓篇に、牝雞無晨、牝雞晨、惟家之索（ツクルナリ）とあり。めんどりの時をつくる事の不祥なるを、婦の夫權を奪ふ事に喩へて諷せり。之を本書に、史記の語といへるは誤なり。

○嫡孫―重仁親王。

○當今―當代。今上天皇。

○天津日嗣―天の日をつぐ義にて、皇位のこと。

○掛けまくも忝く―口に掛けて申し上ぐるも長多し。

り。されば婦人は、政に交ることなし。政に交れば、亂是れより成るといへり。史記には、ひんけいあした牝雞朝する時は、其の里必ず亡ぶ」といへり。牝雞の時を作るは、所の怪異にて、其の郷亡ぶるが如く、婦人政をいろふ事あれば、國亂るといへり。然るを鳥羽院、美福門院の御計ひに任せて、御恙もましまさぬ新院を押し下し進らせて、近衛院を御位に即け奉り、嫡孫を閣さしおいて、第四の宮たうぎん當今御受禪ありし故に、此の亂出來せり。嫡々を閣きおはしますは、故院の御誤りにや。然れども天津日嗣は、掛けまくも忝く天照大神より始めて、今に絶えざる御事なれば、昔より此の御望ありし君、一人も御本望を遂げられたる事なし。されども御計ひ違ふ故にや、是れより世亂れ初めて、公家忽ちに衰へ、朝儀愈すた廢れたり。洛中の兵亂は、之を始と申すなり。

左府の君達附謀叛人各遠流の事

同じき二十五日、人々遠流せんるの由宣下せらる。左京大夫入道は常陸の國、近江

○日數あれば―御沙汰もなく日數経過したれば。「すれば」は諸本、經ば「とあるを、古活本に據る。

○御所―忠實の居所。

○謝有餘―忠實に對し有りあまる程の鴻恩を謝すとの意ならむか。

○如蒙覺向塵―覺はカメ、言辭の通じ難き喻。

○八句の暮年―八十の老年。

○椿葉之陰再改―新撰朗詠集に見えたる大江朝綱の句の徳是北辰、椿葉之影再改による。莊子に「上古、大椿といふものあり、八千歳を春と爲し八千歳を秋と爲す」といふよりいで、長壽の意に用ふ。陰再改は、一回の春秋を経ること。

○淵底―海上。

○無不審之程―安否を心配せぬ様、言づれし給ふべき旨を、老公に言上せよと也。

中將成雅は越後の國、盛憲入道は佐渡の國、正弘入道は陸奥の國とぞ聞えける。左大臣の二男中納言師長、日數あれば、さりとともと思召しける處に、配流はいりゅうの事一定と聞き給ひて、今を限の由、入道殿へ御消息を進らせられけり。

一日乍抑別涙、罷出御所之後、不審彌多。雖謝有餘、實如蒙覺向壁。殿下及八句之暮年、猶留九重、花洛師長提一面之琵琶、遙去萬里之雲路。近嚴顔事、又何日、非暗夢、不知其期。情每思此事、落涙空千行。縱椿葉之陰再改、戀慕之情難休。手振心迷、不能述懷而已。師長自幼少、至于今、携絃歌文筆之藝、是奉仕帝邊、爲致忠節也。而忽逢此殃、長斷其思。畢雖知宿運、令然愁淚咽而難禁。悲哉、更難盡紙上、只可令垂賢察御候。又去雲外淵底之後、無不審之程、可仰給之由、可令言上給書狀狼藉、莫及高覽。私一見之後、早破早破、不可及外見。恐惶謹言。

七月晦日

山寺隱士師長上

左府の君達附謀叛人各遠流の事

進上 藏人大夫殿

とぞ書かれける。

八月二日、左大臣殿の息、右大將兼長を始として、四人南都を出でて、山城の國稻八間といふ所へ移つて、是れより各配所へ赴かる。死罪を宥められ、遠流になりぬるは悦なれども、猶行末も覺束なかりけり。檢非違使惟繁資能、二人追立の使にて、兄弟四人各重服の裝束にて、御馬をば下部取つてければ、押取にしたる鞍なれども、うたてげなるにぞ乗り給ひける。見る人目も當てられざりけり。

太政官符

應追位記事

- 正二位藤原朝臣兼長 出雲國
- 從二位藤原朝臣師長 土佐國
- 正三位藤原朝臣教長 常陸國

○藏人大夫―攝關家の藏人所に候し雜務を取るもの。大夫は五位をいふ。  
 ○四人―兼長、師長、隆長、教長。  
 ○稻八間―山城相樂郡。  
 ○追立の使―罪人の追放を司る官使。罪人の所持品などを奪ひ取りなどせしなり。  
 ○重服―父母の喪を重服といふ。今は父類長の喪中なればなり。

○太政官符―太政官より八省又は諸國に下す公文。この官符を左京職に、一を治部省に下せるは、左右京職は、京師を分轄して司法警察をも掌り、治部省は僧尼を管せしを以てなり。  
 ○追位記―位記を追奪せらるること。

○行―官には相當の位あり、官を上に位を下に書くを法とすれども、若し位高くて官の低き場合は、位を上にし官を下にし、其の間に「行」の字を加へ、此の反對に官高くて位低ければ、守の字を加ふ。

右正二位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅宜奉勅件等、人坐事配流件國々宜仰彼職令追位記者職宜承知仍宣行之符到奉行。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史兼算博士

左辨官正五位下藤原朝臣

太政官符

治部省

應令還俗大法師範長事

右正三位行權中納言左兵衛督藤原朝臣忠雅宜奉勅範長坐事配流安藝國宜仰彼省先令還俗省宜承知依宣行之符到奉行。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史兼算博士

左府の君達附謀叛人各遠流の事

左辨官正五位下藤原朝臣

○師長—琵琶の名手にして、仁智要録といふ樂書の著あり。  
○大物—攝津河邊郡、大河尻の碓泊處。

○青海波—盤涉調の曲名。天竺樂、或は龍宮樂と稱す。さて師長の祕曲を傳へし事、今鏡、十訓抄、源平盛衰記等にも見えて、藝苑の佳話となし、謠曲の殿上は、師長祕曲を傳へむ爲に、渡唐せんとせし事を作れり。  
○波にしづむと—「波に沈むとも」の意にて、此の句例、古歌にもあり。

此の範長禪師は、配所安藝の國とぞ聞えし。各故郷をば今日を限と立ち別れ、東西南北へ左遷に赴き給ふ、心の中こそ哀なれ。師長は大物といふ所に留まり給ふに、源惟守といふ者、此の程琵琶を習ひ奉つて、常に參りけるが、最期の御送とて、是れまで參つて、終夜祕曲を調べ、「何處の浦までも參るべく候へども、武士許し侍らねば罷り歸り候。餘波惜しく候」と申せば、「汝情ありて、是れまで來る事こそありがたけれ」とて、青海波の祕曲を授け給ひて、其の譜の奥に、かうこそ遊ばされけれ。

教へおくその言の葉を忘るなよ身は青海の波にしづむと

惟守袖を廣げて之を賜はりつつ、涙に咽びて立ちにけり。

此の外國々へ流さるる人、十四人とぞ聞えし。禪閣は、左府の御形見の君達にも、皆々別れ給へば、別涙抑へ難くて、かかる物思に、消えやらぬ露の命も中々恨めしく、「生きて物を思はむよりは、只春日大明神、命を召せ」と申さ

○せめての御事—悲嘆のあまりに思ひつめての御事。

せ給ふぞ、せめての御事と哀なる。

大相國上洛の事

○關白殿—頼長の兄、法性寺忠通。

○さながら—其のまま。

さる程に、八月八日、宇治の大相國、富家殿に歸り住ませ給ふべき由、内々申させ給へども、天氣許りず。剩へ南都にて惡黨を催し給ひけるとて、配所へ遣さるべき由、宣下せられければ、信西、關白殿へ此の由申せば、殿下、父を配所へ遣して、其の子攝籙を仕らむ事、面目なき由仰せければ、信西此の由を奏聞す。「關白さま様に申されば、さながらこそあらめ」と、仰なりければ、禪閣此の由を聞き召して、「關白、入道が事を是れ程に思ひけるものを、何の故に日來快からず思ひつらむ」とて、御後悔ありけり。然れども猶世を恐れさせ給ひて、内裏へ申させ給ひけるは、「若し朝家の御爲野心を存せば、天神地祇の冥罰を蒙り、當來には三世の諸佛の利益に洩るべし」とぞ書かせ給ひける。南都に御坐在りては悪しかりなむとて、關白殿より御迎に人を進ら

○當來—未來。  
○三世—過去、現在、未來。



○所勞一病氣。  
 ○知足院一前に出づ。  
 ○八十四一この年異なり。公卿補任並に系圖に據れば、忠實は應保二年八十五にて薨じたれば、之を逆算するに、保元元年は七十九に當るよし、參考にいへり。

せられければ、御所勞として出で給はず。猶世を危ませ給ふ故なり。依つて殿下より、御子左衛門督基實を御使として、委しく申させ給ひければ、其の時入道殿南都を出で給ひて、知足院に住ませ給ふ。御年八十四とぞ聞えける。

新院御經沈附崩御の事

○御經沈一此の血書ちぢの御經を成勝寺に於て供養せられし事、吉記に見ゆれば、(壽永二年七月十六日の條)本書(盛衰記、長門本平家同じ)いふ所疑ふべき由、參考に云へり。  
 ○謂文一新院を請け取り奉りし由の國司よりの書面。  
 ○直島一讃岐の海上、小豆島近傍にあり、周圍四里餘の島なりと云ふ。  
 ○築垣一築土に同じ。土塼。  
 ○兼に弱る一諸本「よはる」とあれども、「よわる」の假名遣ひなる事著ければ改めたり。

さる程に、新院は、八月十日御下著の由、國より御請文到來す。此の程は松山に御坐ありけるが、國司既に直島といふ所に、御所を造り出されければ、それに遷らせおはします。四方の築垣つき、只口一つあけて、日に三度の供御進らすの外は、事問ひ奉る人もなし。さらでだに習はぬ鄙の御住ひは悲しきに、秋も漸う闌け行くままに、松を拂ふ嵐の音、叢に弱る蟲の聲も心細く、夜の雁の遙に海を過ぐるも、故郷に言傳せまほしく、曉の千鳥の洲崎に騒ぐも、御心碎く種となる。我が身の御歎よりは、僅に付き奉り給へる

女房達の、伏し沈み給ふに、愈よ心苦しかりけり。

朕遙に神奇を受けて天子の位を踐み、太上天皇の尊號を蒙りて、粉榆の居を占めき。先院御在世の間なりしかば、萬機の政を心に任せずといへども、久しく仙洞の樂に誇りき。思出なきにあらず。或は金谷の花を翫び、或は南樓の月に吟じ、既に三十八年を送れり。過ぎにし方を思へば、昨日の夢の如し。如何なる前世の宿業にか、かかる歎に沈むらむ。縦令鳥の頭白くなるとも、歸京の期を知らず。定めて望郷の鬼とぞならむすらむ。偏に後世の御爲とて、五部の大乘經を、三年が程に御自筆に遊ばして、貝鐘の音も聞えぬ所に置き奉らむも不便なり。八幡山か高野山か、若し御免あらば、鳥羽の安樂壽院の御墓に置き奉りたき由、平治元年春の比、仁和寺の御室へ申させ給ひしかば、五の宮よりも、關白殿へ此の由傳へ申させ給ふ。殿下より能き様に執り申させ給へども、主上終に御許されもなくして、彼の御經を即ち返し遣され、御室より、御咎重くおはします故、御手跡なりとも、都近くは置

○粉榆一ニレといふ木。皮白ければ白樺とも云ふ。郷土に多ければ故郷の事にいへども、こゝは杜子美の種、杏仙家近、白樺などの句に據り、仙洞御所の意に用ひしならんと、頭書本にいへり。  
 ○金谷一晋の石崇の別莊地。河陽縣界、金谷洞中にあり、清泉茂林、棠果竹柏、藥草の麗あり、其の目を煥ませ心を歡ばしむるもの、亦已に備れりと、其の「金谷洞詩序」に見えたり。  
 ○鳥の頭白くなるとも云々一燕の太子丹、秦の隣と爲り、歸るを求む。秦王の曰はく、「鳥頭白く、馬角を生せば、乃ち許さん」と。丹仍つて天を仰いで嘆息せしかば、鳥頭白くなり、馬に角を生じたりと、史記刺客傳の案證の註に見えたり。こゝには引いて、あり得べからざる事の譬喩とせり。  
 ○五部の大乘經一華嚴、大集、大品、法華、涅槃の五部の經文にして、天台四教義に、之を究竟の大乘と云へり。乘はなほ道といはんが如し。  
 ○貝鐘の音も聞えぬ所一近傍に寺もなき所。

○不便—不都合。  
 ○五の宮—仁和寺の門主。前にいづ。  
 ○執り申す—御とりなし申す。

○康賴—信濃守頼季の男。  
 ○柿の衣—遊樂の衣にて、山伏などの着用するもの。  
 ○長頭巾をまきて—長く立ちたる頭巾を頭に被る。  
 ○御身の血を出して—此の一句、古活本に據つて補ふ。  
 ○御爪をもちやさせ給ひて—もと「御爪をもちやさせ給ひてありしが、京師本、杉原本に據つて改む」。  
 ○八年おはして—事實は、九年なり。

かれ難き由承り候ふ間、力及ばず」と御返事ありければ、法皇此の由聞し召して、「口惜しきことかな。我が朝にも限らず、天竺震旦にも、國を論じ位を争ひて、伯父姪謀叛を起し、兄弟合戦を致す事なきにあらず。我此の事を悔い思ひ、悪心懺悔の爲に此の經を書き奉る所なり。然るに筆跡をだに、都に置かざる程の儀に至つては力なし。此の經を魔道に回向して、魔縁となつて、遺恨を散せむ」と仰せければ、此の由都へ聞えて、「御有様見て參れ」とて、康賴を御使に下されけるが、參りて見奉れば、柿の御衣の煤けたるに、長頭巾をまきて、御身の血を出して、大乘經の奥に御誓狀を遊ばして、千尋の底へ沈め給ふ。其の後は御爪をもちやさせ給ひて、御髪をも剃らせ給はで、御姿をやつし、悪念に沈み給ひけるこそ恐ろしけれ。

かくて八年おはしまして、長寛二年八月二十六日、御歳四十六にて、志度といふ所にて隠れさせ給ひけるを、白峯といふ所にて烟になし奉る。此の君怨念に依りて、生きながら天狗の姿にならせ給ひけるが、其の故にや中二年

○院内—後白河上皇と、二條天皇。  
 ○掘り埋まれし云々—平治の亂に、信西出走せしも、死期の近きを知り、石堂山にて穴を掘り、生きながら身を埋めし事、平治物語に委し。

○梅檀—梵語。香水にして、樹は白樹に似、その質冷涼なりと。  
 ○迦陵頻—梵語。迦陵頻伽の略。譯して妙聲鳥といふ。智度論に、如三迦陵頻伽鳥、在三疊中未出聲、聲微妙勝三於餘鳥とあり。  
 ○仁安三年—此の年の二月、六條天皇、高倉院に御讓位あり、冬は高倉院の御治世なり。  
 ○西行法師—系圖並に台記に據るに、俗名義清、藤原康清の

あつて、平治元年十二月九日、信賴卿に語らはれて、義朝大内に立て籠り、三條殿を焼き拂ひ、院内をも押し籠め奉り、信西入道の一類を滅し、掘り埋まれし信西が死骸を掘り起し、首をば大路を渡しけり。絶えて久しき死罪を申し行ひ、左府の死骸を耻かしめなど、餘りなる事申し行ひしが果す處なり。去んぬる保元三年八月二十三日に、御位東宮に譲り給ふ、二條院是れなり。院と申すは、先帝後白河の御事なり。信賴も忽ちに滅びぬ。義朝も平氏に打負けて落ち行きけるが、尾張の國にて相傳の家人、長田莊司忠致に撃たれて、子共皆死罪流刑に行はる。誠に乙若宜ひけるが如くなり。梅檀は二葉より香しく、迦陵頻は卵の中に妙なる聲あるが如く、乙若幼けれども、武士の家に生れて、兵の道を知りける事こそ哀なれ。此の亂は讚岐院いまだ御在世の間に、眼のあたり御怨念の致す處と、人申しける。

仁安三年冬の頃、西行法師諸國修行の次に、白峯の御墓に參りて、つくづくと見進らせ、昔の御事思ひ出で奉りて、かうぞ詠み侍りける。

よしや君むかしの玉の床とてもかからむ後は何にかはせむ

子。東鑑、盛衰記等に、憲清に作れるは、非なるが如し。西行が讃岐の普通寺のあたりの山に庵むすびて住みける事、山家集の詞書に見え、其の白峰詣の事は、古事談にも見え、本書は略なれども、京師本、杉原本、鎌倉本、並に撰集抄、盛衰記、長門本平家物語等には之を詳述して、凄愴なる一段の物語を爲せり。

○よしや君云々―山家集に「白峰と申す所の御墓に参りて」として出せり。

○玉の床―萬葉に玉床の語あり、所謂金殿玉樓の意。

○六月二十九日―諸實錄に據れば、七月二十九日の誤なり。

○四十三人―盛衰記四十二人、玉海三十九人、山槐記四十人に作り、其の他の實錄また異同あり。

○關白殿―基房。法性寺忠通の子。

○十一月十四日―清盛大兵を率ゐて入浴せし日なり。かくて解官は十四日、法皇を幽せしは十日なり。

○法住寺殿―後白河法皇の御所。

○不動明王大威徳―五大尊明

治承元年六月二十九日、追號ありて崇徳院とぞ申しける。かやうに宥め進らせられけれども、猶御憤散せざりけるにや、同じき三年十一月十四日に清盛朝家を恨み奉り、太上天皇を鳥羽の離宮に押籠め奉り、太政大臣以下四十三人の官職を止め、關白を太宰權帥に遷し進らす。是れ直事にあらず、崇徳院の御祟とぞ申しける。其の後人の夢に、讃岐院を輿に乗せ奉り、爲義判官子共相具して先陣仕り、平馬助忠正後陣にて、法住寺殿へ渡御あるに、西の門より入れ奉らむとするに、爲義申しけるは、「門々をば不動明王、大威徳の固め給ひて、入り難し」と申せば、「さらば清盛が許へ入れ進らせよ」と仰せければ、西八條へ成し奉るに、左右なく内へ御幸なりぬ、とぞ見えたりける。誠に幾程なくて、清盛公物狂しくなり給ふ。是れ讃岐院の御靈なりとて、宥め進らせむ爲に、昔御合戦ありし、大炊御門の末の御所の址に社を造つて、崇徳院と祀ひ奉り、竝に左大臣の贈官贈位行はる。少納言經基勅使にて、彼

の御墓所に向つて、太政大臣正一位の位記を読み懸けけり。亡魂もさこそ嬉しと思召しけめ、と皆人申しあへり。

### 爲朝生捕遠流の事

さる程に、「爲朝を搦めて参りたらむ者には、不次の賞あるべし」と宣旨下りけるに、八郎近江の國輪田といふ所に隠れ居て、郎等一人法師になして、乞食させて日を送りける。筑紫へ下るべき支度をしけるが、平家の侍筑後守家貞、大勢にて上ると聞えければ、其の程晝は深山に入つて身を隠し、夜は里に出でて食事を營みけるが、有漏の身なれば病み出して、灸治など多くして、温疾大切の間、古き湯屋を借つて、常に下湯をぞしける。

爰に佐渡兵衛重貞といふ者、宣旨を蒙つて、國中を尋ね求めける處に、或者申しけるは、「此の程、此の湯屋に居る者こそ怪しき人なれ。大男の怖ろしげなるが、さすが尋常げなり。歳は二十許なるが、額に創あり、由々しく人

王の中の二佛。不動は中央、大威徳は西方に配す。三面六臂、大白牛に御し、一切の惡徳詭を摧伏し、衆生を徳す、故に大威徳と稱す。(五大尊は、此の外に降三世明王、軍荼利夜叉明王、金剛夜叉明王を加へたるもの)

○御所址―春日河原。

○少納言經基―岡崎本及び盛衰記、少内記惟基に作る。玉海に據るに、之を是と爲す。惟基は參議惟方の子。

○有漏―佛身を無漏といふに對し、凡夫を有漏といふ。有は隨増の義、漏は漏泄の義にして、煩惱のこと。

○温疾―流行の熱病。

○重貞―系圖、重定に作る。源重實の子。

○尋常げ―目に立たずして上品なるに云ふ。

○由々しく―甚し。「由々」は宛字。

○初荷ひ陣。

○水干袴—狩衣に似て長短く袴の下に着こむるを常とす。色は一定せざれども多くは白を用ふ。もと水引にしたる絹にて製せるよりの名。

○北の陣—前にいづ。

○通期—時期の後れたるをいふ。

○未だ御覽せられぬ者の體なり—數覽ありし上は、所定の刑に處すべきなれば、其の罪を秘せしなり。

○息災—健康。

○二つ伏—指二本伏せたる程の長さ。

に忍ぶと覺えたり」と語れば、九月二日湯屋に下りたる時、三十騎にて押し寄せてけり。爲朝眞裸にて、笏を以て數多の者をば打ち伏せたれども、大勢に取り籠められて、いふかひなく搦められけり。季實判官請け取つて、二條を西へ渡す。白き水干袴に赤き帷子を著せ、髻に白櫛をぞ刺したりける。北の陣にて數覽あり。公卿殿上人は申すに及ばず、見物の者市をなしけり。面の劊は合戦の日、正清に射られたりとぞ聞えける。既に誅せらるべかりしが、以前の事は、合戦の時節なれば力なし、事既に違期せり。未だ御覽せられぬ者の體なり。且は末代にありがたき勇士なり。暫く命を助けて、遠流せらるべし」と議定ありしかば、流罪に定まりぬ。但し息災にては後悪しかりなむとて、肘を抜きて伊豆の大嶋へ流されけり。かくて五十餘日して、肩を繕ひて後は、少し弱くなりたれども、矢束を引く事、今二つ伏引き増したれば、物の切るる事昔に劣らず。

爲朝宜ひけるは、「我清和天皇の後胤として、八幡太郎の孫なり、争でか先

○公家—朝廷。

○五島—大島、新島、神津島、三宅島、御藏島。

○茂光—藤原家次の子。

○上臈婿取りて云々—忠重が貴人を婿にして、己を輕侮するを恨むなり。

○勇士なれば—忠重をさしていふ。

祖をば失ふべき。是れこそ公家より賜はりたる領なれ」とて、大島を管領するのみならず、都て五島を打ち從へたり。是れは伊豆の國の住人、狩野介茂光が領なれども、聊かも年貢をも出さず。島の代官三郎大夫忠重といふ者の婿になりけり。茂光は、「上臈婿取つて、我を我ともせず」と恨みければ、隠して運送をなすを、爲朝聞き附けて、舅忠重を喚び寄せて、此の條奇怪なりといふ上、勇士なれば、始終我が爲悪しかりなむとや思ひけむ、左右の手の指を三つづつ切つて捨ててけり。其の外弓矢を取つて焼き捨て、都て島中に我が郎等の外、弓矢を置かざりけり。昔の兵ども尋ね下つて屬き従ひしかば、威勢漸く盛りにして過ぎ行く程に、十年にぞなりにける。

### 爲朝鬼が島渡並最期の事

さる程に、永萬元年三月、磯に出でて遊びけるに、白鷺青鷺二つ連れて、沖の方へ飛び行くを見て、「鷺だに一羽に千里を飛ぶといふに、況や鷺は一二里

爲朝鬼が島渡並最期の事

○鬼が島—大分に、八丈島ならむといへど、詳ならず。

○永萬元年—六條天皇の御治世。保元々年は十年目に當れり。

○鷺だに云々—鷺でも一飛びに千里を飛ぶは難しといふのに—との意になるべき所なれば、誤説あるべし。但し京

師本には、「金翅鳥こそ一羽に千里を飛なれ。此鳥どもは三里にはよも過ぎじ。ある所を見むと思ふとて」とありて、意よく通ず。

○乾の方―西北方。

にはよも過ぎじ。此の鳥の飛び様は、定めて鳥ぞあらむ。追つて見む」といふままに、早船に乗つて馳せて行くに、日も暮れ夜にもなり、月を篝かざりに漕こぎ行けば、曙あけぼのに既に鳥影見えければ、漕こぎ寄せたれども、荒磯あらいそにて波高く、巖岨いはさかしくて、船を寄すべき様もなし。押し廻して見給ふに、乾いぬひの方より小河ぞ流れ出でたりける。

○空様―上方。

御曹司ごさうしは西國にて、船には能く調練てうれんせられたり、船をも損せず、押し上げて見給へば、長一丈餘ある大童おほわらはの、髪は空様そらさまに取り揚げたるが、身には毛ひとしと生ひて、色黒く牛の如くなるが、刀を右に指して多く出でたり。怖ろしなどもいふばかりなし。申す詞も聞き知らざれば、大方推してあひしらふ。

○船と―わざく。

「日本の人爰こゝに島ありとは知らねば、態わざとよも渡らじ。風に放たれたらむ。昔より悪風に遇うて、此の島に来る者、生きて歸る事なし。荒磯なれば、自ら來る船は波に打ち碎かる。此の島には船もなければ、乗つて歸る事なし。食物なければ、忽ちに命盡きぬ。若し船あらば、糧かて盡きざる前に、早く本國

に歸るべし」とぞ申しける。郎等共は皆興を醒さして思ひけれども、爲朝は少しも騒がず、「磯に船を置きたればこそ、波にも碎かるれ。高く引き上げよ」とて、遙の上へぞ引き上げける。

○はが―調練。今ハイと云ふ。木の枝などに綱を附け、下に網を置きて、寄り來る鳥を捕ふるわざ。

さて島を廻りて見給ふに、田もなし、鳥もなし。果子くだものもなく、絹綿もなし。「汝等何を以て、食事とする」と問へば、「魚鳥」と答ふ。網引く體見えず、釣する船もなし。又はがも立てず、もち繩も引かず。「如何して魚鳥をば取るぞ」と問へば、「我等が果報くわほうにや、魚は自然と打ち寄せらるるを拾ひらひ取り、鳥をば穴を掘りて、領知りやうち別つて其の穴に入り、身を隠し、聲を學まなびて呼べば、其の聲

○開取―穴におしこめて取るを云ふ。

に附いて鳥多く飛び入るを、穴の口を塞ふぎて、開取あみとりにするなり」といふ。實

○勢―有様。

にも見れば鳥穴多し。其の鳥の勢せいは鴨ひえどりほどなり。爲朝之を見給ひて、件くだんの大鎗おほかぶらにて、木にあるを射落し、空を翔かるを射殺しなどし給へば、島の者共舌を振つて怖ぢ恐る。「汝等も我に従はずば、此の如く射落すべし」と宣へば、皆平伏ひらふして従ひけり。身に着る物は網の如くなる太布ふとぬのなり。此の布を面々

○隱蓑隱笠拾遺集に「かくれ蓑かくれ笠をも得てしがなきたりと人に知られざるべく」と見ゆ。

○浮羅軍用具の浮羅は、本邦に如船と云ひ、足にはくを水按と云ふ由、和訓菜に見え、浮羅の類と覺しけれど、このはこれと異なり、穿ちて海上を歩みきといふ想像上のもの。なほ此の處、古活本には、「うかびくつ、しづみくつ」と對に云へり。

○日食人未詳。

○七島一鎌倉本に、大島を初として、三宅の島、上津島、八丈島、みつけの島、奥の島、新島、三倉島の八島とし、牛井本には、この中の三倉島を省きて、凡そ七島とあり、本書のも是れなるべし。

○龍神八部一に天二に龍、三に夜叉、四に乾闥婆(音乾と譯す、帝釋天の俗樂を奏する神)五に阿修羅(非天と譯す)六に迦樓羅(金翅鳥と譯す)とあり。

す、兩朝相去る事三百三十六萬里、龍を以て食と爲す七に察那羅(人に似て頭上に角あり、帝釋天の法樂神)八に摩睺羅迦(地龍大神)。

○伊藤北條一伊藤祖親と北條時政。

○加藤太一光貞。

○加藤次一景康。ともに藤原景清の子。

○澤六郎一諸本、最六郎に作る、岡崎本に據つて改む。名は宗家、伊豆の人。

○新田四郎一忠常。

○藤内遠景一天野景光の子。

○嘉應二年一高倉天皇の年號。永萬元年より五年後。

の家々より多く持ち出でて、前に積み置きけり。島の名を問ひ給へば、「鬼が島」と申す。「然れば汝等は鬼の子孫か。」「さん候。」さては聞ゆる寶あらば、取り出せよ見む」と宣へば、「昔正しく鬼神なりし時は、隱蓑、隱笠、浮羅、劍などいふ寶ありけり。其の頃は船なけれども、他國へも渡りて、日食人の性も取りけり。今は果報盡きて寶も失せ、形も人になりて、他國へ行く事も叶はず」といふ。「さらば島の名を改めむ」とて、太き葦多く生ひたれば、葦島と名附けける。此の島具して七島知行す。之を八丈島の脇島と定めて、年貢を運送すべき由を申すに、「船なくして如何すべき」と歎く間、毎年一度船を遣すべき由、約束してけり。但し今渡りたる驗にとて、件の大童一人具して歸り給ふ。

大島の者は、餘りに物荒く舉動ひ給へば、龍神八部に捕はれ失せつらむと、悦び思ふ處に、事故なく歸り給ふのみならず、剩へ怖ろしげなる鬼童相具して來れば、國人彌おぢ恐る。此の鬼童の氣色を國人に見せむとや、常に伊豆

の國府へ其の事となく遣しけり。然れば國人、鬼神の島へ渡り、鬼を捕へて郎等として、人を食ひ殺させらるべしと、怖ぢあへる事斜ならず。されば爲朝も猶奢る心や出で來けむ。然れば國人も、斯くては如何なる謀叛をか、起し給はむすらむ」など申しけるを、狩野介傳へ聞きて、高倉院の御宇、嘉應二年春の頃京上りして、此の由を奏聞し、茂光が領地を悉く押領し、剩へ鬼が島へ渡り、鬼神を奴として召し仕ひ、人民を虐ぐる由を認へ申しければ、後白河院驚き聞し召して、當國竝に武藏相模の勢を催し、發向すべき由、宣旨をなされければ、茂光に相從ふ兵、誰々ぞ。伊藤、北條、宇佐美、平太、同じき平次、加藤太、同じき加藤次、澤六郎、新田四郎、藤内遠景を始として、五百餘騎、兵船二十餘艘にて、嘉應二年四月下旬に、大島の館へ押し寄せたり。

御曹司は「思ひも寄らず、沖の方に船の音しけるは何船ぞ、見て參れ」と宣ふ。「商人船やらむ、多く連なり候」と申せば、「よもさはあらじ。我に討手の向ふやらむ」と宣へば、案の如く兵船なり。「さては定めて大勢なるらむ。縦

○手柄―御功の事なれども、轉じては、手望の意にも用ふ。こゝは即ちそれ。

○欲知過去因云々―即ち各人が爲せる業の善惡が原因となりて、善惡の結果に到達するものなれば、現在によりて過去を知るべく、又未來を推すべしとなり。此の句、因果經にありとして、平家物語大原御幸の段にも出せど、同經には見えず。

令一萬騎なりとも、打ち破つて落ちむと思はば、一先づ鬼神が向ひたりとも、射拂ふべけれども、多くの軍兵を損じ、人民を惱さむも不便なり。勅命を背きて、終には何の詮かあらむ。去んぬる保元に勅勘を蒙つて、流罪の身となりしかども、此の十餘年は當所の主となりて、心ばかりは樂めり。其の以前も九國を管領しき。思出なきにあらず。筑紫にては菊池原田を始として、西國の者共は、皆我が手柄の程は知りぬらむ。都にては源平の軍兵、殊に武藏相模の郎等共、我が弓勢を知りぬらむものを。其の外の者共、甲冑を鎧ひ、弓箭を帶したるばかりにてこそあらむすれ。爲朝に向つて弓引かむ者は、覺えぬものを。今都よりの大將ならば、ゆがみ平氏などこそ下るらめ。一々に射殺して、海にはめむと思へども、終に叶はぬ身に、無益の罪作つて何かせむ。今まで命を惜むも、自然世も立て直らば、父の意趣をも遂げ、我が本望をも達せばや、と思へばこそあれ。又昔年説法を聞きしに、欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在因といへり。されば罪を作らば、必ず惡

○非分―武器を取りて抵抗するものを分といひ、其の以外の者を非分といへり。

○鹿―をカセキといふは、角の柱木に似たればなりとの説。  
○地藏菩薩―釋尊の滅後、彌勒佛の出生前、無佛の世に於て救濟攝化の職を盡すべく、切利天にて釋尊より付嘱を受け給ひし菩薩。

○鳥の冠者―忠重の女に生まれし子ならん。冠者は元服したての若者の稱。爲類九歳、いまだ元服の年にあらねば、こゝは單に若君の意に用ひたり。

○射向の袖―鎧の左袖。弓射る時、敵方に向くる故にいふ。

道に落つべし。然れども、武士たる者、殺業なくては叶はず。それに取つては、武の道、非分の者を殺さざるなり。依つて爲朝合戦する事二十餘度、人の命を斷つ事數を知らず。されども分の敵を討つて、非分の者を討たず。鹿を殺さず鱗を漁らず、一心に地藏菩薩を念じ奉る事二十餘年なり。過去の業因に依つて、今かやうの惡身を受け、今生の惡業に依つて、來世の苦果思ひ知られたり。されば今此の罪悉く懺悔しつ。偏に佛道を願ひて念佛を申すなり。此の上は兵一人も残るべからず、皆落ち行くべし。物具も皆龍神に奉れ」とて、落ち行く者どもに各形見を與へ、鳥の冠者爲頼とて九歳になりけるを、喚び寄せて刺し殺す。之を見て、五つになる男子、二つになる女子をば、母抱きて失せにければ力なし。

「さりながら、矢一つ射てこそ腹をも切らめ」とて、立ち向ひ給ふが、最期の矢を手淺く射たらむも、無念なりと思案し給ふ處に、一陣の船に、兵三百餘人射向の袖を差しかざし、船を乗り傾けて、三町許渚近く押し寄せたり。御

爲朝鬼が鳥渡最期の事

○矢目一矢の穴。

○楯撞楯一長さ四五尺、幅二尺の木板にて、手に持ちて矢石を防ぐを、楯とも持楯ともいひ、城上又は船端などに立て置るを、撞楯と云ふ。

曹司矢比少し遠けれども、大鎧を取つて番ひ、小肘の廻る程引き詰めて兵と放つ。水際五寸ばかり置いて、大船の腹をあなたへつと射通せば、兩方の矢目より水入つて、船は底へぞまひ入りける。水心ある兵は、楯撞楯に乗つて漂ふ所を、櫓、弓の筈に取り附きて、並びの船へ乗り移りてぞ助かりける。爲朝之を見給ひて、「保元の古は、矢一筋にて二人の武者を射殺しき。嘉應の今は、一矢に多くの兵を殺し畢んぬ。南無阿彌陀佛」とぞ申されける。今は思ふ事なしとて内に入り、家の柱に背を當てて、腹搔き切つてぞ居給ひける。

其の後は、船ども遙に漕ぎもどして申しけるは、「八郎殿の弓勢は、今に始めぬ事なれども、如何すべき。我等が鎧を脱ぎて、船にや著する」など、色々の支度にて程経れども、差し出づる敵もなければ、又懼々船漕ぎ寄せけれども、敢て手向する者もなし。是れに附けても、たばかり陸にあけてぞ討たむすらむと、心に鬼を作つて左右なく近づかす。されども、波の上に日を送るべきかとして、思ひ切つて、馬の足立つ程にもなりしかば、馬共皆追ひ下し

○眼勢事柄一眼つきと様子。

て、ひたひたと打乗つて、呼いて駈け入れども、立ち合ふ者の様に見え、無けれども太刀を持つ様に覺え、眼勢事柄、敵の打ち入るらむを指し覗く體にぞありける。されば、かねて我真先懸けて討ち捕らむと申せし兵ども、之を見て打ち入る者一人もなし。全く官軍の臆病なるにもあらず、只日來人ごとに懼ぢ習ひたる謂れなり。かやうに隨分の勇士共は、わろびれて進み得ず、唯外廓を取り廻せるばかりなり。爰に加藤次景廉、自害したりと見おほせてやありけむ、長刀を以て後より狙ひ寄りて、御曹司の首をぞ打ち落しける。依つて其の日の高名の、一の筆にぞ附きたりける。

○謂れなり一故なり。  
○わろびる一臆す。

○院一後白河院。

首をば同じき五月に都へ上せければ、院は二條京極に御車を立てて叡覽あり、京中の貴賤道俗群集す。此の爲朝は十三にて筑紫へ下り、九國を三年に打ち従へ、六年治めて十八歳にて都へ上り、保元の合戦に名を顯し、二十九歳にて鬼が島へ渡り、鬼神を取つて奴とし、一國の者恐ぢ怖るといへども、勅勘の身なれば、終に本意を遂げず。三十三にして自害して、名を一天に

○取つて一古活本に據つて補

○自害して一同上。

爲朝鬼が島渡並最期の事



廣めけり。「古より今に至るまで、此の爲朝程の血氣の勇者なし」とぞ、諸人申しける。

保元物語終

平治物語卷之一

信賴信西不快の事

○三皇五帝—伏羲、神農、黃帝を三皇、少昊、顓頊、高辛、唐堯、虞舜を五帝と云ふ。ともに支那古代の帝王。  
○四嶽八元—唐堯の世、義仲、義叔、和仲、和叔の四人をして諸侯を掌らしめ、之を四嶽と稱せり。是れ四方の諸侯を、泰山(東)華山(西)衡山(南)恒山(北)の四嶽の下に會同せしめし事あるよりの稱。元は善の意。伯翳、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季狸の八人の善臣。舜の擧げ用ひしもの。  
○橈楫—ともに船具のカイ。  
○羽翮—翮は羽の莖。

竊ひそにちもん惟みれば、三皇五帝の國を治め、四嶽八元やくの民を撫なづる、皆是れ器を見て官に任じ、身を顧かへりみて祿を受くる故なり。君、臣を選んで官を授け、臣己を量はかつて職を受くる時は、任を委くはしうし成をせむる事、勞せずして化すといへり。故に舟航の船、海を渡るに、必ず橈楫たうしよの功を假り、鴻鶴こうくわくの鶴、雲を凌ぐに、必ず羽翮うかくの用に由る。帝王の國を治むる事、必ず匡弼きやうひつの助に由ると云云。國の匡輔きやうほは必ず中良を待つ。任使其にんしの人を得る時は、天下自ら治まると見えたり。

古より今に至つて、王者の人臣を賞する、和漢兩朝同じく、文武二道を以信賴信西不快の事

○八荒一八方荒遠の蠻地。  
○麗如一ナイガシロにすること、如には意なし。  
○唐の太宗文皇帝は云々一實は文武皇帝なり。名は世民、隋朝の末に方り、よく武功を以て禍亂を定むと雖も、終に文德を以て海内を安んじたり。白楽天の七德舞に、剪鬚、藥賜功臣、李勣、思摩、身、含血、血、思摩、死とある註に、李、漢の大將軍と爲り、帝に隨つて高麗を征し、偶矢中に中る。上乃ち親ら爲に血を吮ひ、是れ鐵に穿る所の毒氣を吮ひ、出さん爲なりといふ。

て先とす。文を以ては萬機の政を輔け、武を以ては四夷の亂を治む。天下を保ち國土を治むる謀、文を左にし武を右にす、と見えたり。譬へば人の二つの手の如し、一つも闕けては叶ひがたし。兩端以て叶ふ時は、四海に風波の恐なく、八荒民庶の愁なし。夫れ澆季に及びては、人奢つて朝威を蔑如し、民猛くして野心を挾む。能く用意すべし、尤も抽賞せらるべきは勇士なり。されば唐の太宗文皇帝は、髭を焼きて功臣に賜ひ、血を含み瘡を吮うて戦士を撫でしかば、心は恩の爲に仕へ、命は義に依つて輕かりければ、身を殺さむ事を痛まず。只死を致さむ事をのみ、思へりけりとなむ。自ら手を下し、我と能く戦はねども、人に志を施せば、人皆歸しけり。又讒佞の徒は、國の蠹賊なり。榮花を旦夕に争ひ、世利を市朝に競ふ。諂諛の姿を以て、忠賢の己が上にある事を惡み、其の姦邪の志を抱いて、富貴の我先たらざる事を恨む。是れ皆愚者の習なり、用捨すべきは此の事なり。

爰に近來、權中納言兼中宮權大夫、右衛門督藤原朝臣信賴卿といふ人

○人臣の祖一藤原氏の祖先を天祖に對していへり。  
○基隆一原、季隆に作る。  
○忠隆一もと仲隆に作る。ともに親なる事明なれば、參考本に據りて改む。  
○昇進にかゝらば、順序年限等に頓着なく、昇進せしむる。  
○藏人頭一藏人所の長官。藏人は殿上に近侍して機密の文書及び諸訴を掌り、かねて小事を奏宣する權力ある官職。  
○一人一攝政關白をいふ。  
○一座の上席に着けばなり。  
○微子瑕一微子瑕に作るべし。微子瑕、衛の君に愛せらる。桃を食ひて甘し、乃ち盡さずして君に奉る。君曰く、「我を愛するかな、其の口を忘れて我を念ふ」と。既にして色衰へ變強ひて罪を君に得るに及びて、君曰く、「是れ嘗て我に食はしむるに餘桃を以てせり」と。  
○安祿山一もと胡人、張守珪の奚契丹を討つや、捕へて之を京師に送る。帝その才勇を惜んで之を赦す。謙山頗巧にして善く人に仕ふ。楊貴妃寵

ありき。人臣の祖天津兒屋根尊の御苗裔、中關白道隆の八代の後胤、播磨三位基隆が孫、伊豫三位忠隆が子なり。然れども文にもあらず、武にもあらず、能もなく、藝もなし。只朝恩にのみ誇つて、昇進にかかはらず。父祖は諸國の受領をのみ經て、年闋け齡傾いて後、僅に従三位までこそ至りしか。是れは近衛司、藏人頭、后宮の宮司、宰相中將、衛府督、檢非違使別當、此等を僅二三箇年の間に經昇つて、年二十七にして中納言右衛門督に至れり。一の人の家嫡などこそ、かやうの昇進はし給ふに、凡人に於ては、未だ此の如くの例を聞かず。又官途のみにあらず、俸祿も猶心のままなり。かくのみ過分なりしかども、猶不足して、家に絶えて久しき大臣の大將に望をかけた、凡そおほけなき舉動をのみしけり。されば見る人目を塞ぎ、聞く者耳を驚かす。微子瑕にも過ぎ、安祿山にも超えたり。餘桃の罪をも恐れず、只榮花の恩にぞ誇りける。

其の比、少納言入道信西といふ者あり。山井三位永頼卿六代の後胤、越後

を得るに及び、姉附追隨、ます  
ます顯貴を極め、終に反を謀  
るに至れり。

守季綱が孫、鳥羽院の御宇、進士藏人實兼が子なり。儒胤を受けて、儒業を  
傳へずといへども、諸道兼學して、諸事に昧からず、九流百家に至る、當世無  
雙の宏才博覽なり。後白河上皇の御乳母、紀伊二位の夫たるに依つて、保元

○六代の後胤一原、八代に作  
れるを、參考本に據りて改む。  
即ち左の如し。

元年より以來は、天下の大小事を心のままに執り行つて、絶えたる跡を繼  
ぎ、廢れたる道を興し、延久の例に任せて大内に記録所を置き、訴訟を評議

永頼一能通一實範一季綱一  
實兼一通憲(入道信西)

し、理非を勘決す。聖斷私なかりしかば、人の恨も残らず。世を淳素に歸し、  
君を堯舜に致し奉る。延喜天曆の二朝にも恥ぢず、義懷惟成が三年にも超

○進士藏人一進士出身の藏  
人。進士は文章生のこと。即ち  
文章道志望の學生を大學頭監  
督の下に試験して擬文章生に  
補し、之を更に式部省にて試  
験して及第せしもの。

えたり。

○儒胤一學者の系統。父實兼  
は文章博士なり。

大内は久しく修造せられざりしかば、殿舎傾危し、樓閣荒廢して、牛馬の

○九流一漢書、藝文志に據れ  
ば、儒家者流(五十三家)、道家  
者流(三十七家)、陰陽家者流  
(二十一)、法家者流(十二  
家)、名家者流(十家)、墨家者  
流(六家)、縱橫家者流(十二  
家)、雜家者流(二十家)、農家  
者流(九家)を數へ、又別に小  
説家者流(十五家)あり、併せ  
て十家といへり。百家は流派  
の大數。

牧、雉兔の臥所となりたりしを、一兩年の中に造畢して、遷幸なし奉る。外  
廓重疊たる大極殿、豐樂院、諸司八省、大學寮、朝所に至るまで、華の棖、雲

○紀伊二位一名は朝子。刑部  
丞俊範が孫、紀伊守兼永の女  
なるを以て呼び名とす。

の形、大廈の構、成風の功、年を経ずして不日になりしかども、民の煩もな  
く、國の費もなかりけり。内宴、相撲の節、久しく絶えたる迹を興し、詩歌管

○延久一後三條天皇の年號。  
元年閏十月十一日、記録所を  
創設し、諸國新立の莊園の券  
契の理非を勘決記録する事を  
掌らしめられしが、後には專  
ら諸國諸司、並に諸人の訴訟  
を裁斷せり。

絃の遊、折にふれて相催す。九重の儀式昔を恥ぢず、萬事の禮法舊きが如し。  
去ぬる保元三年八月十一日、主上御位をすべらせ給ひて、御子の宮に讓  
り申させ給へり。二條院是れなり。然れども信西が權位も彌威を奮ひて、  
飛鳥も落ち、草木も靡くばかりなり。又信賴卿の寵愛も、猶彌珍らかにして、  
肩を雙ぶる人もなし。されば兩雄は必ず争ふ習なる上、如何なる天魔か二  
人の心に入り替りけむ、其中惡しくして、事に觸れて不快の由聞えけり。  
信西は信賴を見て、何様にも此の者天下をも危ぶめ、國家をも亂らむする人  
よと思ひければ、如何にもして失はばやと思へども、當時無雙の寵臣なる  
上、人の心も知り難ければ、打解けて申し合すべき輩もなし、次あらばとた  
めらひ居たり。信賴も又何事も心のままなるに、此の入道我を拒んで、怨を  
結ばむ者彼なるべし、と思ひてければ、如何なる謀をも運らして、失はむと  
ぞたくみける。

○雲の形一雲形のこと。肘  
木(柱の上に肘の如く端を出  
して料を受くる材)に雲の模  
様を彫刻せるなり。

或時、信西に向つて上皇仰せなりけるは、信賴が大將を望み申すは、如何  
信賴信西不快の事

り二十二日までの間に、名だたる文人を仁壽殿に召し、初春陽和の詩作を課し、かねて宴飲舞樂の興を行はせられたり。

○相撲の節—七月二十八九日、(小の月は二十七八日)禁中に於て催されし上覽相撲。

○清華—大臣に任ぜらるゝを先途とするよき家柄。

○司召—除目(任官の儀)に二種あり、一を司召除目と云ひ、京官を任ずる儀にて、秋季に行はれ、一を縣召除目と云ひ、地方官を任ずる儀にて、春季に行はる。但しこゝは廣く任官の事にいへり。

○上天の鏡々—無量壽經に爾時世尊、云々、光顏鏡々など見え、尊貴の形容に用ひたり。こゝは尊き上天の照覽の意。

○宗道卿—右大臣藤原俊家の子、白河院の寵ありし由、今鏡に見ゆ。

○寛治の聖主—堀河院。  
○諸大夫—攝關大臣家に祇候し、功によりて昇進を許され、大中納言まで昇進するを得る家柄。

に。必ずしも重代清華の家にあらざれども、時に依つて成さるる事もありける、とぞ傳へ聞し召す」と仰せられければ、信西すは此の世の中、今はさてぞと歎かしくて申しけるは、「信頼などが大將になりなば、誰か望をかけ候はざらむ。君の御政は、司召を以て先とす。敍位除目に僻事出で來ぬれば、上天の巍々に背き、下人の貶を受けて、世の亂るる端なり。其の例漢家本朝に繁多なり。さればにや、阿古丸大納言宗通卿を、白河院、大將になさむと思召したりしかども、寛治の聖主御許されなかりき。故中御門藤中納言家成卿を、舊院、大納言になさばやと仰せられしかども、「諸大夫の大納言になる事は、絶えて久しく候。中納言に至り候ふだに、過分に候ふものを」と、諸卿皆諫め申されしかば、思召し止まりぬ。せめての御志にや、歳の始の勅書の裏書に、「中御門大納言殿へ」と遊ばされたりける。之を拜見して、「實になされ進らせたるにも、猶過ぎたる面目かな。御志の程、忝し」とて、老の涙を拭ひ兼ねけるとぞ承り候。大納言猶以て君も執し思召し、臣も緩にせじと

○執柄—政柄を執るもの。攝政關白のこと。

こそ諫め申ししか。況や近衛大將をや。三公には列すれども、大將をば經ざる臣のみあり。執柄の息、英才の輩も、此の職を前途とす。信頼などが身を以て大將を汚さむか、愈よ奢を究めて謀逆の臣となり、天の爲に亡され候はむ事、争でか不便に思召され候ふべき」と、諫め申しけれども、實にもと思召したる御氣色もなし。信西餘りの勿體なさに、唐の安祿山が奢れる昔を繪に書きて、卷物三卷を作りて院へ進らせけれども、君は猶實にもと思召したる御事もなく、天氣他に異なり。

信頼卿は、通憲入道が散々に申しける事を漏れ聞いて、安からぬ事に思ひければ、常に所勞と號し出仕もせず。伏見源中納言師仲卿を相語らつて、彼の在所に籠り居て、馬に乗り、馳引、早足、力持など、偏に武藝をぞ稽古せられける。是れ併しながら、信西を失はむ爲とぞ聞えける。

信頼謀叛の事

○馳引—馬を走らせ行きて、又忽に後退する術か。早足力持も馬術の一種なるべし。  
○併しながら—悉く。